

平成26年 3月 3日 開会

平成26年 3月19日 閉会

平成26年3月定例会

美作市議会会議録

平成26年第1回3月定例会目次

◎ 第1日（3月3日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	3
4. 会議録署名議員	3
5. 出席説明員	3
6. 出席事務局職員	3
開 会	4
散 会	43

◎ 第2日（3月5日再開）

1. 議事日程	45
2. 出席議員	45
3. 欠席議員	45
4. 出席説明員	45
5. 出席事務局職員	45
開 議	46
延 会	75

◎ 第3日（3月6日再開）

1. 議事日程	77
2. 出席議員	77
3. 欠席議員	77
4. 出席説明員	77
5. 出席事務局職員	77
開 議	78
散 会	136

◎ 第4日（3月19日再開）

1. 議事日程	137
2. 出席議員	138
3. 欠席議員	138
4. 出席説明員	138
5. 出席事務局職員	139
開 議	140
閉 会	177

◎ その他資料

平成26年3月3日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成26年第1回美作市議会3月定例会)

平成26年3月3日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 陳情第3号(産業建設委員長報告)

日程第5 産業建設委員会委員長の間接報告について

追加日程第1 内海健次議員の議員辞職の件

追加日程第2 選挙第1号 美作市議会議長選挙について

追加日程第3 議席の一部変更について

追加日程第4 美作市常任委員会委員の所属変更について

追加日程第5 選挙第2号 美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について

追加日程第6 美作市議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 議会改革特別委員会委員の選任について

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

日程第8 議案第1号 美作市上水道施設中央監視制御システム統合更新工事請負契約の締結について

日程第9 議案第2号 美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第3号 美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第4号 美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について

議案第5号 美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第7号 美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第8号 美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について

議案第9号 美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について

議案第10号 美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第12号 美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議案第14号 美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第15号 美作市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第16号 美作市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 美作市・西栗倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について

- 議案第18号 英田郡西栗倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について
- 議案第19号 美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について
- 議案第20号 平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第21号 平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第26号 平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第30号 平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 平成25年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 平成25年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 平成26年度美作市一般会計予算
- 議案第34号 平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算
- 議案第35号 平成26年度美作市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 平成26年度美作市簡易水道特別会計予算
- 議案第37号 平成26年度美作市土地取得特別会計予算
- 議案第38号 平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第39号 平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第40号 平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算
- 議案第41号 平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第42号 平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算
- 議案第43号 平成26年度美作市武蔵の里特別会計予算
- 議案第44号 平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第45号 平成26年度美作市愛の村パーク特別会計予算
- 議案第46号 平成26年度美作市水道事業会計予算
- 議案第47号 平成26年度美作市病院事業会計予算
- 議案第48号 平成26年度美作市下水道事業会計予算

追加日程第8 発議第1号 予算審査特別委員会設置について

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	重平直樹	2番	安藤功
3番	安本博則	4番	谷本有造
5番	山本雅彦	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	山本重行
9番	尾高誉久	10番	岡崎正裕

11番 西 元 進 一
13番 岩 江 正 行
15番 万 殿 紘 行
17番 鈴 木 悦 子

12番 本 城 宏 道
14番 小 淵 繁 之
16番 日 笠 一 成
18番 内 海 健 次

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

15番 万 殿 紘 行

16番 日 笠 一 成

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長職務代理者副市長 岩 崎 清 治
政策審議監 福 原 覚
危機管理監 歙 先 耕 二
市民部長 安 東 弘 子
保健福祉部長 山 本 直 人
田園観光部長 江 見 幸 治
教育次長 小 林 昭 文
会計管理者 谷 和 彦
上下水道部上水道課長 中 村 一 成

教 育 長 内 海 壽 志
総 務 部 長 中 西 祐 司
企画振興部長 大 寺 剛 寅
環 境 部 長 石 田 薫
建 設 部 長 春 名 修 治
上下水道部長 山 本 和 利
消 防 長 森 正 彦
市民部環境課長 角 南 良 雄
会 計 課 長 竹 田 茂 雄

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 内 藤 淳 子
課 長 皆 木 敏 治
主 事 平 田 敦 士

議長（内海 健次君）

皆さんおはようございます。

既に御承知のとおり、2月27日、病気療養中の前市長道上政男氏が逝去されました。美作町議会時代より常に町政、市政のことを考え行動されていただけに、このたびの急逝は我々議会議員といたしましても痛惜の念にたえません。ここに謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

皆様御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙祷〕

議長（内海 健次君）

お直りください。御着席ください。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。なお、携帯電話、パソコン、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成26年第1回美作市議会定例会を開会いたします。

欠席者はございません。全員出席でございます。

これより本日の会議を開きます。

本定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（内海 健次君）

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により15番万殿紘行議員、16番日笠一成議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（内海 健次君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る2月21日午前10時から、議長、委員、副市長、教育長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、3月定例会の会期及び会議日程等の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日3月3日から3月19日までの17日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長から送付されました議案は、報告2件、契約の締結案1件、条例の制定案1件、条例の一部改正案14件、規約の変更案2件、指定管理者の指定案1件、補正予算13件、当初予算案16件、以上の50件の議案であります。

本日の第1日目は、議案上程の後、市長職務代理者から提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。

なお、即決案件は、報告1件、契約の締結案1件、合計2件であります。

続いて、2日目の3月5日から7日までの3日間は、一般質問及び議案質疑を予定しております。なお、議案質疑終了後、各委員会付託といたします。

最終日は3月19日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行うことといたします。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行なっていきます。一般質問につきましては、発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分です。

議案質疑については、予算認定議案も含めて通告期限を3月5日午後5時までといたします。

通告しない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。

なお、議案の質疑回数は3回までとし、一括質問といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情につきましては、2月20日までに受理した請願1件であり、委員会付託とし審議いたします。

今定例会の予備日は、3月4日、3月13日、14日、休会日は3月18日としております。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日3日から19日までの17日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3日から19日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（内海 健次君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告書、平成25年度定期監査結果報告書（第1次・第2次）はお手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、勝英衛生施設組合議会、勝英農業共済事務組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会、美作養護老人ホーム組合議会の4組合議会からお手元に配付いたしております資料をもと

に報告を行います。

まず最初に、勝英衛生施設組合議会、萬代師一議員より報告をいたします。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

皆さんおはようございます。

勝英衛生施設組合の報告をお手元に配付しております報告書によりまして行います。

去る2月19日午前10時30分より、勝央町役場3階議場において、平成26年第1回勝英衛生施設組合議会定例会が開催をされました。

今定例会の案件は、議案3件でございます。

冒頭、水嶋管理者の行政報告を受けました。主な内容は、施設の管理運営状況については、分担金の算定根拠となっておる生し尿、浄化槽汚泥の実績は毎年1,000キロリットル前後の減少で推移をしている。また、処理については勝央町公共下水道施設へ放流しており、適正に処理が行われているとの報告の後、直ちに議案の審議に入りました。

議案第1号「勝英衛生施設組合の監査委員選任につき同意を求めることについて」は、識見の前任者の辞職に伴い、美作市の宮本政行氏の選任同意を求める人事案件でございます。

次に、議案第2号「平成25年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」は、予算総額の変更はなく、歳出項目の補正を行うもので、予備費を500万円減額し、財政調整基金費を同額追加補正するものでございます。

次に、議案第3号「平成26年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出予算について」は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億1,800万円とするものでございます。処理量の減少により、前年比220万円の減額予算となっております。

以上、3議案とも全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、勝英衛生施設組合議会の報告といたします。

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

続きまして、勝英農業共済事務組合議会、岡崎正裕議員より報告をいたします。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

皆さんおはようございます。

それでは、勝英農業共済事務組合第1回定例会の報告をいたします。

主なものについては配付された資料のとおりでございます。

去る2月19日水曜日午後1時半より、勝央町役場において会議を開きました。

欠席の管理者は津山市長と美作市長でございまして、代理の方が出席をされております。議員は全員出席でございました。

管理者の挨拶がございまして、毎年だんだん予算規模が縮小しておる中で非常に厳しい局面を迎えておると、経常経費の割合がだんだん多くなってきて、運営は非常に厳しいなということでもございました。

それから、議案の審議に入りまして、まずは平成26年度の果樹共済無事戻しについて審議をいたしました。議員より、補助金が安いという質疑があったんでございますが、管理者からは国の制度も活用しながら要望していくという答弁でございました。全員賛成で原案のとおり可決をいたしました。

次に、特別積立金取り崩しについて審議に入りました。質疑はなく、全員賛成で原案どおり可決をいたしました。

次に、平成26年度農業共済事務費の賦課総額及び賦課単価について審議をいたしました。議員より反当たりどれくらいになるのかという質疑があり、水稻では600円ほどであるという答弁がございました。ほかに質疑はなく、全員賛成で原案どおり可決をいたしました。

次に、平成25年度農業共済事業会計補正予算の審議に入らして、収益的収入及び支出を5億439万円から3,320万8,000円に減額をするという提案でございまして、議員より家畜共済の2,603万4,000円は額が大きいが、どういうものなのかという質疑がございまして、これは頭数の減少による技術給付金の減少であるという答弁でございました。また、死亡した牛について、最後の確認までどのようにしているのかという質疑がありまして、まだまだできてない部分があるので、より一層確認作業をしていきたいという答弁でございました。

次に、平成26年度農業共済事業会計予算案の審議に入りました。総額が3億6,178万9,000円で、前年比1億2,000万円ほどの減額予算であります。議員より、家畜共済において、同じような質問なんですけど、大幅な減少となっているが、頭数の減少にこれはよるものかという質問がありまして、そのとおりですという答弁でございました。また、職員の派遣がなされておりますけれども、比較的若い職員を派遣をして経常経費を削減したらどうかという質疑がございまして、管理者より管理者会において議論をしているので、指摘のように努力をしていきたいという答弁でございました。また、連合会については二重行政になっていないかという質疑がございまして、中国5県の中では岡山、島根だけが連合会というものをこしらえて、これからも存続していくようなことになっておりますので、これは農林水産省から1都道府県に1組合が望ましいという通達が出ておりますので、そういった方向に進めていきたいという答弁でございました。

以上で私の報告とさせていただきます。

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会、本城宏道議員より報告をいたします。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

勝田郡老人福祉施設組合議会の報告をいたします。

お手元に報告書が添付されておりますが、議会の様子について簡略に報告をさせていただきます。

去る2月25日午後2時30分より、津山市市場にあります塩手荘において、平成26年度第1回組合議会が開催されました。

当日は、管理者である津山市長を初め、勝央町、奈義町の副管理者、美作市からは代理として山本福祉部長が参加されました。議会のほうは、私、本城と山本雅彦議員が出席をして、会議を開きました。

管理者の所信表明では、定員60名であるわけですが、現在入所待機者は6名であるということ、それから今年度給食室の改修を行う予定だということ、そしてまた入所者一人一人の意思を尊重しながら、質の高いサービスを提供すると表明がございました。

その後、議案にすぐに入りましたが、第1号議案の平成26年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計予算について及び平成26年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所会計についてが一括上程をされ、審議をいたしました結果、賛成多数で可決されました。

一般会計の主なもの8,304万3,000円です。うち美作市分としましては1,467万1,000円で、町村委託金の

9,913万4,000円のうち、美作市は14名分ですが、均等割が40%、入所者割が60%などで、総額は2億1,736万6,000円となっております。歳出の主なもの、1億8,224万5,000円というのが民生費の社会福祉費でございます。それと公債費の3,269万6,000円というものが大きなものでございました。

老人福祉施設組合訪問介護事業所会計予算は、総額で1,730万1,000円で、歳入の主なものは訪問介護受託収入でございます。そして、支出では社会福祉費の1,710万1,000円というものが主なものでございます。

簡単でございますが、以上をもちまして勝田郡老人福祉施設組合の会議の報告といたします。

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

続きまして、美作養護老人ホーム組合議会、安藤功議員より報告をいたします。

安藤議員。

2番（安藤 功君）

皆さんおはようございます。

去る2月26日、美作市作東総合支所委員会室にて開催をされました平成26年第1回美作養護老人ホーム組合議会定例会について報告をさせていただきます。

今組合議会定例会への出席議員は7名で、欠席議員は1名でございました。

本組合議会定例会に上程されました議案は、第1号議案「平成25年度特別養護老人ホーム会計補正予算（第2次）」、議案第2号としまして「平成26年度養護老人ホーム会計予算」、議案第3号としまして「平成26年度特別養護老人ホーム会計予算」、議案第4号としまして「平成26年度訪問介護事業特別会計予算」についての4議案を審議し、全て原案どおりの可決をいたしました。

主な内訳としましては、まず第1号議案でございます。「平成25年度特別養護老人ホーム会計補正予算（第2次）」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに1,700万円を追加し、歳入歳出予算総額を2億1,782万5,000円と定めるものでございます。内訳でございますが、歳入では基金繰入金に1,700万円を追加し、歳出においては民生費の社会福祉総務費の職員手当等及び委託料を1,885万6,000円増額し、施設介護サービス事業費の需用費及び備品購入費を185万6,000円減額するものでございます。

次に、議案第2号「平成26年度養護老人ホーム会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,693万8,000円と定めるものでございます。内訳でございますが、歳入では特定施設介護サービス費収入、居宅介護サービス費収入などのサービス収入として6,639万1,000円、市町村よりの分担金495万2,000円、市町村支出金7,679万4,000円、財産収入5,000円、寄附金15万円、繰越金840万円、諸収入24万6,000円とし、歳出では、議会費19万円、総務費17万1,000円、民生費1億4,932万4,000円、公債費505万2,000円、繰出金1,000円、予備費220万円と定めるものでございます。

次に、議案第3号「平成26年度特別養護老人ホーム会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億197万円と定めるものでございます。内訳でございますが、まず作東勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,494万3,000円と定めるもので、歳入では介護給付費収入などのサービス収入1億5,825万2,000円、分担金及び負担金1,000円、市町村支出金7万8,000円、財産収入10万円、寄附金15万円、繰越金1,100万円、繰入金1,500万円、諸収入36万2,000円とし、歳出では、議会費13万円、総務費26万6,000円、民生費1億8,344万7,000円、公債費10万円、予備費100万円と定めるものでございます。また、やすらぎ荘勘定においては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,702万7,000円と定めるものです。歳入では、分担金及び負担金1,000円、財産収入2万5,000円、繰越金100万円、諸収入1,000円とし、歳出では、総務費1,231万5,000円、民生費15万円、公債費372万7,000円、予備費83万5,000円と定めるもの

でございます。

次に、議案第4号「平成26年度訪問介護事業特別会計予算」については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,246万4,000円と定めるものでございます。内訳でございますが、歳入では事業収入4,020万円、財産収入1万円、寄附金1万円、繰入金1,000円、繰越金220万円、諸収入4万3,000円とし、歳出では事業費4,140万4,000円、公債費5万円、諸支出1万円、予備費100万円と定めるものでございます。

以上、美作養護老人ホーム組合議会報告とさせていただきます。

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

日程第4 陳情第3号（産業建設委員長報告）

議長（内海 健次君）

日程第4、「陳情第3号（産業建設委員長報告）」を議題といたします。

陳情第3号につきましては、平成25年第6回12月定例会において上程し、産業建設委員会に付託、継続審査となっております。

このたび産業建設委員会において審査結果の報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、産業建設委員会委員長から審査結果の報告を求めることといたします。

産業建設委員長。

5番（山本 雅彦君）〔登壇〕

皆さん改めましておはようございます。

それでは、陳情第3号について御報告を申し上げます。

「降雨災害防止のための河川改修工事の実現に関する陳情書」に対する委員長報告でございます。

12月議会において継続審査となっております陳情第3号について、去る1月22日、産業建設委員会を開催し、現地視察を行った上、審査をいたしましたので、御報告を申し上げます。

現地視察は委員全員と担当部長以下数名の職員が出席をされました。

まず、入田川の状況確認を行い、続いて梶並川と吉井川の合流点付近を視察しながら、全体の状況について協議をいたしました。視察を終え、委員会を議員控室において再開し、引き続き協議をいたしました。

委員からは、平成22年の要望時から現在に至るまでの経過の説明を求める意見があり、執行部より説明を受けましたが、入田川の排水口が河床より約1メートル程度しか上がっておらず、少し水が出るとせきとめられるようになること、またそこから林尾井堰までの落差も約1メートル30センチ程度しかなく、なかなか難しい状況であること、県に要望もしてきたが、合流点のしゅんせつも花火大会などの関係で進んでいないとのことであります。

このたびの陳情第3号については3項目にわたる要望があり、1、揚水ポンプによる排水対策を講じること、2、入田川と国道374号線交点のボックスカルバートの排水が困難となっているため、のみくち、はげ口を拡大してほしい、3、入田川の排水口を下流方向に拡大をしてほしいと3点ございました。

協議の結果、この3項目のうち2項目めについては、交点付近の河床を下げることによって対応可能との

ことでしたが、他の2項目については対応が難しく、抜本的な対策が求められるとのことでしたので、委員会としては一部採択とし、他についてはその対策を県、国へ強く要望することといたしましたので、御報告を申し上げます。

以上で陳情第3号についての報告を終わります。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

産業建設委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより産業建設委員長の審査結果の報告への質疑を行います。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、陳情第3号「降雨災害防止のための河川改修工事の実現に関する陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。

陳情第3号「降雨災害防止のための河川改修工事の実現に関する陳情書」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（内海 健次君）

全員賛成。よって、陳情第3号は委員長の報告どおり一部採択されました。

日程第5 産業建設委員会委員長の中間報告について

議長（内海 健次君）

日程第5、「産業建設委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

産業建設委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、産業建設委員会委員長の中間報告を受けることに決定をいたしました。

産業建設委員長。

5番（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、株式会社雲海に関する調査の中間報告について、報告をいたします。

12月議会以降、株式会社雲海の問題につきましては所轄の委員会である産業建設委員会として調査をしていくこととなっておりますので、委員会としてその事務等の流れについて調査をいたしましたので、その報告を行います。

まず、平成26年1月17日、産業建設委員会を開催し、平成24年11月22日に行われた設計監理業務委託入札以降の流れについて調査書により協議をいたしました。これは市の改修計画により設計監理業務委託の入札を行ったもので、設計内容については、建設当初設計者のK設計事務所からの見積もり等により概算予算費用を計上しており、それを参考にして設計監理業務委託の入札を行ったものであります。その建設当初設計者K設計事務所の試算の内訳は、次のとおりであります。

1、レストラン改修工事、これは旧大広間でございますが、約1,000万円、露天風呂改修工事約430万円、浴室改修工事約1,280万円、4、脱衣室改修工事約50万円、5、宿泊室修繕工事約280万円、6、ピロティー修繕工事、これは旧大広間と北側の間の天井部分の漏水の関係の張りかえであります、約50万円、その他の修繕工事、これはエクスプローラー部分の漏水修繕でございます、これが約50万円、バンガローの解体工事約360万円、合計約3,500万円でございます。

これを参考に設計監理業務委託の入札が行われました。落札金額は299万2,500円でございます。

その後、落札業者が設計に着手したわけでありましたが、その着手当初から、後のアドバイザーとなるA氏が関与してきたわけでありまして、これについては市の担当者も上司の許可を得たとのことで、そのA氏と設計内容について協議が進められました。また、これにはA氏が連れてきた設計士も同伴することがあったようであります。

平成25年2月15日、そのA氏の意向が入った協議設計書ができて上がりました。その内容については次のとおりであります。

1、レストラン改修工事約2,510万円、2、露天風呂改修工事約470万円、3、浴室改修工事約380万円、4、脱衣室改修工事約80万円、5、ホール雨漏り修繕工事約40万円、6、下足箱券売機移設工事約10万円、7、その他共通・仮設費諸経費等が約560万円で、合計4,672万5,000円、これは消費税込みであります、約この金額になったようであります。

しかし、これでは予算がオーバーするため、1、カラオケルームの改修約70万円、バンガロー解体工事約200万円、3、濾材取りかえ及び受水槽修繕工事約130万円、そしてさらに予算が足りないために椅子、これは約400万円相当であります、これを取りやめるよう協議し、3,500万円の設計書ができて上がりました。しかし、A氏の強い意向で椅子を計上することとなりましたので、かわりに浴室の天井部分の張りかえをやめ、3,500万円になる設計書を作成したわけであります。

その後、平成25年3月21日に改修工事に伴う入札が行われ、C社が落札をされました。落札金額は3,360万円でございます。工期は平成25年3月25日から6月28日までとなっております。

また、この日はこの工事について御意見をお聞きするため、設計監理請負業者のB氏にお越しいただきましたので、その設計内容について質問や御意見をお聞きいたしました。特に我々が注目をいたしましたのは、先ほど触れましたように調整設計書ができて上がるまでの約3カ月間においてA氏の関与が多であったこと、一旦は取りやめる協議をしていた椅子をA氏の強い希望で購入したことなど、レストランへの投資が過大であったことなどであります。なぜA氏がそれほどまでに関与できたのか、またその時点ではまだ株式会社雲海とアドバイザー契約は結んでおらず、非常に理解しがたいことであります。

続いて、1月22日に産業建設委員会を開催をいたしました。10時より現地、雲海へ行き、改修箇所を確認を行いました。設計内容に基づいての改修工事はできておりました。しかし、一旦中止をされた改修工事に

については、その後、一部を除き改修されたようでありました。その費用については、現在行っている調査、つまり平成25年4月から6月までの事務等の流れを確認する必要があると思われます。その調査報告書に基づいて継続して委員会を開催していく必要があります。

現時点での調査はここまでであります、その平成25年4月から6月までの事務の流れについて大いに関心を持っているところであります。

なお、引き続き株式会社雲海についての調査を継続させていただきたいと考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で株式会社雲海についての中間調査報告を終わります。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

産業建設委員会委員長の中間報告が終わりました。

ただいまの産業建設委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これより暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前10時57分 再開

副議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に内海議長から議員辞職願が提出されましたので、これより私が議事を進めます。

お諮りします。

「内海健次議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、「内海健次議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 内海健次議員の議員辞職の件

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、「内海健次議員の議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、内海健次議員の除斥を求めます。

〔18番内海健次君 退場〕

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（内藤 淳子君）

辞職願。

〔以下朗読〕

以上でございます。

副議長（鈴木 悦子君）

ここで地方自治法第117条の規定により、内海議員より発言したい旨の申し出がございます。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、地方自治法第117条の規定により内海議員の発言を許可することに決定いたしました。

内海議員の入場を許可いたします。

〔18番内海健次君 入場〕

副議長（鈴木 悦子君）

内海議員、どうぞ。

18番（内海 健次君）

非常に貴重な時間の中で私の一身上の都合による辞職願を首長に提出いたしました。何とぞ御理解のほどお願いを申し上げます。簡単ですけれども、本日の挨拶といたします。よろしく願いをいたします。

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、内海議員の除斥を求めます。

〔18番内海健次君 退場〕

副議長（鈴木 悦子君）

お諮りをいたします。

内海健次議員の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、内海健次議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

副議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま内海議員の議員辞職を許可したことにより、議長が欠員となりましたので、「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

〔11番西元進一君「議長、発言を求めます」と呼ぶ〕

西元議員。

11番（西元 進一君）

ありがとうございます。

これはルール上の問題ですが、先方からいろんなことがあったんではまずいと思うんで、いわゆる美作市議会のルールという問題について、美作市議会の体面上の問題として発言しておきます。

ある組織としては兼務を禁止するとかというような条項もあるみたいですが。そういう点ではちゃんと美作市議会がそれに対応し得る条件としてちゃんと法制的に整備されとるということをきちっとここで報告してください。そうせんと議長をせっかく選びながら相手方のルールの問題でトラブルがあったんではまずいと思うんで、その点だけをちゃんとやってください。

副議長（鈴木 悦子君）

ただいまの西元議員の発言を確認するためにしばらく休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午後1時00分 再開

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの西元議員より議員の兼職について発言がございました。地方自治法第92条、地方自治法第92条の2、美作市議会政治倫理条例第4条、地方自治法92条の2の規定に基づくとなっていますが、このことについては議員の兼職の内容を確認いたしました。よって、兼業の禁止には該当いたしません。

改めてお諮りいたします。

「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第2 選挙第1号「美作市議会議長選挙について」

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第2、選挙第1号「美作市議会議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による2つの方法が

ございます。いずれの方法によって選出したらいいかお諮りいたします。

西元議員。

11番（西元 進一君）

投票でいきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

副議長（鈴木 悦子君）

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議ある場合は指名推選はできないこととなっておりますので、選挙は投票で行います。

念のため申し上げます。申し合わせによりこのたびの議長任期は前任者の残任期間となりますので、御承知願います。

それでは、これより投票に入ります。

議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

副議長（鈴木 悦子君）

ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番重平直樹議員、2番安藤功議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票を願います。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（鈴木 悦子君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

副議長（鈴木 悦子君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票をお願いいたします。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（内藤 淳子君）

それでは、点呼いたしますので、投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

副議長（鈴木 悦子君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1番重平直樹議員、2番安藤功議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

山本雅彦議員 14票

岡崎正裕議員 1票

西元進一議員 1票

本城宏道議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.25票であります。したがって、山本雅彦議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

副議長（鈴木 悦子君）

ただいま議長に当選されました山本雅彦議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、議長の就任の御挨拶をお願いいたします。登壇してしてください。

議長（山本 雅彦君）〔登壇〕

ただいま美作市議会第6代の議長の選出をいただきました山本雅彦でございます。

もとより浅学非才でございますが、その重責が全うできるかどうか、今後努力してまいり所存でございますけれども、何分皆様方の御指導また御協力をいただきまして懸命に努力をし、そして美作市議会また美作市の発展のために努力をしてまいりたいと決意をいたしておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。〔降壇〕

副議長（鈴木 悦子君）

新議長の御挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして私の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

山本雅彦議長、議長席へお着きください。〔降壇〕

〔議長交代〕

議長（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、ここで全員協議会を開催をしたいと思っておりますので、暫時休憩をいたします。

全員、議員控室のほうにお越し願います。

午後1時19分 休憩

午後1時31分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の交代により「議席の一部変更について」、「美作市常任委員会委員の所属変更について」及び「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」を日程に追加し、追加日程第3から追加日程第5として議題としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、「議席の一部変更について」、「美作市常任委員会委員の所属変更について」、「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」を日程に追加し、追加日程第3から追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付いたします。

〔議案書配付〕

岩江議員が所用のため退席をしております。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第3 議席の一部変更について

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、それでは追加日程第3、「議席の一部変更について」を議題といたします。

議長の選挙に伴い議席を変更したいと思っております。議席につきましては、申し合わせにより議長席を18番とし、当選回数ごとで年少議員から議席番号の小さい順とすることになっておりますが、議員が1名欠員となりましたので、私が18番に移動し、5番を空席といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、私が18番へ移動し、5番を空席とすることに決定をいたしました。後ほど休憩中に移動をいたします。

追加日程第4 美作市常任委員会委員の所属変更について

議長（山本 雅彦君）

続きまして、追加日程第4、「美作市常任委員会委員の所属変更について」を議題といたします。

申し合わせ事項により、議長は総務委員会の所属となっております。また、総務委員会委員の谷本議員から産業建設委員会へ所属を変更したい旨の申し出がありました。美作市議会委員会条例第8条の規定により、私、山本を総務委員会、谷本議員を産業建設委員会へ選任いたします。これにより総務委員会が1名欠員となります。

私が総務委員会へ所属変更したことにより、産業建設委員会の委員長が欠員となりましたので、これより委員会を開催し、選任をお願いいたします。

その間、休憩といたします。

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番岩江議員が出席をされております。

休憩中に行われました産業建設委員会委員長の互選結果について申し上げます。

委員長に谷本議員が選任されましたので、御報告いたします。

追加日程第5 選挙第2号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、追加日程第5、選挙第2号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」を議題といたします。

組合議員の選挙を行います。本件につきましては、美作養護老人ホーム組合同規約第6条の規定により関係市村の定数のうち1名は議長を含めるものとすることから、私が当選者になります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました当選者を決定し、当選者の告知といたします。

先ほど休憩中に私が議会運営委員会の委員辞任と議会改革特別委員会の委員辞任願を副議長に提出し、許可をいただきました。

よって議会運営委員会と議会改革特別委員会に欠員が生じておりますので、「美作市議会運営委員会委員の選任について」と「議会改革特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6と追加日程第7として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

議会運営委員会委員の選任については先ほど申し上げたとおりでございます。

追加日程第7 議会改革特別委員会委員の選任について

議長（山本 雅彦君）

そして、追加日程第7、「議会改革特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

美作市議会委員会条例第8条の規定により、谷本議員を選任をいたします。

日程第6 報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」

- 日程第7 報告第 2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」
- 日程第8 議案第 1号「美作市上水道施設中央監視制御システム統合更新工事請負契約の締結について」
- 日程第9 議案第 2号「美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について」
- 議案第 3号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」
- 議案第 4号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」
- 議案第 5号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」
- 議案第 6号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」
- 議案第 7号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」
- 議案第 8号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」
- 議案第 9号「美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について」
- 議案第10号「美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」
- 議案第11号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」
- 議案第12号「美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」
- 議案第13号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」
- 議案第14号「美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」
- 議案第15号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」
- 議案第16号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」
- 議案第17号「美作市・西粟倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について」

議案第18号「英田郡西粟倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について」

議案第19号「美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について」

議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」

議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第22号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第23号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」

議案第24号「平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」

議案第25号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第26号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第27号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」

議案第28号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第29号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」

議案第30号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

議案第31号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」

議案第32号「平成25年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第33号「平成26年度美作市一般会計予算」

議案第34号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算」

議案第35号「平成26年度美作市介護保険特別会計予算」

議案第36号「平成26年度美作市簡易水道特別会計予算」

議案第37号「平成26年度美作市土地取得特別会計予算」

議案第38号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」

議案第39号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予

算」

議案第40号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」

議案第41号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」

議案第42号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」

議案第43号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計予算」

議案第44号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」

議案第45号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計予算」

議案第46号「平成26年度美作市水道事業会計予算」

議案第47号「平成26年度美作市病院事業会計予算」

議案第48号「平成26年度美作市下水道事業会計予算」

議長（山本 雅彦君）

続いて、日程第6、報告1件、日程第7、報告1件、日程第8、議案1件、日程第9、議案47件、報告第1号から報告第2号、議案第1号から議案第48号を一括議題といたします。

なお、日程第8につきましては、議会運営委員会の報告でありましたように即決案件となっておりますので、提案説明の後、質疑、討論、採決といたします。

続きまして、日程第6、報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、市長職務代理者副市長より提案説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

議員の皆様には何かと御多用の中、平成26年第1回3月美作市議会定例会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

御承知のように、道上市長が2月27日に御逝去され、昨日葬儀がとり行われました。私ども職員一同、一日も早く全快されることを強く願っておりましたが、このようなことになり非常に残念であります。市長は最期まで市政のことを案じておられました。余りにも早過ぎる死は痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

さて、今定例会におきましては市長空席という状況でございますので、12月議会に引き続き、再度私が市長職務代理者としてその任を務めさせていただきますので、議員の皆様には御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今月30日に市長選挙を控えておりますことから、当初予算を骨格予算として編成しております。条例等の議案につきましても国の法律等の改正に伴うものとさせていただくなど、政策的な案件につきましては控えさせていただいており、4月1日施行でどうしても行わなければならないもののみとさせていただいており、通例とは異なる提案とさせていただきますので、御理解をお願いいただきたいと思います。

今回の定例会に提案させていただきました案件は、報告2件、契約の締結1件、条例の制定、改廃15件、

規約の変更2件、指定管理者の指定1件、補正予算13件、当初予算16件の計50件でございます。数多くの案件となっておりますが、よろしく御審議をいただき、御決議をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定している事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

この件につきましては、全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第1号を終わります。

続きまして、日程第7、報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を議題とし、市長職務代理者副市長より提案説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましても先ほどと同様でございます。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第8、議案第1号「美作市上水道施設中央監視制御システム統合更新工事請負契約の締結について」、市長職務代理者副市長より提案説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第1号「美作市上水道施設中央監視制御システム統合更新工事請負契約の締結について」を御説明申し上げます。

美作市上水道施設中央監視制御システム統合更新工事につきましては、平成26年2月7日に6社による一般競争入札を行い、大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号、アズビル株式会社アドバンスオートメーションカンパニー関西支社が1億5,984万円で落札をいたしました。工期を平成27年3月20日までとし、2月20日に仮契約を行いました。この工事の契約を締結するため、美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要でございますが、平成6年から7年に設置した美作、作東、英田の浄水場及びポンプ室における監視制御システムについて、メーカー保証期間及び部品製造が終了となり、故障時において修繕、部品調達が困難となったため、3カ所のシステムの統合と合わせ更新整備を行うものであります。

以上、議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

西元議員。

11番（西元 進一君）

反対じゃないんです。ですが、3カ所で1億5,900万円ということで、1億6,000万円ぐらいですから、1カ所1カ所どれくらいの規模で直されたかという金額的な内訳ができれば言うてください。

それと、こういうケーブルテレビというものが大阪のほうのアドバンスというメーカーしか、いやいやメーカーじゃなしに何社かあるんですが、地元の関係では全くなかったか、あったかということについて教えてください。

〔9番尾高誉久君「議長、ケーブルテレビじゃなからう。今発言されたの、訂正してもらわんと、ケーブルテレビの内容言うたよ」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

訂正させてもらいます。

上水道施設中央監視制御システムの統合更新工事の請負契約です。その中での内訳ということでよろしいですから。

議長（山本 雅彦君）

上下水道部長。

上下水道部長（山本 和利君）

今、美作、英田、作東、3地区の工事の内訳ですが、これにつきましては詳細は今ちょっと手元にないんで詳細がちょっとわかりません。3地区それぞれもう老朽化しておりますので、集中監視は美作地区の浄水場に本体を置きますので、工事費としては美作地区の浄水場が一番金額は大部分を含めております。

それから、業者につきましてですが、一般競争入札ということで、全国どこからでも入札ができるという形でしております。それから、工事の点数の持ち点で1,050点以上の業者以上を入札参加者と決めておりましたので、地元業者はちょっと該当しません。全国大手業者になっておりますので、全国大手の6社が入札参加されました。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

それで結構です。しかし、この3カ所で老朽化しとるということで、そういう結果になったんだろうと思いますが、美作の集中制御のところが一番大きいと言われたんで、結局は4カ所になるわけですから、そういう点での内訳というものが本当は欲しかったということです。後で結構です。それで、口でも言うてください。

それとやっぱりそういうことについては、少し議会ですから、内訳を詳細にやってほしいという部分と、請負工事ですから、そういう点での用心深さというか、そういうものに対する私たちの議会に対する報告というものが詳細に求められると思うんで、その点だけはきちっとされるということを今後約束をしてください。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

要望でよろしいか。

[11番西元進一君「ちょっとあれば」と呼ぶ]

上下水道部長、何かコメントあります。

上下水道部長。

上下水道部長（山本 和利君）

先ほど西元議員言われましたように、詳細なことは全部で4カ所と言われましたけど、美作、英田、作東の3カ所でございます。それについて全部美作で管理ができるよう、美作、英田、作東それぞれ全部どこの地区でも今度は監視ができるような形をとらせていただきます。今までは旧町村別々でございましたけど、今度は全地区が一斉に一カ所で管理もできるような形をとらせている工事でございます。

以上です。

[11番西元進一君「はい、よろしいです」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

今、西元議員が言われたんじゃないけど、この入札の6社というたら、どこの会社が入られとんかと、それから入札率、どのぐらいになっとなか、ちょっとそこら辺をお聞きをしておきます。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）

お答えをいたします。

参加されました業者でございますが、まず先ほど報告いたしましたアズビル株式会社、それから株式会社東芝、横河ソリューションサービス株式会社、それからアンリツ株式会社、それから株式会社正興電機製作所、シンフォニアテクノロジー株式会社、以上の6社でございます。あとの2社は辞退されております。

[15番万殿紘行君「どこが辞退したん」と呼ぶ]

辞退されたところでございますが、株式会社明電舎、それから株式会社日立製作所でございます。

入札率につきましては、50.86%となっております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

2社が辞退したと、この日本経済全体とすりゃあ活発にやっついきょうると、上がっついきょうると、経済成長しようということであるんじやが、なぜ2社が辞退されたんかなということと、今50.86%で、ちょっと私には理解できんのでありますが、市のほうとしてはこの50.86%で市の予定どおりの工事ができると判断されて契約しようとなされとんだらうと思うんだが、そこら辺をもう一遍ちょっとよくお聞きしとかんと、普通ではこの50.86という、あり得ん数字なんです。そこら辺をもう一度お尋ねをしておきます。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）

まず、辞退のほうの関係ですけれども、私の聞いていますのは、当初一般競争のときに手を上げられたんですけれども、会社のほうの不祥事があって入札については辞退したいんだというふうに聞いております。うち1社についてということです。

〔「それはどこなん」と呼ぶ者あり〕

ちょっと待ってください。

それから、入札率でございますけども、議員御指摘のように低入札調査対象の金額となっております。その中で業者の方をお呼びいたしまして、うちの設計もお願いしましたので、その設計の方と含めまして、私たちの指名委員会のメンバーがそちらのほうからお話を聞かせていただきました。そのときに責任を持って発注の仕事は一切全てやるというお話を受け、専門的な内容についても御確認を業者の方にしていただいて、私どももお話を聞いて納得いたしました。

それで、ちなみにでございますけれども、今回契約するアズビル株式会社っていうのは明治39年の創業でございます。資本金は約105億円、従業員数は5,300人ほどの東証一部の大手でございますので、そのあたりも含めて会社の力をもって完璧に仕上げるといってお話を受けましたので、今回金額的に非常に安い状況でございますけれども、責任を持ってやっていただけるということで落札をお願いし、仮契約ということでさせていただきます状況でございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

市の設計単価の50.86ということですが、これ普通に考えると副市長、我々工事をした者の考え方にすると、後々メンテナンスが年々要るとか2年3年、その部品、機械によりましようけれども、そういうことの契約は一切入っとならんわけですか。ここで工事をしていただいて、5年の保証とか3年の保証とか細かいことはあるんでしょうけれども、後々ずっとメンテナンスがこの会社でやるというようなことになると、これが高い、安いと今思っておるところが、やってみたらメンテナンスに銭がかかってきたというような事例はたびたび聞くので、そこら辺を私は危惧しとんです。そこらあたりの認識は副市長、どのように持たられる。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）

質疑のときにそのことも非常に気になっておりまして、俗に言う一円入札をして、あと管理費が非常に高くつくという話もあったりしまして、そういうことがあっては困るという中で今までの落札の業者等々もこちらのほうからお聞きしまして、県内でもある程度の業者の方は、行政ですけれども、お願いをしているという中で、まず1点は10年保証をいただいております。10年間については管理をしますよと、経費についても細かい詰めはしてませんが、特別大きな金額はないというふうにこちらとしては思っておるところでございます。

ちなみに、特にこういう部分については私どもそれほど設計につきましても専門知識ないという中で、いろいろの方にお聞きをしたんですけども、低入札の対象者が2社ございますし、予定価格を非常に超えている業者もございましたり、いろいろして差が非常にございました。その中で一番大きいところは4億4,000万円というふうな数字が出て、3分の1ぐらいな値段がございましたので、そのあたりを含めまして、各方面にいろいろとお尋ねをした中で慎重に判断をした中できょうの御提案とさせていただいている状況でございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

10年間は保証つきじゃということでありまして、やはり副市長、うちの場合にはこういうちょっとまた違いますけれども、90%、98%というような入札で来とんです。それがこれどうもなるから私が危惧したんで、市の職員も恐らくプロの方はおられんから、先ほどの副市長の答弁の中でいろいろと尋ねて諮問をかけたというように答弁されたんで、一つそこら辺をきっちりして、ああ安かった、品物が悪かったというようなことにならんように、この点を十分気を使っていただいて、予定どおりの工事ができるようによろしくをお願いをして、私の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

〔9番尾高誉久君「議長、質問じゃないんですけど、いつからその電気消えたんですか。大体1人について3回というんでぴかぴか光りょうたんじゃけど、消えたんですか。それだけちょっと議事の進行の上で非常に遅々として進まずという感じを持っておりますので、よろしくお願ひします」と呼ぶ〕

この件については3回ということにはしておりませんので……

〔9番尾高誉久君「ああそうですか」と呼ぶ〕

このまま行かせてもらいます。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

同じような質問なんですけど、これ一般競争入札、いつごろして、いつごろ公募して、一月ぐらい前からしとったんですか。

その辺のとこと、よう地場産業の育成じゃというて、生コン業者とそれから建設業とか今大変ぎくしゃくした感じの中であるんですけど、あんた方地場産業の育成じゃというて、生コン業者を高うても設計どおりのやつでも高うても、設計より高うても地元の生コン使えというて言ようわけじゃ。ところが、これ富士電機の大きな強力会社がここにある。制御盤装置やこうこれ専門なんじゃこれ、富士電機の。60人ぐらいおる

ぞ、従業員。長い歴史を持つとん、富士電機という言うたら皆さんほとんどの人が知られると思う。なぜここらが入つたらんのじゃろうかな、おかしいな、制御装置やこうはここ専門なんじゃけど。えらい入つたらんな、何でじゃろうかな思うて疑問に思う。勝手についたら、今言ようる地場産業の育成じゃという言う。勝手についたらよそのほうの名前の知らんようなやつ、何か知らん、横川や東芝やそれから日立やそれから明何とかというた、あつこらは聞いたことあるような名前じゃけども……

〔「明電舎」と呼ぶ者あり〕

明電舎。聞いたことある、古川電工やこうも聞いたことあるんじゃけども。何か知らんけど聞いてないような名前が1,050点以上をしたんじゃと言うんじゃけども、入れたんじゃという言うんじゃけども、それじゃけどこん中で入札したというのに、聞きよりやあ4億円も入れとる者もおると言うて言ようるし、へえから万殿議員が言われようたように、低入札としていうけども、設計屋にはこれ相談したんか相談しなかったんか。ほんまにこれのできるんかできんのんか、低入で。

今言ようるうちが新クリーンセンターしょうる、機械が今ここで大きな金がまた動く。ただでしとつてもメンテナンスの関係で元を超すぐらいな金があるんじゃというよな、こういううわさも出ようるわけよ。わしら専門じゃないからようわからん、うわさですよ、これ。じゃから、やっぱしこういうものをするときには十分な調査研究が大事じゃないかと思う。

この間も何か知らんけど怪文書が出とる。パソコンを入れた、購入した、11月27日に入札した、不調になつとつた。不調になつとつたやつがどうどうどうどう仕事をしょうる。これらを見ても何か知らんけど、わしら疑問に思うんじゃけど。だから、その辺のところをちょっとよう低入札の関係がどうだったんか、低入札の場合にはこういう場合にするんじゃとかというよなやつをようきちつとした説明だけちょっとしていただきたい、かように思います。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

〔「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時31分 再開

議長（山本 雅彦君）

それでは、再開をいたします。

先ほどの答弁から。

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）

お答えをいたします。

今回の入札でございますが、本年、平成26年1月17日に公告をしております、その同日17日から1月31日までを参加表明をいただいております。その間に各業者からの質疑にもお答えをしております、入札の受け付けでございますが、これを2月6日午前9時から2月7日午前10時まで受け付けをしております。開札を2月7日の10時過ぎに行っております。

低価格につきましては、調査を2月17日に業者の方に来ていただきまして聞き取りも行っております。その低価格の件につきましては、その価格によって入札した理由、それから必要に応じまして入札価格の内訳

書を提出していただき、また手持ち工事、手持ち資材、手持ち機材の状況なども聞き取りをしております。それから、技術者、労務者の供給見通し等につきましても文書で出していただいております。それから、過去の工事実績、工事成績なども出していただいております。等々の状況、それから業者の方への聞き取り調査等によりまして、これで大丈夫ということで決定を2月18日に行っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

あんたそこにはおかしいことばあで入札しょんじゃな、ほいで。部長、一般の公共事業の入札をするときには敷札はしとんじゃろう、最低価格提示しとんじゃろう、何ぼうじゃというて決めとんじゃろう。設計した価格が100万円としたら、大体今までずっと落ちてきよるやつを見たら、85、84%、5%ぐらいで皆落札しとるわけじゃ、5、6ぐらいで、この間で。このやつは談合じゃというてもおかしゅうないぞ。片一方にしたら高い数字を入れて、4億円からのものを入れて、そがいな者がおりますというて、片一方には今言ようる1億5,900万円か、984万円、こういうような数字を入れて。ほんなら、落札価格は何ぼうならというたら、50.86言うたんか。こんなもの、ほんなら一円入札じゃというようなことをする人もおられる。一円入札じゃ言うたら、一円入札しとつてももうかるという、後でこういうなやつを、機械が、先ほど万殿議員が言ようたとおりの話じゃ。これが出てくるんじゃ。

そりゃあこつちに置いとつて、じゃけども入札制度のあり方についてわしは質問しょんじゃけども、これは今言ようる機械じゃけん別なんじゃと言われるんか、一般競争入札でもほんなら安いものに、一番最低価格のやつを前にしょうて問題が出た、これ。そがんことができるんかできんのんかということ。最低価格に合わせてしとんじゃがな、これ。一番最低の札を入れた者に合わせとる。おまえ何ぼうでもえええ最低入れとけど、後はどがいでもなるがなというようなことだったら、これ大変な問題になるんじゃ、これ。その調査をようしとんか。なぜこの事業だけ、市内の公共事業全部こういうな入札の仕方をされよんか。たまたまこれだけなのか。

先ほど言うたがな、あんたこの管轄じゃがな、この間パソコンの関係についちゃあ。11月27日に入札して、それが不調になつとんじゃ。不調になつとるやつが仕事は何で動くんな、そこへずつと。これと一緒にじゃがな、同じような形態じゃがな、これ。とんでもない話じゃ、こがいなもん。まだ言ようたら話が横へそれてしまうけど、このMSCの関係についたら話ししょうたら長うなる、こつちへ話が横へそれてしまう、言わんけど。これはおかしいというんじゃ、50.68というのがおかしい言よんじゃ、わしは。何でならというんじゃ。80%から上ぐらいなとこで、それより安いんだつたら公共事業皆見直せというて皆言うど、市民が。その辺のことできるんだつたら、もう皆見直せというて。それで、業者が生コンの高いやつ使いよつても、談合じゃ談合じゃというて、談合のほうばあが先行きして、今仕事しよる者、もうかりよるのは恐らくおらん。そういうことなんじゃ。

じゃから、この50.68、これについてなぜこういうふうなとこを落とされたんか、それを説明してくれ。

議長（山本 雅彦君）

ちょっと待ってください。

契約の締結についての質問をお願いします。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）

詳細な中身のほうについては部長のほうから再度説明があると思いますけれども、私のほうの部分については、このシステムの統合につきましては、工事本体とそれからソフトがセットでいく事業でございます。

先ほど岩江議員のほうの御質問の中で、最低制限価格というのがありますけれども、これは最低制限価格を設けておりません。市内の業者の工事発注については全て最低制限設けておりますので、岩江議員の御指摘のように85%以上の部分は自動的な機械で抽せんによってするという事に決まっておりますので、50.86というふうな数字で落札することは、300万円以下は別でございますけれども、ありません。一般的には最低制限を設けているものと設けてないものがございます、こちらのほうについては設けてないと。

内容につきましては、備品を中心の発注の部分と、その備品に対するソフトの入れる分ということで、先ほど総務部長が御説明させていただきましたように、内容について単価について相手方の見積もりについて、うちのほうのコンサルについてできるかできないかというのを聞き取りを私どもも一緒に同席の上でございますけれども、聞き取りをした中で、入れられる備品についても安心の置けるものだということと、それからソフトについても十分対応可能というお墨つきをいただいた中で今回お願いする次第でございます。

もし補足説明があれば、部長のほうからお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

上下水道部長。

[13番岩江正行君「こっちじゃがな、入札制度の問題について言よんで、わしは」と呼ぶ]

先に言ってください。

上下水道部長（山本 和利君）

先ほど中央監視の入札参加資格なんですけど、参加共通事項としまして、電気工事を持つ業者、それから先ほど言いました評価点1,050点、それから建設業法に基づく電気工事及び特定建設業の認可及び電気通信工事の特定建設業の認可を有する者、それから施工実績といたしまして平成15年以降に元請として同種の工事施工の実績を有すること、1日最大給水量1万8,000立方メートル以上の浄水場において中央監視制御装置の更新及び新設を施工した実績を有することなどの条件を指定しております。

それから、先ほどなぜ安いか、安いとこで入札されたかということで、こちらのほうも聞き取り調査をいたしまして、アズビルという会社はもともと山武、元株式会社山武という会社でございました。それが平成24年にアズビルという社名変更をしておられます。それで、アズビルは津山のほうに営業所も20年開設して、近くでありますし、県北については津山、真庭とも実績があります。それから、美作市においても簡易水道におきましては大原、東栗倉につきましては機器の納入実績もあります。しかしながら、上水についてはまだまだこちらのほうにまだ参入していないということで、ぜひ上水道のほうの実績も欲しいということでこの価格で応札されたという報告を受けております。

それから、アズビル、今回の工事でございますが、材料それから労務、機器等から成っておりますが、この工事は機器費が87%ほど含まれております。それは自社製品、アズビル自社製品でできるということで管理費を抑えて低価格で参加できるという報告でございました。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

総務部長、何かありますか。

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）

美作市の入札につきましては、市の入札制度にのっとって入札を行っております。違法なことはしてないと思っております。

以上でございます。

[13番岩江正行君「それが答弁か」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

それが答弁か。おまえ考えてみい、部長。半値で、これ。これみまちゃんネルで皆見ようぞ。何ちゅうむちゃくちゃなことをしょんじやろうというて言ようぞ、恐らく。元値は何ぼうあったらできるんじやろうか言ようぞ。まだ安うできるんじやないんか言ようのかもわからんど。

それとそれから部長、あんたどえらいよう調べとる、この津山のほうに営業所があつてどうのこうのというて、そこまで調べられとる、材料もつくりよう、家で、自社製品をつくりようというて、ほじゃから安うできるんじやというて、どえらい会社のセールスマンぐらいようしゃべりようるけども、あんたの隣の田園観光の部長、作東の工業団地でも空き地、何ぼうか埋めにゃあいけんというて努力して一生懸命走り回りようるん。美作市の中で、これは合併したけん、美作市、皆はやそりゃあわからんのんかもわからんけど、大原の勝英電機というのは、これは富士電機の協力工場で、この制御盤全部つくりよんじや、制御装置を。あんたそこまで津山の辺の御心配があるのだったら、あんたよう知られとったんかと、入札じゃあけん、価格設定にはわからんかもわからんけども、入札じゃから落札するかせんかわからんけども、あんたとこ知らなんだら思うて電話してあげたんですとやうてもばちが当たらんぞ。あんたの言葉をかりて言うたら。そうでしょうがな、片一方は今の地場の産業の育成じゃというて、一生懸命企業誘致にそこらへ日参りよんじや。片一方じゃわけのわからんような津山のほうへ営業所のある会社を連れてきて、うちの工場があつて、そこで60人からの者が雇用しとるやつが参加しとらん。富士電機というたら有名なぞ。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、固有名詞は避けてください。

13番（岩江 正行君）

ここに落とせ言ようるんじやねえんで、わしは。おかしいど、これ。

ほじゃから、ほんまにあんた方がこの地元を思い、ほんまに安い価格でしょう思うても、この価格、わしらが疑うよりほかないんじや言よんじや。何で50%でできるんじやろうか思う。これみまちゃんネルでみんながこれ聞いとんで、50.86というのを聞いとんで、これ。大概の者はおかしいな言うど。今言ようるあつてないような価格じゃ、これ。本当は何ぼうでできるんじやろうか思うとるぞ。その辺のとこを責任を持った仕事は進めてもらいたい思うんじや。皆さん、老朽化しとったら、そりゃあ困つとるわけじゃから、それについてはどうこうじゃないけど、わしは入札制度のあり方について言ようるわけじゃから。その辺のところをよう考えて、これからも執行する上においては十分考えていただきたい、かように思う。

それから部長、あんたやめるんかどがいなんか知らんけど、そういうふうな簡単にほんとおかしげな話を答弁しんさんな、あんたも。もっとあんたも今はまだ3月31日まで任期があるんじやから、責任持った答弁してくれ。わしらの言ようることは市民の代表で物を言ようる思うときんせえ、市民をばかにすんな。

議長（山本 雅彦君）

余り大きな声を出さないようにお願いします。

13番（岩江 正行君）

以上。

議長（山本 雅彦君）

ほかに。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

私ども議員は常に執行部を信用し、そしてこの執行部が言われることをそのまま正直に受けとめながら、その執行部から出されたものをどうかということで判断をしておるわけですが、さきの国政タイムズにあったように、前もってからくりがあるようなことだったら大変なことになります。今回のこの契約についてもそういうことはあり得ないだろうというように全く信じてこのものを審議をしておるわけですが、設計をしたところと、それから先ほど万殿議員の質問にもありましたが、この50%の金額で本当にやれるかどうか、この設計をしたところとも相談をした経過はあるのかどうかということ。

それからもう一つは、大抵の工事が途中で追加工事というのがもうほとんどの事業で出てくるわけで、今回のものについて大きなそういう追加工事などはあり得ないんだということも信頼しておるわけですが、その辺についてもひとつ答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

本城議員、固有名詞の会社名が出ましたので、その分は削除させていただきます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）

先ほど少しお話をさせていただきましたけれども、税抜きということでの数字を少し話をさせていただこうと思うんですけども、予定価格は2億9,100万円でございます。その予定価格に対して、先ほどの数字と税が入っているのと入っていないので少し違いますけれども、税抜きですから先ほどの数字と違うというふうに理解の上、していただきたいんですけども、今回アズビルについては1億4,800万円ですそれに消費税ということでございます。それと同じぐらいな金額、これもすぐ同じではないんですけども、1億7,000万円です2番札の入れられた方がございます。そこのグループの方とほかの部分については2億6,900万円と2億7,000万円という非常に差が離れた1つのグループ、それから予定価格よりも非常に高い3億7,000とか4億4,000ということで、今回入札をされた方、6社についてはおおむね私どもの思うのは3段階ぐらいな数字の幅が極端に分かれているだろうなというふうに見てとれました。

その中で、設計業者さんに果たして設計は本当に正しいのかどうかということもさんざんお聞きをいたしました。特に備品関係でございますので、備品見積もりの中でどういう見積もりを各業者にとってその上で最低制限の一番低い部分でしたのか、なおかつ平均でしたのか、国の指示の部分にしたのかという話の中まで突っ込んだ中をうかがいました。その結果、お聞きしたのは国の標準単価で設計はさせていただいていると、実際の金額とは非常に違うという部分がございました。その中で事前に設計屋さんと業者さんと私どもは会ってないと思っているんですけども、その中で各事情についてめいめいの単価、積算の部分と落札の部分、設計単価の違いについて個々に私どものお前で聞き取りをしていただいて、その内容を私どもも聞かせていただきました。すなわちもともとという談合的なものはないだろうというふうに私どもが判断するとともに、この内容、この金額について十分できるだろうと、先ほど言いましたように会社の規模、大きさ、従業員の数等々を勘案したところで、途中でこれができなかったというふうなことはないよなということもたびたび話をさせてますし、そういうふうな小さい会社ではないということも含めまして、このたびこのような業者のほうへお願いしようということにしたわけでございます。

後の追加工事等々の変更等々については少し私のほうも理解してないんで、担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

上下水道部長。

上下水道部長（山本 和利君）

本城議員の先ほどの御質問ですけど、追加工事の点につきましては、中央監視、浄水場の関係について追加工事はまず余り考えておりません。しかしながら、現場、加圧ポンプとか配水池などの点については幾らかそこら辺も老朽化しておりますので、工事を出させてする予定はございます。ですが、追加工事としてではなく、今度は現場でございますので、地元、できるだけこの点につきましては今度は地元でできる工事になると思いますので、地元業者のほうへの選定を今のところ考えております。まだこれは26年度で幾らかやるつもりでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

9番（尾高 誉久君）

それじゃあ、担当部長にメンテナンスのほうでは一円入札で後でたくさん10年保証ということで要らないという点をはっきり答弁してもらいたいことと、それから総務関係ですけども、これは私総務委員長なんで、今後このことを十分課題として追求していきたいなと思っておりますが、低入札で非常にファジーな低価格設定じゃなしに、今パソコンを使ってやっている部分については我々でさえ、誰にもその低入札が想像できないというようなこと、また先ほど山本上下水道部長、要件を答えられた中に、私は指名入札の願いが出てるか出てないかが大きな問題だろうと、それはたしか答えられなかったと思っております。各議員が言われたとおりでなということは思っておりますので、今後例えばこれ例えばの例として議長、許していただきたいんですが、みまさか荘が1億円で、あれが解体が4,000万円だろうと言われておりました。あれ何日でやったかという、雨の日を除いてたしか20日間ぐらいで、25日もかからなかったと思います。4,000万円を20で割ると、1日200万円です。200万円の仕事をやってのけたんだろうかどうかということで、変えたというものについては本当に高い設定がなされとんじゃないかと私も思っております。今後、執行部においてももう少しオープンにして、規則または規定というようなものについても委員会に明記していただいて、これを市民皆さんに今後お示ししていきたいと、このように考えております。特に答弁があればおっしゃってください。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）

先ほど私が10年間保証と言いましたのは、メンテナンスが一切要らないという意味ではございません。特に備品類、機械電気部品を買うときには、その備品というか器具をストックしとかなきゃあいけない、製造しとかなきゃあいけない、この保証期限を10年間するというふうに御理解をいただきたい。1カ所壊れた場合につきましては、その都度の経費をお出しをしてするか、年々の委託料で管理委託料をするかというのはこれは別問題ということで、部品製造をストックしとく10年保証というふうにまず御理解のほうを願いたいと思います。

それから、備品以外の工事につきましては、もちろん設計単価の部分ございまして、オープンにさせてい

ただいまですし、備品等についてもでき得る限りオープンの中で皆さん方に特に入札をしていただこうという中で指名をするといろいろな問題点で談合等々の話が出てまいりますので、今回の場合につきましても指名はせずに一般競争入札ということで、全国全て条件の通る方についてはもちろん市外を外したものではありません。全国全ての方に手を上げていただいて、より市の中でいいものを安くしていただこうという気持ちの中でさせていただいている。もちろん条件はございます。点数の条件等々ございますけれども、そういう気持ちの中でさせていただいているということで、尾高議員の少し前段の質問の中で10年間も全てお金が要らないんですよという話ではないということをもまずは御理解お願いしたいと思います。

あとについてもしあれば、お願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

上下水道部長。

上下水道部長（山本 和利君）

先ほどちょっと1点、尾高議員が御指摘のとおり忘れていました。当然、美作市に指名願の出ている業者ではございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

9番（尾高 誉久君）

ですから、私は先ほど言われた議員のように、我々がなすべきこと、執行部がなすべきことは地元の大きい業者の方にはぜひとも指名願を出していただきたいというような働きかけで、少しでも地元の仕事をとすんだというような気持ちになることが1点と、今までのやり方が85%からたしか88%と聞いとんですが、私一度も見たことない、これが高いのか安いのか、県に右倣えでいいのかどうかということを中心に自分を見詰めながら、要するに執行部自身を見詰めながら、これからも入札に取り組んでいただきたい、そのように考えます。

解体等については恐らく積算ができないわけですね、解体については。だから、そういうことができないならば、どのように位置づけるか。何でもかんでもプロポーザルといえば議会が通ると、プロポーザル、プロポーザルというて、それをチェックする人がいないのに何がプロポーザルだ、いろんな意見があるんです、私。だから、5時までちょっとしゃべってみようか思ってます。幾らでも質問できるわけでしょう。だけど、物には決まりがあるから、私もこの辺でやめますけど、執行部もっとしゃきんとしなきゃあいけない。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他に。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

先ほどから地元業者という話が出ておるんですけども、この中で例えば仕様書の中に地元業者を使うというようなのが、恐らく私の記憶では津山市あたりが仕様書というもののの中に、地元業者を使うと、これ努力規定が義務規定か、そこまでは私も調べておりませんが、そういうのが仕様書の中にあるのかないのか、まずその辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

上下水道部長。

上下水道部長（山本 和利君）

今回の中央監視の入札につきましては、地元業者云々という言葉はありません。

それから、業者によりましては下請業者を使う場合はなるべくこちらのほうも地元業者をお願いする、土工とかそういう場合はお願いすることがありますが、今回電気通信の工事になりますので、ほぼ本社、本社というか会社関連の業者が施工されると思っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

今回の件については下請で入ることが想定できないというような話なんですけど、これ以上言いますとほかの質問になってしまうんですけども、一般論として下請が入る場合には地元業者を使いなさいというようなのがほかの自治体の仕様書には明記してある場合がございますので、その辺も含めて、今回下請がないというふうな感じでおられるんですけども、研究をしていただきたいということで質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第1号「美作市上水道施設中央監視制御システム統合更新工事請負契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第2号から議案第48号について、市長職務代理者副市長より提案説明を求めます。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第2号から議案第48号までの47議案につきまして一括して御説明申し上げます。

議案第2号から議案第8号まででございますが、ことし4月から実施されます消費税率5%から8%への引き上げに伴い、利用料金等の改正を行うことが主な改正内容でございます。

まず、議案第2号「美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

社会福祉の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため成立した消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、駐車場使用料を改定するものでございます。また、使用料の区分についても改正を行うものであります。

次に、議案第3号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」でございますが、先ほどと同様に消費税に関する法律の一部改正に伴い、利用料金等を改定するため、美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例、美作市ケーブルテレビ放送施設の分担金徴収条例及び美作市地域情報通信網施設使用料及び手数料徴収条例についての所要の改正を行うものであります。また、ケーブルテレビ使用料の減額の特例期間を平成27年3月31日にまで延長するものでございます。

次に、議案第4号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」でございますが、同様に消費税に関する法律の一部改正に伴い、診療等に係る室料、部屋料、使用料及び文書料を改定するため、美作市介護老人保健施設条例、美作市国民健康保険病院条例及び美作市国民健康保険診療所条例について所要の改正を行うものであります。また、作東老人保健施設の通所リハビリステーションの定員の増員、福山診療所の住所移転、英田診療所の診察日、診療時間の変更についても改定を行うものであります。

次に、議案第5号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、同様に消費税に関する法律の一部改正に伴い、し尿収集運搬手数料を改定するものでございます。

次に、議案第6号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」でございますが、同様に消費税に関する法律の一部改正に伴い、12の観光施設等の使用料を改定するため、大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例、美作市F1村ふれあいガレージ設置及び管理運営に関する条例、美作市湯郷駐車場条例、美作市子供等自然環境知識習得施設設置及び管理運営に関する条例、美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例、美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例、能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例、作東バレンタインホテルの設置及び管理運営に関する条例、美作市都市と農村の交流施設設置及び管理運営に関する条例、美作市緑地等利用施設設置及び管理に関する条例、武蔵の里研修センター設置及び管理に関する条例及び武蔵の里交流館設置及び管理に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございますが、同様に消費税に関する法律の一部改正に伴い、水道料金等を改正するため、美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」でございますが、同様に消費税に関する法律の一部改正に伴い下水道料金を改定するため、美作市公共下水道条例、美作市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例、美作市小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例、美作市個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び美作市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号「美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について」でございますが、北山地区のコミュニティハウスの新設に伴い、その名称と位置の追加を行うものであります。

次に、議案第10号「美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、福山地区の集会施設の新設に伴い、その名称と位置の追加を行うものであります。また、附則において福山公民館及び福山生活改善センターを廃止するものでございます。

次に、議案第11号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、危険物製造所等の設置許可申請に関する審査等に係る手数料等を改正するものでございます。

次に、議案第12号「美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方分権一括法による社会教育法が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準が条例に委任されることとなったため、改正を行うものであります。

次に、議案第13号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」でございますが、日本標準産業分類が総務省告示第405号により改正されたことに伴い、その整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号「美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」でございますが、地方分権一括法による消防組織法の一部が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長の任命資格が条例に委任されることになったため、条例の制定を行うものであります。

次に、議案第15号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」でございますが、建築基準法施行令及び消防法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用される条項について整合性を図るため改正を行うものであります。

次に、議案第16号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、外国語指導助手の派遣を行っている自治体国際化協会において、外国語指導助手の報酬に関する制度が改正されたことに伴い、その報酬制度と整合性を図るため改正を行うものであります。また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害者総合支援法で規定する障がい認定が障がい支援に改正されたことに伴い、その整合性を図るため改正を行うものであります。

次に、議案第17号「美作市・西粟倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について」でございますが、先ほどと同様、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害者総合支援法で規定する障がい認定が障がい支援に改正されたことに伴い、その整合性を図るため規約の変更を行うものであります。

次に、議案第18号「英田郡西粟倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について」でございますが、西粟倉村から受託している消防事務の経費の負担率について6%に固定していたものを地方交付税の一本算定に備え、双方の協議により定めるよう規約の変更を行うものであります。

次に、議案第19号「美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について」でございますが、現在3カ所の市立診療所を委任等により管理運営している社会医療法人清風会を当該診療所の指定管理者に指定するもので、地方自治法第244条の2第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」でございますが、2億4,204万1,000円を追加し、予算総額を233億3,298万4,000円とするもので、社会福祉計画策定事業等16事業を繰越明許、これは市長選等がございまして繰り越しをさせていただこうというものでございます。それから、作東

産業団地分譲促進補助金に充当する過疎対策事業債ソフト事業分9,990万円の追加、臨時財政対策債の発行抑制による2億3,000万円の減額など、各事業の決算見込みによる地方債の変更を行っております。

歳出の主なものは、総務費では、退職手当組合特別負担金2,533万1,000円、定住対策補助金500万円、滞納整理徴収負担金2,870万円、市長選挙費702万円、農林水産業費では、下水道事業への補助金9,309万円、ナラ枯れ防除事業772万円、商工費では、愛の村パーク特別会計繰出金497万6,000円、土木費では、下水道事業への繰出金補助金1億7,936万8,000円、諸支出金では、減債基金積立金7,774万5,000円、地域振興基金積立金4,300万円、公共施設整備基金積立金5億47万1,000円をそれぞれ増額するもので、そのほか、全体に事業の確定や決算見込みによる財源更正や減額更正を行っております。

財源といたしましては、市税1億2,890万円、地方交付税1億9,014万円、財産収入568万2,000円、繰越金3億5,409万2,000円、諸収入1億636万6,000円などがあります。

次に、議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でございますが、3,782万9,000円を追加し、予算総額を40億4,377万3,000円とするもので、事業勘定では、1,668万7,000円を追加し、総額を38億8,693万円に、作東診療所直診勘定では、1,706万8,000円を追加し、総額を1億2,648万1,000円に、福山診療所直診勘定では、407万4,000円を追加し、総額を3,036万2,000円とするものです。事業勘定において、歳出では、退職被保険者の高額療養費の増により、保険給付費700万円の増額、後期高齢者支援金1,165万9,000円の減額、直営診療所施設勘定への繰出金等により諸支出金2,132万6,000円の増額などで、歳入では、国庫支出金5,099万5,000円の減額、前期高齢者交付金1億4,902万9,000円の増額、繰入金7,478万4,000円の減額などがあります。各直診勘定においては、繰越金や事業勘定繰入金、人件費などの確定による更正となっております。

次に、議案第22号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、7,412万5,000円を減額し、予算総額を41億3,406万7,000円とするもので、保険事業勘定において、歳出では、保険給付費7,780万円の減額などで、歳入では、介護給付費の更正に伴う国・県等の負担金6,482万6,000円の減額などがあります。

次に、議案第23号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」でございますが、18万7,000円を減額し、予算総額を5億9,216万8,000円とするもので、歳出では、財政調整基金利子等により財政調整基金利子費18万7,000円の減額、歳入では、前年度繰越金の確定による一般会計繰入金64万9,000円の財源更正であります。

次に、議案第24号「平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」でございますが、15万円を追加し、予算総額を21万8,000円とするもので、基金運用利子、前年度繰越金の確定に伴い、土地開発基金への積立金15万円の増額を行うものであります。

次に、議案第25号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、827万8,000円を追加し、予算総額を2,888万8,000円とするもので、歳出では、基金利子相当分の積立金8万6,000円の増額などで、歳入では、償還推進助成事業補助金32万4,000円の減額、前年度繰越金856万5,000円の増額等であります。

次に、議案第26号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、288万5,000円を追加し、予算総額を412万2,000円とするもので、墓地使用料及び手数料等の増加に伴う基金積立金288万5,000円の増額を行うものであります。

次に、議案第27号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」でございますが、11万9,000円を減額し、予算総額を886万1,000円とするもので、歳出では、アゼリア館の売上収入の減

に伴う賄い材料費12万1,000円の減額、歳入では、アゼリア館の売上収入64万円の減額であります。

次に、議案第28号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、602万4,000円を追加し、予算総額を3億502万7,000円とするもので、歳出では、人件費749万9,000円の減額、嘱託職員による退職による賃金560万円の減額などで、歳入では、介護保険収入680万円の減額、繰越金1,282万4,000円の増額であります。

次に、議案第29号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」でございますが、39万9,000円を減額し、予算総額を1,107万8,000円とするもので、歳出では、貸付金108万円の減額などで、歳入では、奨学基金利子4万2,000円の増額、繰越金44万1,000円の減額であります。

次に、議案第30号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、187万円を減額し、予算総額を4億303万2,000円とするもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金353万4,000円の減額、24年度決算による一般会計への償還金163万6,000円の増額などで、歳入では、後期高齢者医療保険料196万8,000円、保険基盤安定繰入金156万7,000円の減額と、前年度繰越金166万5,000円の増額であります。

次に、議案第31号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」でございますが、108万円を減額し、予算総額を7,921万1,000円とするもので、歳出では、温泉営業休止による燃料費108万円の減額で、歳入では、利用者の減少による温泉使用料、売店収入等810万円の減額、前年度繰越金204万4,000円、繰入金497万6,000円の増額であります。

次に、議案第32号「平成25年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」でございますが、収益的支出を1,360万1,000円減額し、総額を23億4,613万3,000円にし、人事異動等に伴う人件費923万1,000円の減額、減価償却費の精算に伴う248万8,000円の減額によるもので、収入では、事業費精算による一般会計からの補助金、負担金1,816万6,000円の減額などであります。また、資本的支出を1,068万9,000円減額し、総額を16億5,465万円に、公共下水道の長寿命化計画の事業費の確定による400万円の減額、湯の街、湯郷上線事業の事業年度の変更による事業費600万円の減額などで、収入は、一般会計出資金2億9,224万8,000円の増額、公共下水道の長寿命化計画の事業費確定による国庫補助金200万円の減額、湯の街上線事業の事業年度変更による地方債600万円の減額であります。

次に、議案第33号「平成26年度美作市一般会計予算」でございますが、予算総額を204億6,100万円と定め、県議会議員選挙執行経費など債務負担行為の設定2件、福祉施設整備事業など9項目の地方債の限度額27億9,230万円、一時借入金の借り入れ最高額について定めております。

平成26年度予算は、今月末に市長選挙を控えていることから経常的な経費を中心とする骨格予算として編成しており、政策的な事業では継続的な事業や事業の実施期間等の関係から当初予算措置が必要なものを計上しております。同様に骨格予算として編成した前年度予算と比較しますと、消防庁舎建築事業などの完成により、前年度比3.4%、額にして7億1,700万円の減額となっております。

歳出では、普通建設事業の主なものは、放課後児童クラブ設置事業2,692万円、クリーンセンター設置事業15億264万4,000円、防災安全交付金事業8,710万円、道路橋梁新設改良事業5億4,857万円、消防救急デジタル無線負担金事業3億7,000万円などで、その他、前年度に比べ増額となった主なものは、障がい者介護訓練等給付事業6,279万8,000円の増額の6億4,123万2,000円、有害鳥獣捕獲奨励事業5,192万5,000円増額の5,652万2,000円などとなっております。また、消費税率の引き上げに伴い、臨時福祉給付事業1億978万5,000円、子育て世帯臨時特例給付事業4,130万4,000円を計上しております。

歳入の主なものは、市税が固定資産税、市たばこ税などの減により、前年度に比べ2,598万1,000円減額の

28億5,882万3,000円、市債が普通建設事業の減のため8億4,000万円減額の27億9,230万円などとなっております。

次に、議案第34号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算」でございますが、予算の総額を38億8,124万6,000円と定め、前年比0.9%、額にして3,295万7,000円の増額となっております。事業勘定では、3,247万5,000円増額の37億5,871万3,000円とするもので、歳出の主なもの、一般被保険者並びに退職被保険者等の療養給付費、高額療養費などの保険給付費125万3,000円の減額の26億3,494万1,000円、後期高齢者支援金1,931万8,000円増額の4億3,209万7,000円などであり、歳入では、被保険者の負担軽減を図るため、財政調整基金の取り崩しを2,091万8,000円増額の2億8,293万2,000円などであり、

また、地域医療の役割に沿って診療業務を行っている直診勘定では、作東診療所直診勘定が100万8,000円増額の1億1,042万1,000円、福山診療所直診勘定が52万6,000円減額の1,211万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、議案第35号「平成26年度美作市介護保険特別会計予算」でございますが、予算総額を42億6,928万3,000円と定め、前年比1.6%、額にして6,783万9,000円の増額となっております。保険事業勘定では6,608万4,000円の増額の42億4,726万1,000円、介護サービス事業勘定では175万5,000円増額の2,202万2,000円となっております。歳出の主なもの、介護サービス費の利用に係る介護給付費5,604万7,000円の増額の40億5,964万8,000円、介護予防事業に伴う地域支援事業費280万8,000円増額の1億1,962万6,000円などであり、歳入では、保険給付費と介護予防事業に係る国県支基金の負担金4,007万3,000円増額の29億3,893万4,000円、介護保険料140万円増額の6億1,600万円などであり、平成26年度は第5期美作市介護保険事業計画の3年目に当たり、介護保険会計の安定的な運営の維持と継続を図るため、引き続き介護給付費の抑制に積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第36号「平成26年度美作市簡易水道特別会計予算」でございますが、予算の総額を6億7,505万円と定め、前年比14%、額にして8,293万4,000円の増額となっております。また、簡易水道事業並びに過疎対策事業の地方債の限度額2億1,650万円などを定めております。歳出の主なもの、東栗倉地域簡易水道施設統合事業など水道施設整備費8,837万円増額の2億7,019万5,000円などで、歳入では、簡易水道使用料190万円増額の1億3,670万円などであり、

次に、議案第37号「平成26年度美作市土地取得特別会計予算」でございますが、予算の総額を6万3,000円と定めています。本年度は公共用地先行取得の予定がないため、主なものは、歳出では基金積立金6万1,000円、歳入では基金運用収入5万9,000円などとなっております。

次に、議案第38号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」でございますが、予算の総額を1,549万9,000円と定め、前年比24.8%、額にして511万1,000円の減額となっております。歳出の主なものは、一般会計繰出金852万1,000円、償還元金、利子445万1,000円などで、歳入では、貸付金元利収入1,362万5,000円などであり、

次に、議案第39号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予算」でございますが、予算の総額を123万7,000円と定めております。主なものは、歳出では、墓地管理委託料80万円、歳入では、墓地使用料及び手数料59万5,000円、基金繰入金62万6,000円などであり、

次に、議案第40号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」でございますが、予算総額を845万4,000円と定めております。歳出の主なものは、ガレージの管理費141万円、アゼリア館の管理費699万2,000円、歳入では、ガレージ使用料456万1,000円、ラジコンコース使用料23万円、アゼリア館の軽食販売収入350万6,000円などであり、

次に、議案第41号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」でございますが、予算の総額を2億9,985万9,000円と定めております。本年度は入所者48名、通所者20名を見込んでおり、前年比0.3%、額にして85万6,000円の増額となっております。歳出の主なものは、施設の一般管理費106万8,000円の増額の2億2,211万4,000円、医療費90万8,000円減額の2,412万7,000円、指定居宅介護支援事業費91万2,000円増額の1,957万1,000円、公債費、前年と同額の3,160万3,000円などで、歳入では、介護保険収入133万4,000円減額の2億3,012万2,000円などであります。

次に、議案第42号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」でございますが、予算の総額を1,224万2,000円と定めております。本年度は奨学金として新規7名と継続11名の18名に総額648万円の貸し付けを予定いたしております。

次に、議案第43号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計予算」でございますが、予算の総額を1億8,968万円と定め、前年比5.8%、額にして1,040万7,000円の増額となっております。歳出の主なものは、運営費などの事業費用に1,038万3,000円増額の1億8,235万2,000円などで、歳入では、事業収入413万3,000円増額の1億2,775万5,000円、一般会計繰入金607万7,000円増額の5,512万6,000円などであります。平成26年度も引き続き赤字幅の多い部門の運営見直しを行いながら経費削減、赤字抑制に努め、経営努力を行いながら、市の財政負担を少なくしたいと考えております。

次に、議案第44号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、予算の総額を4億279万1,000円と定め、前年比0.5%、額にして211万1,000円の減額となっております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合に拠出する納付金182万円減額の3億9,597万1,000円などで、歳入では、後期高齢者医療保険料1,069万9,000円減額の2億4,692万8,000円などであります。

次に、議案第45号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計予算」でございますが、予算の総額を7,611万2,000円と定め、前年比5.2%、額にして417万9,000円の減額となっております。歳出の主なものは、運営費などの事業費用417万9,000円減額の7,611万2,000円などで、歳入では、事業収入407万9,000円減額の4,561万円、一般会計繰入金、前年度と同額の3,000万円などであります。本年度は民間からの支配人も3年目となり、職員のマナーとサービスの充実に努め、前年以上の営業強化に取り組み、収入アップを図りたいと思っております。また、経費については、今年度も冬期11月から3月までの温泉営業の休止を実施するなど、さらなる経費削減に取り組み、市の財政負担を少なくしたいと考えております。

次に、議案第46号「平成26年度美作市水道事業会計予算」でございますが、収益的支出の総額を6億3,147万7,000円、収入の総額を6億4,114万1,000円とし、資本的支出の総額を4億6,840万6,000円、収入の総額を351万9,000円と定めております。収益的支出の主なものは、営業費用4,458万1,000円増額の5億9,545万4,000円などで、収入では、営業収入144万円増額の5億9,688万3,000円などを見込んでおります。また、資本的支出の主なものは、集中監視システムの更新整備など建設改良費4億1,224万円などで、収入では、加入負担金270万円などであります。

次に、議案第47号「平成26年度美作市病院事業会計予算」でございますが、収益的支出の総額を11億4,238万8,000円、収入の総額を9億6,611万2,000円とし、資本的支出の総額を7,836万8,000円、収入の総額を4,827万4,000円と定めております。収益的収入においては、事業予定量は前年度と同数の入院患者1日68名、内訳は一般病棟34名、療養病棟34名、稼働率85%で年間2万4,820人、外来患者1日136名、年間3万9,848名で算定しております。主なものは、歳出では、医業費用1,586万1,000円増額の9億4,329万1,000円などで、収入では、医業収益15万4,000円減額の7億6,909万4,000円などを見込んでおります。また、資本的支出では、企業債償還金7,836万7,000円、収入では、一般会計出資金4,827万2,000円などであります。

次に、議案第48号「平成26年度美作市下水道事業会計予算」でございますが、収益的支出の総額を30億997万5,000円、収入の総額を27億9,128万7,000円とし、資本的支出の総額を16億8,045万3,000円、収入の総額を4億8,164万2,000円と定めております。また、公共下水道事業並びに個別排水処理事業の地方債の限度額2,400万円などを定めております。収益的収支の主なもの、支出では、営業費用6億8,417万円増額の24億5,897万2,000円などで、収入では、営業収益75万3,000円増額の4億6,979万3,000円などを見込んでおります。また、資本的支出の主なものは、公共下水道の湯の街上線管渠工事など建設改良費8,380万円などで、収入では、受益者負担金1,019万3,000円などであります。

以上、議案等につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

御苦労さまでした。

提案理由の説明が終了いたしました。

ただいまより10分間休憩をいたしますとともに、その間、議会運営委員会を開催いたしますので、議員控室のほうに委員の方はお願いします。

午後3時50分 休憩

午後4時04分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど休憩中に議員控室において、議長、委員、市長職務代理者副市長、教育長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。今定例会に議員から議案を提出したい旨の申し出があり協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

新たな追加議案は、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」の1件であります。この発議は議会運営委員会で発議いたします。日程の最後に追加日程第8として追加し、議案上程の後、質疑、討論、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」を日程に追加し、追加日程第8として議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第8 発議第1号「予算審査特別委員会設置について」

議長（山本 雅彦君）

それでは、追加日程第8、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

発議第1号「予算審査特別委員会設置について」。

〔以下朗読〕

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第8、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会につきましては、委員の定数が17名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日、議会終了後に予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。それでは、予算審査特別委員会を本日、議会終了後に開催をいたします。委員長、副委員長につきましては、後日報告をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は、3月5日午前10時からです。

予算審査特別委員会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

御苦労さまでした。

午後4時10分 散会

平成26年3月5日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成26年第1回美作市議会3月定例会）

平成26年3月5日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	重平直樹	2番	安藤功
3番	安本博則	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	山本重行
9番	尾高誉久	10番	岡崎正裕
11番	西元進一	12番	本城宏道
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	鈴木悦子	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

4番 谷本有造

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長職務代理者副市長	岩崎清治	教育長	内海壽志
政策審議監	福原覚	総務部長	中西祐司
危機管理監	欽先耕二	企画振興部長	大寺剛寅
市民部長	安東弘子	環境部長	石田薫
保健福祉部長	山本直人	建設部長	春名修治
田園観光部長	江見幸治	上下水道部長	山本和利
教育次長	小林昭文	消防長	森正彦
会計管理者	谷和彦	市民部クリーンセンター室長	小坂田博幸
建設部農村整備課長	妹尾昌弘	田園観光部農業振興課長	岡本和之
市民部市民生活課長	平田幸春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	内藤淳子
課長	皆木敏治
主事	平田敦士

議長（山本 雅彦君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止をされております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきますので、よろしく願いいたします。

3日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。

4番谷本有造議員が通院のため欠席です。9番尾高誉久議員が通院のため午前中欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に御報告をいたします。

3日議会終了後に予算審査特別委員会を開催し、委員長に山本重行議員、副委員長に則本陽介議員を選任いたしましたので、御報告をいたします。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可をいたしますが、このたび私が議長に就任いたしましたので、通告順番2番の私の一般質問の通告を取り下げたいと思います。

通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

皆さんにおはようございます。

議長に一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

初めに、きょうは市長さんの席が空席ということで、非常に残念でございます。市長さん病氣静養中にも病魔と一生懸命闘っておられたんですが、昨、2日の日曜日に浄土へと旅立たれました。市長さんの御功績に敬意と感謝のまことをささげまして、質問に入らせていただきます。

初めに、今回の質問は賑わいのある田園観光都市について、1番目が田園観光都市の進捗状況と将来の展望について、それから2項目目が耕作放棄地について、それから3番目が下町圃場整備事業耕作放棄地についてについて質問をさせていただきます。

今日の農家を取り巻く状況は環太平洋連携協定TPP交渉が進む中、米の減反政策を見直す方向で検討が始められました。御承知のとおり日本の農業は今大きな転換期にあるのではないかと思います。今後国政の波をどのように対処していくか、我が道の農業をどのように発展させていくか、農業の原点を見詰めながらじっくりと考えていかなければならないと思います。我が町の農業は少子・高齢化社会の中で農業所得の低迷と若者の農業離れ、後継者不足により耕作放棄地はふえ、また鳥獣被害のすみかと場化しております。こ

のタイミングでの減反施策の見直しの検討、不安は募るばかりであります。また、最近の異常気象により収穫際に集中豪雨、台風に襲われるかもしれない、そんな不確定な自然とのかかわりの中で育て、収穫することの喜びを生きがいとしながらいつてきました。農業である日本国民の食を賄い、国土を保全してきた農業であります。このような厳しい状況の中ではありますが、農業従事者の所得の安定と疲弊する地方の現状を打開し、長い日本の農業の中で養ってきた多くのものを失わないように賑わいのある田園観光都市の取り組みについてお尋ねいたします。

1項目でございますけれども、田園観光都市の進捗状況と将来の展望について質問をいたします。

1番目といたしまして、希望の持てる農業、農業所得の安定、事業計画についての1項目めを質問いたします。

2項目めといたしまして、環太平洋連携協定T P P減反政策の見直しについて、田園観光都市を進める中で大きな障害になりやへんじやろうかということについての質問でございます。

3番目が、少子・高齢化の中で、農業から、今言ようる従事しとる人が非常に若者がいなくなったということですね、担い手、若者定住についての質問でございます。

田園観光都市の進捗状況と展望についての御回答をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

岩江議員の田園観光都市の進捗状況と将来の展望について御質問をお受けをいたしました。

岩江議員御指摘のように農業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがあるということの中で、市としてはどういうふうな施策をやっていかなきゃいけないかという中で私なりの考えを少し述べさせていただきますと思います。

まず、美作市の農業政策を進める上で、農業収益の増大につながるような農業所得の向上を図ることが最重要課題であるというふうに認識をしております。それを解決することが賑わいのある田園観光都市の実現につながるものであるというふうに思っております。つまり御質問の内容でもございましたけれども、端的に言えば、もうかる農業を目指さなければいけない、現実に向けてやっていかなきゃいけないという状況だろうと思います。しかしながら、美作市におきましては、約8割が山林と原野に覆われた山間地であるという地域でございます。小規模な農家による稲作中心の農業が長年にわたり行ってこられております。現在国が進める農業政策はT P P交渉による合意を見据えた強い農業、すなわち外国からの輸入農産物に対抗可能な環境づくりに移行して負けないようなというふうな農業を国の施策としては目指されておりますけれども、諸外国と比べまして日本の国土の特徴は平野部が非常に少ない、農業に限定をすれば、超大規模な農業経営ができないことが現状であるというふうに認識をしております。このような状況を踏まえて日本農業の活性化はもとより、農業所得の安定と耕作放棄地を減少させ、自給率の向上をつなげるためにも農地の集積を図り、担い手農家に集約することは農地、農業を守っていく上で戦略の一つであると思っております。しかし、日本農業は先人たちが地方特有の風土に培われ、育まれた環境の中で知恵を絞り、地域に適した農業経営に従事してこられた歴史があると考えております。今回の国の施策は美作市はもとより全国全ての農家の所得向上につながる施策であるとは私どもは思っておりません。担い手となる農家が規模を拡大し、大きな収益を上げることも必要であると思っておりますが、私といたしましては美作市に適した安全で安心しておいしい農作物をつくって、それを高く売れる、このことによって農家の収入がふえるものだろうというふうに思っております。美作市の地形や関西圏に近い立地条件、気候等々を考慮して、それに適した農作物の研究開

発を進め、関係機関との連携を密にしてブランド化を目指し、普及促進を図ることによって少しでも現状よりも所得のふえるような状況を考えるべきであろう。つまり端的に言いますと、第6次産業化を目指さなければいけない、そういうふうに思っているところでございます。市内全体の全ての農家所得の水準を引き上げて、地域の活性化、さらには賑わいのある田園観光都市の基礎が構築できるものと考えております。

個々の内容につきましては、担当部長のほうから御説明をさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、岩江議員の御質問であります田園観光都市の進捗状況と将来の展望について、それぞれの1から3つありましたけども、それについて私のほうで説明をさせていただきます。

まず、希望の持てる農業、農家所得の安定、事業計画についてでございます。希望の持てる農業として農業所得の安定化に向けた取り組みについてでございますけども、安倍政権が進めておりますもうかる農業が深くかかわってまいります。それは美作市はもとより全国的な傾向として農業従事者の高齢化であるとか、後継者不足などの問題が残っておりまして、この問題に対応しながら日本農業の将来を見据えた戦略、すなわち汗を流した分だけが報われる農業経営が求められると言っても過言ではありません。そこでまず、地域農業の担い手となる認定農業者や農業後継者に対しては時代のニーズを的確に把握する能力や従業員の質を高める能力、付加価値をつけた商品の開発、販売の能力等を身につけていただくため、6次産業化商品の魅力アップの研修会など、さまざまな取り組みを行い、積極的に支援を行っております。一方、市内農家の大半を占めます小規模農家に対しましては、彩菜茶屋への出荷に取り組むために必要となる機械等に対する助成やJA勝英、勝英農業普及指導センター等の連携によりまして定年帰農塾を実施し、農作物の栽培技術向上によりまして高品質化への取り組みなど、継続的に現在行っております。このようなさまざまな取り組みや事業を展開しても、なお岩江議員が御指摘のように日本の農業、特に地方の農村においては現状を維持することに苦慮しているのが現実であります。美作市といたしましては、第1次産業であります農業振興に取り組む上で、これ以上の耕作放棄地の拡大を防止するために、農作物の販売、加工等の推進を図り、消費者ニーズに応えることを第一に考えて、国・県の農業施策を有効に活用することはもとより、市独自でできる農業支援策についても模索をしているところであります。農業所得の向上という観点においてすぐに目に見える効果はないかもしれませんが、各農家の実態に応じたきめ細やかな取り組みの継続こそが美作市の農業振興を進める上で必要不可欠であると確信をしております。特に彩菜茶屋と彩菜みまさか箕面彩都店はほかの市町村には存在しない美作市が独自に開発をした販売ルートでありまして、顔の見える生産者と消費者を結ぶ拠点施設を構築していると認識をしております。今年度の販売額は10億円が見込まれる両施設を有効に活用して農業振興の推進を図るとともに、農業従事者の所得向上にも大きく貢献ができる環境づくりに努めたいと思っております。

次に、環太平洋協定TPP減反政策の見直しという御質問でございますが、先月22日からシンガポールにおきましてTPP閣僚会議が開催され、厳しい攻防が続いておりましたが、日米両国の農産物や自動車をめぐる会談は物別れに終わりました。合意に至ることはありませんでした。アメリカの要求に譲歩し、関税撤廃を許してしまうことは食料・農業・農村基本計画に基づく食料の安定供給や食料自給率の向上、国内農業、農村の活性化を推進する上でも農業政策の崩壊につながるおそれがあります。また、米の生産調整に関して農水省は飼料用米の需要を450トンと見込みまして、米政策の第1の柱として食料用米から飼料用米への転換を推進することとしておりますが、TPP交渉により関税が撤廃され、諸外国から多くの飼料作物が

輸入されることとなりますと、政府の進める米政策とは整合性のとれないものになってしまうことから、今回の閣僚会議においても国会決議の脱退も辞さないという強い決意を認識した交渉が行われることを期待しております。そして、引き続きＴＰＰ交渉の行方に注意を払うとともに、米政策の転換や収入保険など、国が進めます施策を注視しながら、市が取り組むべく農業行政の方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、担い手不足、若者定住の御質問の件でございますけども、美作市では近年の耕作放棄地の増加と農家の減少を少しでも食いとめるため、平成24年度4月から震災による避難者や都会からの若者定住希望者で新規に農業をやりたい方を移住、定住者の新規就農モデルケースとなるよう3課体制、農業振興課、協働企画課、ドリームプラン推進室でございますけども、で受け入れの協力をしてまいりました。その結果平成24年度では3世帯10名、耕作予定面積235アール、平成25年度は4世帯11名、耕作予定面積220アールで、20代から40歳代の夫婦と子どもたちが東京、大阪、姫路から新規就農者として美作市に移住をされております。主要作物はモモ、ブドウ、有機野菜、米ですが、岡山の果物は都会ではブランド品となっておりますので、果樹栽培を希望される方が多いようであります。さらに、本年4月上旬にも1世帯2名の方が都会から美作の地に新規就農、ブドウ栽培でございますけども、ために移住されることが決定しております。現在住居や農地等の相談、現地案内などを行っているところです。今後は近年増加しているイノシシ、鹿による農産物への被害、耕作放棄地の拡大、ＴＰＰ問題、後継者不足、さらに近年多発する異常気象など、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますけども、美作市の主要産業であります農業をこれ以上衰退させないため、新規就農者の方でも農業で安定した生活、暮らしができるように美作市といたしましても新たな支援策や施策を講じていくべきであると考えております。

以上で1回目の御答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

部長ね、農家所得の持てる農業所得の安定、事業計画、これについてじゃけどな、この前の農業新聞見ようたら、1世帯当たりの農家の所得、これ135万円と言うとんよ、1世帯当たりがな。あんたらの所得で計算したら一番ようわかると思うんじゃけども、教育長そこへおられる、人間の一生は教育に始まって教育に終わるんじゃと言われとん。そういう中で、僕らのときだったら中学校が多いかった。けども、ほとんどの人がもう九十何%というもんが全部高校へ進学されよう。津山へ進学してみても、バスで通うたら3万円旅費が要る、それから今言ようる授業料じゃなんじゃというて、部活やこうしょったら10万円、1人に10万円近いお金がかかる。それから、あんた方も大学出とんじゃけども、たくさんおられるんじゃけども、大学出ようたら何ぼかかる。135万円の所得で子どもを学校行かそう、おじいちゃん、おばあちゃんの面倒見にやいけんのんじゃというようになったら、これこんだけの所得で生活ができると思いますか。じゃから、何かヒット商品を生み出して、今のJA農協の大原のほうは冬季栽培、何か知らん、朝鮮ニンジンのようなやつを3年間かかるらしいです。それを植えてやろうかというような何段かはや計画しておるようでございます。ええ方向でいたらいんですけども。今作州黒豆というて旗たくさん立つとる、そこらへ。ほれで、農協の職員来て言よんじゃ、もう岩江さん、もう黒豆は連作障害でもうええことにならんのかと。ここを始めた時分はいいやつが出たら全部作州黒豆は、ええやつは丹波黒豆のブランドで向こうへ向こうへ行きよったんよ、丹波の黒豆で。そういうことで、何か今私がちょっと国のほうもこの農林水産省は機能性農産物をブランド化してというて、これＴＰＰの関係でも、自分の健康を守るということになったら日本の国も世

界中の人がもう皆注目しとるわけじゃから、日本だけじゃないわけじゃから。1つここへちよつと紹介してみますと、機能的な食物はがんの予防にもBカロチンを多く含むサツマイモじゃとか、糖尿病予防にきくというアミノ酸を含む米、高血圧症の予防効果が実証されとるアントシアニンを含むジャガイモなど、10種類あると。農作物でもこういうふうなことを言うわけ。何かこの地域、風土、条件に合うたもの何かを研究して農協と連携して、してもらわなんだら、いつもここで同じことを言よんじゃ。ほじゃけど、全然進歩も発展もない。じゃから、この辺のところで江見部長ね、今度、今市長空席ですけども、新しい市長がここへ当選されて出てきましたら、この辺について十分取り組んでいただきたい、かように思います。それで、生活習慣病というのは糖尿病、やっぱし日本の死因の原因のうち3分の2が糖尿病で死によするわけよ。実の私も糖尿病なん。それで、私の先輩が、あんた方も、私の先輩が今お茶を飲みよんよ、お茶を。そのお茶を飲んだら、下がるん。運動もしよんですよ。下がるん。ほれで、医者行って、このお茶飲みよるようなことは言やへんの。言うたらね、そんなものというて、お医者さんは絶対医者の目線ではか物を言わないから。それがじゃね、普通のウーロン茶より高いんじゃな。高いんじゃけど、それ売れるわけじゃ。ほれで、わしのその先輩も飲みよるけど、下がるん。ほれでまた、わしも友達に紹介してあげたら、またその人も下がるというて言よる。人の口コミで効果が出てきよるんじゃ。それは今皆さん健康でおられて、これにこしたことはないわけじゃ。やっぱし今日本の所得番付の中で一番ようもうけとるといのは何ならというたら、健康食品の会社でしょう。私も毎日緑効青汁飲みよる。野菜不足なりやへんじゃろうかというて。そがいテレビで宣伝してもろうたら、やっぱしそういうふうなメディアに取り上げてもらうような、そういうようなものを考えていただきたい。それから、これ1、2、3というて書いとるけども、やっぱし安いもんが入ってくるというて、これしたら人間健康になりますよ、長生きしますよというたら、皆、ああ、あの関係プレー、TPPの連携協定じゃどうのこうのと言うよりか、もう皆そがなもの関税も何もありません、そっちのほうへ皆びゅつと目が向いてしまうんよ。その方向で何かこれは考えていただきたいと思うんです。

それと、今回はあんたのどこ、企画振興部長にわしは名前は書いとらんけども、わしの友達がすぐ電話してきた。岩江よ、あそこの上山でタップダンスしたいいうて、行政が大けな金を入れて恐らくしとんじやろうと思うと、タップダンスしてどんだけの効果があるんなど、波及効果あるんなど、今度あの質問に立ったら言うてくれと。私は美作の、安東市長にも言うたことあるん、美作の木は梅じゃと、花はカタクリじゃと、ほじゃけど梅ということは、私の先輩が、みなべ町、和歌山の、ここへずつと仕事へ行きよんですよ、仕事に。私とこの近くの田井というところから出とる、豊中へおられる人じゃけども、ここが梅の産地じゃな。もう大変な商品加工してみたり、梅は梅でブランドの梅、高いときにはパブルのときには1つが5,000円ぐらいの梅もつくりようたというて。今日本の梅は足らんから中国から輸入しようらしいです。ほれで、ええ機会に、美作市は梅の町じゃというぐらいにひとつその方向でも、例えばの話しよんで、研究してみたり。きょうの新聞見たらじゃな、めったに山陽新聞見りやへんのじゃけど、きょう下町の人がちよつと朝来られて、新聞見てみなさい、古町の部落長やこうが大原高校の実習地の跡、梅を植えようぞと、あれ円山というんじゃ、あつこな。全部古町が見渡せるようなとこなんじゃ。そこへ梅を植えよう。私ね、タップダンスをあがいなとこでお金を出して踏んでもらうんだったら、梅もあそこのとこに梅園をずつとつくつてな、棚田、上山に、梅をつくつて、花で、赤字になってこの間は清算していきよる雲海温泉に、あつこは花見でもさせてみせえ、あつこも栄えろと。そうじゃろう。上から見る花というのはまたきれいなもんじゃ、あれな。花を植えるとか。それからまた、梅が出たらその収穫をすとか。せないけんし。それから、地域おこし協力隊、担い手不足の若者定住の関係で言よんじゃけども、これについても、助成金出しよんじゃ、

お金を。いつまでおってもらえるんじやろうか。物すごわし不安なんじや。やっぱしこういうようなことについてほんまにこの美作の地に骨を埋めてやろうという気持ちである、来てくれる人だったら、それはおまえ助成金出してもよるしいがな。思いつきでやられたんじや、こっちも、何ぼね、市民の血税入れよんじや、たまったもんじやない。この辺のともよう考えていただきたい。じゃから、この135万円ね、農家所得が、これでほんまに今生活ができるんかできないのか。年金生活者に足らんような金額で生活ができるかできんか、子どもさんを、後継者ができんのは、わかり切ったこっちや、こんな135万円で。ほじゃから、例えばみなべ町のほうへ行て、行てみなさい、大変な金持ちばっかしですよというて言よりました。それで、梅もゼリーもつくりよう。いろんな加工食品つくっとるらしいです。徳島の何とか村というのがあるわな、今ちょっと名前忘れましたけども、徳島県の、小さな村じや。あつこでも柿の葉の色のついたやつ売ってじゃね、おばあちゃん連中が1年に1,000万円、多い人は1,000万円近い利益を上げよう。やっぱしこのようなメディアにでも取り上げてもらえるようなことをやっぱし一つには行政の中で地元の人と考えてやっていただきたいと思います。誰しも健康でありたい、長生きしたいというのは国民皆の願いじやから。そじゃから、この今農水省が言ようようなこの機能作物、こういうなものについては、部長さんね、考えてやっていただきたいと思います。それで、需要と供給のバランスがうまいこといかなんだら、何をしてもええことにならんわけでございますけども、彩葉茶屋とあのやつ今10億円売り上げて、あら、10億円どえらいほど売っとるなというて言ようけども、売った中で17%かすり取られよん、彩葉茶屋にな。とんでもない話じや、これ。この前私は、きょうここへパンフレット持ってこうと思うて忘れたんじやけども、千葉に視察に行きました。こんな見渡す向こう山がないよなとこじや。何しよんなどいうて言うたらね、有機無農薬で野菜栽培しよん、農作物を、キャベツもある、深ネギもある。たくさんものを栽培しとる。こういうふうに見てぐつと見渡す限りが一枚ぐらいの田んぼ、恐らく2町歩ぐらいあるでしょう、畑が。そこを何人かの人にわし写真見せたことあるんじやけども、これ深ネギを栽培しとん。きれいなもんじや。それで、ここへ前に出られとった安東の前市議会議員と一緒に行ったんじやけども、土見てびっくりしとん。わあ、この土がなあというて、こうやして足を踏みよん。おじいちゃん1人で2町歩ぐらいしようるん。これ大変な労力ですよというたん。何言うとん、これ岩江さん、これおじいちゃん1人でしとんですよというてあつこの社長が言うん。ほれで、収穫時期だけは人を頼むらしいです。それで、深ネギが1年に3回収穫しようというん。この話を帰って言うたら、永谷農園の代表なんかが、ぜひわしらも会社の慰安旅行に行きたい、ちょっと紹介してくれえとて言うけん、うん、この3月に紹介するよにしとんですけども。そういうことで雲海の関係にしてみても、何か人が来るええ条件があるわけじやから、あつこでタップダンス踏んだつてな、それは一遍だけ。花というのは梅の花が咲き出したら、一月ぐらいは咲くでしょう。ほんなら、収穫したら地元にもお金が落ちる。例えばの話しよんで、これ例えて。ですから、こういうふうなもんも考えて、農協と連携しながら早急に調査研究して、もうあんたらがそこらへ毎日書くやつ落書きと一緒に、これ。そういうなこっちなしに、ほんまに市民の所得の安定、市民生活を守るといふ、そういうふうな立場から行政をやっていただきたい、かように思います。

2回目です。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

前段で私のほうから少しお答えをさせていただきます。

岩江議員の言われるように農家の所得というのは非常に低いという中で、1カ月ほど前になるんですけれ

ども、農協との協議の中で、所得に合うような農作物のモデル的なケースをつくってもらいたい、もちろん先ほどの御質問の1世帯135万円では生活ができない、子どもの教育もできないという中で、例えば400万円なり500万円なり600万円なりのモデル的なケースを、例えばアスパラをつくりなさい、つくりなさいだけではなしに、アスパラを幾らつくって、次にこれをつくって、こういうふうなものをつくったらこのくらいな収入になるでしょう、それによって農業技術も教えますよというふうなモデルをつくってほしいという依頼もしております。

それからもう一つ、先ほど岩江議員の言われました有機無農薬、低農薬かもわかりませんが、この農作物をこういうふうにつくることによって農作物の収穫できたものについては連作障害や農作物そのものおいしさ、甘味等々が出るということで、普通の作物、有機肥料が少ない部分と比べて高く売れるだろうというふうなことで市内でも実践をされてる方もございます。そのような中で何とかそういう方向をしたいというふうに思いを持っておりますし、そういうことを含めた中で、何とか付加価値を高めて、高いものを売りたい。その中でいろいろな話があるわけなんですけれども、例えばモモにしてもブドウにしてもイチゴ等にしても特に糖度をはかりまして、機械的にはかされる機械でございます、農協のほうも持っておられます、糖度の高いものについては普通以上の贈答品として売れないかというふうなことを含めて大至急検討してほしい、黒豆にいたしましても、特にいいものについては値段を一円でも高く売れるようにしてほしいという中で、各農家の所得が向上できるような方策を行政としてもできる限りの応援をしますので、お願いしたい、一緒にやりたいというお願いもしてまして、また行政としてもすべき部分があるだろうというふうに思っています。ほかの詳細につきましては部長のほうから説明をさせていただきますけれども、先ほど言われました上山の梅でございますけれども、実際のところ言いますと、まだまだ収穫には少しかかるかもわかりませんが、梅のほうにつきましても、苗木等の配布をいたしまして、上山のほうにもある程度の面積植えております。もう少しすれば収穫できるんだろうというふうにしておりますし、その後によって特産品化になるだろうという希望的なものがございますけれども、持つとる状況でございます。

以上です。残りについては部長のほうから説明をさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、岩江議員の2回目の御質問でございます。

いろいろと岩江議員の思いを聞かさせていただきました。私のほうとすれば、岩江議員の期待に応えられるかどうかわかりませんが、私なりの答えとしてお答えをさせていただこうと思っております。よろしく願いをいたします。

現在の国がもうかる農業として計画をされてる施策は一部の担い手農家や大規模農業者、そして農業環境に恵まれた一部の地域に対しては有効であると考えております。しかしながら、四方を山に囲まれた山間地で山里に農地の多くが点在をしております美作市にとっては全ての農家が積極的に取り組める施策ではないというふうに思っております。美作市といたしましては、国の農業政策を活用し、規模を拡大し、これからの美作市の農業を担う農業者の育成、支援に努めることは当然でありますけれども、預かり手のない山間の農地を所有する高齢農業従事者のための支援も必要不可欠であると考えております。岡山県の農作物の取り組み状況でございますけれども、黒大豆、アスパラガスなどを推奨作物として位置づけまして、推進を図っております。美作市でも数十年にわたり黒大豆の普及、推進を行ってまいりましたが、生産農家の高齢化と手間暇のかかる割には収入に結びつかないということも要因となりまして、生産量が伸び悩んでいるのが

現状であります。そこで、何とか農家所得向上につながる打開策はないかと、昨年11月に勝英地域広域農業技術者連絡協議会が主催をしました6次産業化商品の魅力アップ研究会が開催されまして、勝英地域の各団体が開発した6次産業化商品の品評会が開催されました。和歌山県龍神村開発公社の原さだ氏によりまして講演も行われております。この原氏は講演の後に、品評会に出品をされている梅を活用した200円の梅ジャムと練り梅を見られまして、龍神村で開発公社でも梅を使った商品を販売しておりますけれども、和歌山の梅は高いので、ぜひ勝英地域の梅を買って帰りたいと、このように話されておりました。この原氏の発言こそがこれからの美作市の農業行政を進める上で重要な意味が含まれていると感じております。副市長も先ほど述べておりましたが、これからの美作市が目指すべき農業は農作物の付加価値を高める、イコールブランド品化を目指すことであると、私も副市長の意見に同感でありまして、そのためには生産と加工、流通、販売を結びつけた6次産業化の推進、さらに新鮮で安全・安心な農産物の安定供給と地産地消の確立を図るとともに、美作市の豊かな自然環境を活用した着地型旅行、あるいは全国に誇れる湯郷温泉、宮本武蔵の生誕地などの温泉や観光地とタイアップした農業振興、すなわち1年間かけて農作物や果物をつくり出した生産者と都会の消費者との交流を通じて活性化を図り、リピーターの確保による農業収益の向上につながるシステムを構築することが希望の持てる農業に結びつくことを確信しております。

また、もう一つの施策として、岡山県内の市町村はもとより、全国的にも成功例としては数少ない農産物加工販売施設であります彩菜みまさか箕面店の農業の活性化を初め、市発展の拠点施設として幅広く戦略的にも有効に活用すべく、農業と観光との連携を図る取り組みも農業所得の向上に結びつく支援になるのではないかと考えております。

さらに、引き続き県の推奨する作物の作付の推進を図る必要はありますが、農業振興を推進する担当部といたしましては、普及指導センターや勝英農協との連携を強化し、特定の野菜にこだわらない、柔軟な発想と広い視野を持って美作市の気候や風土に適した高齢者でも負担が少なく、栽培ができる新たな特産物の調査研究、普及にも力を注ぐ必要があると考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、3回目です。

13番（岩江 正行君）

部長、とりあえず、うちの奥のほうから金谷のほうにかけて、またそこ東谷、それから真殿のほうからずっとこう来る、非常に水がきれいな。私が病院通ようるその主治医の先生が米を買ってくれというて言うん。先生、その米は楽じゃというん。そのかわり一番高いとこの、水の汚れてないきれいな水で寒冷えの一番激しいとこの米を買ってくださいというて、そういうに言うわけよ。それで、東栗倉の後山の一番、それこそ一番高いとこの米を紹介してあげたんですけども、やっぱりおいしいというて。水がきれいな。やっぱり大きな財産があるんじゃから、これを見つけ出さなんだら、地元がいい財産があるのに、お宝があるのに、あんた方がよう見ようらんのものよ、米を。そのメディアを通じて、うちらはこういうようなやつで米つくくるんじゃというやつ。売ってみんさい。東谷のあの荒れとる萱が生えとる田んぼでもじゃな、皆米つくり出さあ。米が2万5,000円でもなってみんさいよ。1万円少々じゃから皆つくらんものよ。そうじゃろう。そじゃから、今言ようるがな、メディアが取り上げてくれるような、そういうようなものをつくらにゃいけんですよと。あんた言ようる、風土、条件に合うた、これほどの財産、都会の中でそんなものはないよ。それから、私が行た、もう時間がないから早ういくけど、千葉の関係でもキューピーマヨネーズが週40トン持ってこいというて言うん。何ぼでもつくったってキャベツ皆買うちやるというて。持っていければというん

じゃ。条件はそろうとんじゃ。有機無農薬で、食べたらそこで甘いんじゃ。そこらのあんた、あんたんこの近くのネギとってみい。辛いわ。深ネギかじっても甘いんじゃ。やっぱりそういうようなことでこの地域のいい材料がそろうとるわけじゃから、そのことは我々もじゃけども、あんた方はそれを日夜その仕事とするわけですから、その方向で研究していただきたいと思います。

3回目。

議長（山本 雅彦君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

3回目の御質問でございますけども、岩江議員の言われるとおりに確かに美作市にはたくさんの隠れたお宝といえますか、私どもが気づかないところがたくさんあると思います。私どものほうもこれから今岩江議員が言われたようにもう一度この美作市の気候風土をよく研究しながら、美作市に適した農作物、そしてブランド品化ということで、外に持って出れる自信のある農作物をつくってまいるようにこれからも研究してまいりますので、よろしく願いいたし、これからも岩江議員のそういう情報、知恵を私どものほうにもかしていただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、総括です。

13番（岩江 正行君）

では、2項目めに入らせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、2項目めは休憩の後をお願いします。

13番（岩江 正行君）

わかりました。

議長（山本 雅彦君）

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

岩江議員の申し出がございまして、本日通告しております質問の項目、すなわち以後の2項目め、3項目めの順番を入れかえまして、3項目めの質問から再開をいたします。

岩江議員、どうぞ。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

議長の許可をいただきまして、2項目めと3項目めの質問を入れかえさせていただきます。

3項目めは、下町圃場整備事業耕作放棄地について質問をさせていただきます。

1番目には、産業廃棄物の搬入、竣工検査についてでございます。それから、2項目めが、早期解決に向けての具体案を提示せよということでございます。

これは平成25年3月に下町圃場整備組合の石井委員長のほうに受益者の方が分担金納入督促に関する回答

じゃと、あんた分担金を払わなんだら、今言ようる督促というような、督促状が来たわけですね、早う納めなさいと。それで、これはちょっと読ませていただきますけど、分担金納入の督促についての文書を受け取りました。委員長は平成18年、19年、20年に至る基盤整備分担金を払えとの御請求はまことにごもつともじゃと。でも、その前に基盤整備の本来の趣旨、目的は、今までよりも優良な農地をつくるということじゃなかったんじゃないかと思えます。組合は果たして優良な農地を地権者に提供しとると言えるんでしょうかと。私たちはあと二十年とか三十年の命ですが、この下町の田園は今後も何百年、何千年と続くもんじゃないかと思えます。産業廃棄物の入った農地を残して私たちは自分たちの子や孫に顔向けができんということをおっしゃられます。こんな状況で分担金だけ払えというのはおかしいと思えますが、皆さんいかがでございましょうか。再度基盤整備組合の役員の方々にも、何でこのような異常事態になったのか、未耕作地ができてしまったのか、改めてもう少し現状を考えてくれえと。耕作地と表現されているが、それは逆じゃないですかと、耕作したくてもできないんじゃないかということをおっしゃるわけじゃ。下町の土地を放棄せんとしているのはあなた方のほうじゃないんじゃないかということをおっしゃられます。いずれにしてもこの下町の豊かな土地に産業廃棄物が入ったままにしておくことは誰も望んでいないと思えます。みんなが納得のいく田を改めて考えてもらえませんか。今からでもまだ間に合うんじゃないでしょうか。私は優良な農地ができましたら、即請求の分担金は支払わせていただきますと。既に優良な農地を何年も耕作されて、労働の喜びをしとる人もおられるんじゃないか。運悪く不良な田んぼを、おまえら、ここせえと言われた人もおられるんじゃないかということをおっしゃっています。それに耐えて、何年も待つとんじゃと、早う解決してくださいという、これ市民からの願いです。それで、ちょっとこれ持ってきましたんで、説明させてもらいますけども、この赤いところはこれ高うなつとる、これ、後でまた説明しますけどね。ここはええ基盤土を入れとんよ、この緑色のところは。大体この黄色のとこ全体にずっと悪いもんが入つとるとこをこういうふうにならんと黄色に塗らしてもらっております、黄色。それで、消防署の後、ちょっと飛ばけどな、消防署のあつこ造成がありました。埋め土したんじゃない、盛り土、埋めたわけじゃ。あそこにな、消防署の跡地に上へ物が建つからというて、埋めるとこでもねえ、このくらの石やこ全部掘り出して、いい土ばっかし埋めたんですよ、転圧したんですよ。それと、そこの今改修しょうりますね、川を、まつもとコーポレーションの上側の田んぼ、あそこらでも持ってきた残土の中から石やそういうなものは皆撤去しております、撤去。それで、あそこへ横へ置いとった、そこの上に基盤土を入れて、その上に今言ようる表土を戻しょうります。いつからこういうふうにならなつたんじゃないかと思うてな。大原のほうじゃ、ここへ写真持ってきましたんじゃけども、このようなやつの上ですぐ基盤土も入れずに戻しとんじゃ、表土を。これがここなん、この大きいアップした写真がこれなん。この木がここあるでしょう。こういうふうな中に基盤土戻しとる。じゃから、この石を出とるから重機屋さんが困るから、この石をとろうと思うてしよつたら、またこつちから石がころつと出てくる。そのような状況だったん。これコンクリの塊じゃ、これ。これ産業廃棄物なんじゃ、これ。今工事中、古い工作物から出たもんについては、10トンのダンプに積んで、大きなものは、全部中間処理場へ持って行って、お金払うて処分しよん。まだひどいもんじゃ。ここのところには瓦が2,000立入つとんじゃ、瓦まじりの泥が。これ県のもんは調べとん。何ぼあつたんなというたら、2,000立あつたというん、瓦まじりの泥が。それを1枚だけ、こんだけの中でこの田んぼだけ、1枚だけをとるのに500万円ほどかかつたらしいわ、業者にとれというてとらせたらしいわ。旧大原町のときにこの事業計画したんですが、それはどんなんかな、大原のほうはそういうふうな石をもって埋めるような計画になつたんか。最近になつてからそこのまつもとコーポレーションのとこ、あつこらきれいに田んぼをきれいにしよるけど、ほかから残土を持ってきて埋めよんじゃけど、変なやつか。入れたらいけませんよということ、全部石ほどり出しよる。そういうよ

うに変わったんか。その辺のどこよう確認しとかなんだらな、これちょっと大変なんです。何かこれも新聞ももろうたんじゃけども、昭和20年9月の議会な、これずっとこれきのう議事録出して見よつたらな、もうずっとやっとする。6月にやり、9月にやり、ずっと。3月にもやっとする。下町圃場整備事業で市長答弁、ここへ出とる。市長はもうここでわしが市長と質問しようるときにここではもうちょっといけんから議長室へ来てくれえというて、わし行かんと言うたん。行かんと言うたんじゃけど、どがいぞ議長室へ来てくれ、来い来いと言うので、行たら、そのときの大澤部長、安東副市長、宮本市長おられた。そのときの議長は春名の前議長。瑕疵があったけんこらえてくれえと、うちの責任じゃと、そない言うたん。けれども、ほん、この間最近じゃ、平成26年2月2日開催の基盤整備委員会の報告書としてこれ出て、こういうのも配つとんじゃ、受益者に。もし補助金の返還の請求があった場合は市役所としましては下町圃場整備組合に請求するという言うとのわけ。その次に、請求しますと言ってる件に関し、組合としましては原因をつくった原因者が請求の金額の全額を負担することをたびたび申し上げたとおりでありますので念のため添えていただきます。この文章をちょっとはっきりしてもらいたいん、この意味を。誰が原因つくったんな、これを。誰が悪いことしたんなら、これ。耕作者が悪いことしたんか。銭出せいうのはいかなもんかと思うんじゃけど。この辺のどこちょっとはっきりしてください。

1項目め。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

岩江議員の下町圃場整備等についての御質問がございました。

下町圃場整備については、私がお答えするよりも岩江議員のほうが経過のほうが非常によく御存じであると思っておりますけれども、改めまして報告をしますと、下町圃場整備は平成17年より着手をいたしまして、その間先ほどございました瓦片の投入等がございまして、平成19年7月25日に岡山県と圃場整備組合の委員長、田の所有者、美作市で最終確認をいたしまして、平成19年7月31日に表土を戻して完成をいたしました。全体工事では平成21年度に完了いたしました。圃場整備組合役員と地権者間でトラブル、また産業廃棄物、区画位置等の問題により以来5カ年、約2ヘクタールの土地が未耕作地になっております。昨年の6月議会で道上前市長が下町地区の問題解決のため地元へ出向き、意見を聞き、早期解決に取り組む答弁を行い、日程調整をいたしましたが、調整がつかないままその後体調不良により入院され、実現はできておりません。今後新市長が就任された時点で地元へ出向いていただき、意見を聞き、未耕作地の解消を図るとともに、確定測量、換地処分等、事業完了の早期解決に向け、取り組んでまいりたいと思っております。今月30日には新しい首長が決まりますし、その後少し時間かかるとは思いますが、いろいろな面を協議いたしながら解決に向けて市長のほうみずから動いていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。〔降壇〕

〔13番岩江正行君「ちょっと、議長、誰が責任があるん。責任の所在だけ明確にして、誰が悪いことをしたんならということと言うたん。それちょっと答えが出とらんから。部長言うか。誰が悪いことをしたんならということを答えれんか。もう時間もないし」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

この件について答弁がありますか。

〔「答弁せにゃ前進まんぞ」と呼ぶ者あり〕

建設部長。

建設部長（春名 修治君）〔登壇〕

失礼いたします。

下町圃場整備につきましては、先ほど副市長が言いましたように平成17年から21年にかけて行っております。この工事につきましては、確かに言われますように県工事の残土処分、残土処分を圃場整備区域内に入れて行ったものであります。この当初計画におきましては地元圃場整備組合より残土を搬入して持ち上げてほしいということが前提にありました。確かにその残土の中には今岩江議員が言われましたように大きな石、コンクリートがら、何ぼかあったと思います。それから、産業廃棄物につきましては、圃場整備の中に入っておる産業廃棄物、これは撤去しなければならないとなっております。ただし、以前の昔行っていた圃場整備については、その場所にあったものを一緒に区画整理を行っていた時期もあります。ただし、今時点は議員言われましたように産業廃棄物は撤去することが義務づけられております。この責任についての所在ではあります、旧大原地域、それから圃場整備組合とも確認した上で、県とも確認した上でこの残土を搬入してもよろしいですかということに理解をいただいて行ったものであります。瓦片については確かに県工事の国道429の改良工事に伴う搬入でありました。これについては1枚の田んぼへ搬入したということで、撤去がなされております。ただし、議員言われますようにその部分の瓦片につきましても、部分的には散らばっている可能性もあります。責任の所在ということにつきましては、先ほどから言いますように一応地元も了解のもとで行ったものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

部長な、マニュアルがあるんじゃ、これ、不法投棄の、環境保全するために。産業廃棄物不法投棄のマニュアルがある。わしがこれをここで約束したんじゃ、悪かった、こらえてくださいという言うけん。100%ということではできませんけども、期待に沿えるようにしますと。何も言うことはない、ここで言うところな、議事録見てみいや、ほいで。そうじゃろうがな。誰が悪いことしたんならという言うたら、宮本市長はじゃな、安東副市長は悪いことしました、こらえてくださいという言うたん、ここで。それとな、あんた行政職で、土にまぜてもこれ不法投棄じゃという言うよん。環境省行ったんじゃ、わし、すぐ。環境省行たら、不法投棄じゃという言うよんじゃ、土にまざったら不法投棄にならんのかという言うたら。うちの今新クリーンセンター計画しとんじゃ、計画する前にわし行とんじゃ。うちの山や谷ばっかしじゃと、何もそがして土とまぜて不法投棄にならんのだったら、不法投棄にならんのだったら、大きな金をかけて施設せえでも、谷持って行って投げときゃえんじゃけん。いや、それは岩江さん、だめですよ、それは不法投棄ですよという言うおう。やっとなることが写真から資料をわしが皆持っていったら不法投棄じゃという言うたん。参与と係長と2人対応したん。名刺もろうて帰とるけん。そこでじゃな、市がその地元が持ってきてもええと言うたけん、地元と町とで話し合いで埋めたんじゃ。こんな行政職がじゃな、埋めたらいけませんというのはな、きのうきょうの法律じゃないんじゃから、これ。わかつとつてするんなら、とんでもねえ話じゃの。誰が悪いことしたん、それだけ確認せんか、きょう、もう。

議長（山本 雅彦君）

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時45分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

先ほどの岩江議員の質問について、少し調査をする必要がございますので、ただいまから1時まで休憩といたします。

暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

休憩前に引き続き、岩江議員の答弁から始めたいと思います。

その前に尾高議員が出席をしておられます。

それでは、答弁のほう、市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

大変お待たせをいたしました。議事録ということなのでございまして、議事録のほうを見させていただきましたら、平成20年6月に前安東副市長のほうで、拾い読みでございますけれども、10月の質問の中で議長室で議長も含めて協議をいただきました中で、100%にはできないけれども、対処していかなければいけないというふうな考えてる部分がありますと、その中で、一定部分については手直しをさせていただきます。その部分については市の責任部分がありますという部分と、それから産業廃棄物については、その排出業者に責任がございます。請負業者でございますから、請負者でございます。これははっきりしております。行政につきましては、産廃はあります。その場合の指導を当然行わなければならない、結果的にそれが産業廃棄物で入っておるならば、行政の指導監督の部分に手落ちがあったということで、県の瓦部分につきましては当然県の職員も処分されました。市の職員もその分については管理不行き届きということで処分をしております。そういった意味での行政責任はございますけれども、基本的には搬入があること自体が道路公団でございますけれども、犯罪行為でございます。ですから、その辺のところを産業廃棄物の法律でいきますと、そういうことになります。ですから、実際には田んぼをつくっていかなければならないので、可能な限りの対処はしようということでございます。そして、今までの長い経過の中、先ほど答弁いたしましたけど、5カ年という長い経過の中で、その時々市長の高度な政治判断の中でいろいろな対応を考えられてきたのが今までの現状だろうと思っております。先ほども申しましたけれども、新市長が決まった時点でそういう政治判断的な対応を今後考えるだろうということで、私はあくまでも現時点では職務代理ということでございますので、はっきりした明言はすべきではないというふうに思っておりますので、そのような答弁で御承知のほうをしていただきたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）〔登壇〕

竣工検査についてでございますが、竣工検査につきましては、平成19年9月28日に竣工検査を行っております。それによりまして当時の美作市の検査員、検査参事のほうで検査を行っております。

以上でございます。〔降壇〕

〔13番岩江正行君「そがいな答弁じゃいけまあがな、おい、答弁、あんたその上の部長だったんじゃないがな。答弁ならんぞ、そがんこっちゃ。人をばかにしたような答弁すんな、そがいなもの。竣工検査、そがな、前のもんがおったけんこうじゃというような話じゃなからう、あんたその上のあんたずっとあんたの所轄で部長じゃがな、これ。これは変わってなからうがな。議長」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

今部長のほうで答弁をいたしました。今の答弁でお願いしたいということでございますけども。

岩江議員、次の質問。

〔13番岩江正行君「そがんことにならんじゃ。一応部長じゃから、総括しとんじゃから、そういうふうな検査参事の責任にするとすることはならん、そがいなもの。その工事に携わった人間がこの下に課長でおったんじゃから、まだおるがな、ここに、今参事しようが。これはとうから出しとんで、この質問は。何で今まで調べとらんのなら、ほいで。今おまえ休憩とって、こがな議事録めくるような話じゃなからうがな、そがいなもん。隣の部長やこう再々来とる、わしは、わしんところへ。時間が限られとんじゃ、そんなもの、質問の回数。何でもっと早く来んのなら、それだったら。そうじゃろうがな、おめえ。誰が来たんなら、ほんなら言うてみい」と呼ぶ〕

岩江議員、ちょっと今答弁そのものが少しそこでとまっておりますので。

〔13番岩江正行君「誰が」と呼ぶ〕

もうしばらく。

〔13番岩江正行君「このことについても書いとるわけじゃから」と呼ぶ〕

暫時休憩いたします。

午後1時06分 休憩

午後2時46分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、みまちゃんネルをごらんの皆様におかれましては、長い間の中断したことまことに申しわけございません。答弁調整のため少し時間をいただきました。

ただいまより岩江議員の質問に対して答弁を行います。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

失礼をいたしました。

下町圃場整備につきましては今まで5年間いろいろな問題がございまして、工事全て終了ということにならなくて、道上前市長のほうも最大限の努力を払うということで、地元の話にも行くようにやっております。

たけれども、その機会がなかったということでございまして、市におきましても、地権者の皆様に非常に迷惑をかけているということもございまして、市のほうが工事の実施主体であるということがあります。このようなことも踏まえまして、今後、今後でもすけれども、地元に参加して、問題解決に向けてやっていきたいというふうに思っておりますし、新しい首長ができたときもその意思を継いでいただきまして、政治的な判断も含めて問題解決に向かって前進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）〔登壇〕

ただいま副市長が答弁しましたとおり市のほうも積極的に解決に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、3回目です。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

3回目です。

とりあえずきょうこの産業廃棄物だけの話、通学路に関してもちよっと下げてくれという要望があったんです。下げましょうというて、大澤部長言うよったん。それは工事しようる途中に平成17年か18年の早い時期に通学路に関して下げてくださいというて言うよつを、田んぼへ入るの事故があるというのは田んぼに入るときに事故があるんじゃと、とりあえず進入する道路を少しでも下げてくださいよというて言うよつたら、新しゅう通学路整備するのでそのときに改良しようというて言うよつたんですわ。それがいまだたってこれも大ききなうそになつとる。そういうことで、一番初めにちよっと市民の皆様の訴えをわしちよっと朗読しましたけどもね、孫子、ヒイコにこういうふうな土地を渡すわけにはいかないと、先祖からいただいた土地じゃと、地形的に言うたら大原の中でも一番ええとこじゃ。一番ええとこが一番悪うなつてもうた。そじゃから、やっぱし産業廃棄物のマニュアル読んだら、そがなものが田んぼの中へ入れるようになったら。それを入れさせたこと、持ってこいと言うたもんもおるんじやろう。それで、持っていけえと言うたもんもおるんじやろう。それを材料検査をせずにな、それを埋めさせた、その責任というんも市にも大変な責任があると思います。そういうことで、今すぐせえというてもできる話じゃありません、この議会でね。ですから、早急に解決に向けて、先ほど来春名部長と地元の基盤整備の委員長、言うた言わんの話で、非常にめんどい話になりようる。結果が、ほじゃけど、今言う、この物を持ってきたもんが悪いんじやというて言ようわけじゃ、地元はな。ほじゃから、やっぱし検査するんだつたら一つの検査基準が竣工検査の基準というのがあるわけじゃから、それだけはやっぱし守ってしとつたら、きょう何年も待たずに早いうちに平成20年ぐらいにはや完成しとる圃場整備なんで、これ以上待たさないように。道上市長がほんに6月に約束しました。地権者の人ともそこの廊下で手を握って帰りました、頼みますよというて、わしも頑張ると言うよつたんじやけど、きょうはもうできないように市長おられませんので、そういうことで、一日も早い、もうここで私二度三度言わさんように。この問題について何回も言うよつたわけですから、もう言わさんようにお願いしまして、今回の質問を終わります。

以上。

議長（山本 雅彦君）

御苦労さまでした。

あとよろしいですか。

13番（岩江 正行君）

あともう時間ないからよろしい。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番3番、議席番号11番西元進一議員の発言を許可します。

西元議員。

11番（西元 進一君）〔質問席〕

それでは、2番目になりましたけど、一般質問させていただきます。

それで、長い間待ったんですが、美作市民の方々もこういう問題点もあるということをも十分理解しながら、議会の一般質問を聞いてもらいたいというふうに思います。私も最初ですが、道上市長に対しては御冥福をお祈りしながら、本当に御苦勞さまでしたということをお伝え願いたいというふうに思っております。そのことについて最初に申し上げておきます。

それでは、一般質問に入ります。

私は何件か言うところわけですが、一番大きな問題点としては、美作市の後期の振興計画についてということで、大体終わりかけとるわけですから、その点で十二分に検討しながら、それがどういうふうに進展しているかという問題について若干質問したいというふうに思います。

美作市は平成17年3月に平成の大合併、これは大失敗というふうには思っただけですが、6カ町村が合併し、誕生したものです。本市が合併時に策定した勝英地域新計画に基づいて基本方針によって合併後は「真の豊かさを実感できる愛の美作市～賑わいのある田園観光都市みまさか～」を目指して、平成19年3月に第1次美作市総合計画を策定し、前期基本計画に基づき、総合的かつ計画的に行政運営を行ったということでもあります。急速に進行する少子・高齢化、地域特性を生かした地域主権の推進、情報通信網の発達と技術革新による高度情報化や国際化の進展、危機管理体制強化と意識の醸成、市民の環境意識やまちづくりへの参画など、必要とされています。このような中で美作市として資源にさらに磨きをかけ、市民と行政の協力や役割分担などといった協働、連携の方策を探り、新しい時代にふさわしいまちづくりを進めていかなければならないというふうに思います。基本計画の美作市の将来の展望については方向を示すということで、この基本計画を地域に根差したまま、まちづくりを目指し、生活環境の整備、社会福祉の充実、産業の振興、教育文化の向上、効率的、効果的な行財政の推進として総合的かつ計画に推進しなければならないというふうになっています。私もそう考えています。第2章については、本計画は美作市の将来を展望し、進むべき方向を示すもので、本計画は地域に根差したまちづくりを目指し、生活環境の整備、社会福祉の充実、産業の振興、教育文化の向上、効率的、効果的な行財政の推進を柱とした総合的な計画であるというふうに述べられています。しかし、過疎化、少子・高齢化、重要課題が山積する安心・安全のまちづくりは地域、地震、台風、大災害に迅速な対応ができる防災体制の強化、市民が安心して働くことのできる観光や農業、各種産業の振興、地域経済の活性化、交流人口の増加と企業誘致を進め、賑わいある田園観光都市みまさかを目指す、さらに重ねて健康で豊かな生活が送れる、生涯を通じて健康づくりを生かし、元気な高齢者社会を目指すものでありますというふうになっています。私はこの計画が本当に美作市民に充実した関係を与えながら、しかもこれが計画どおり推進しているかどうかという問題について聞きたいというふうに思います。この中に私が本当に求めたいのは、実施される次の計画です。これは新市の計画としては新庁舎の問題も含めて本当はこの中に入らなければならないのではないかとこのように思います。火葬場もないわけですから、

そういう点では消防署も含めて、実際に建設されてはいますが、この中に重要な大きな課題としてあるのではないかと。私は勝田ですから、本当は合併時に約束された問題というのが解決されていないという。文化センターの建設という問題は、これはいつもあるんですが、本当はできなくても後期の計画の中に約束としてあるわけですから入れてほしかったというふうに特に思います。そういう点では勝田の方々のふるさと創生基金が8億円も持って出ているわけですから、約束してはその基金を用いながらできるということを勝田の人たちは期待をしておるし、そういう点でのいわゆる振興計画というものがなぜつくられなかったかと、なぜそういう検証にならなかったということを言うておきます。それから、この振興計画がつくられた時点では確かに何とか部長さん、部長さんを中心にして本当に知恵を絞られ、十分な検討をされながらつくられたというふうには私は思います。しかし、賑わいのある観光都市という問題をやっただけで、それで終わりではないんです。この計画が振興計画が5年間どういう形でどういうふうに豊かに市民の生活に生かされて、市民の生活が十分にこれにのっかって応えていくか、これが本当の意味での振興計画だというふうに思います。その点でどういうふうな成り行きになっているかという問題についてお聞きしたいというふうに思います。

それから、この評価点での総合点での到達点を教えてくださいということです。これは何で言うかというのと、一年一年計画に基づいて推進されてきたわけですから、その点では成果と、それから不十分さ、そういう意味での教訓というものが本当に美作市として検討され、継承されているかどうかという問題については、まだ私たちに十分な説得力ある説明もないし、また十分な説明も一度も行っていません。そういう点ではこの振興計画がどこに宙に浮いたままおるんかという問題について、本当に美作市民を救い得る、あるいは美作市の市民の行く手を示す羅針盤というものになっているかというふうに私は思います。そういう点での十分な理解というか、十分な到達点というそういうものを教えてほしいというふうに思います。

それから、これは蛇足じゃないと思うんですが、いわゆる安東市長は3万2,000人の人口の増加に対する取り組みということで言われたわけです。そういう点では振興計画は十分私たちに応えて応え過ぎるぐらいの成果だというふうにおっしゃいました。私はその点では疑問があるというふうに言うて、いろんな意味で質問をしております。私は本当の意味で美作市民が十分にこの振興計画に応えているかどうかという問題については、市側がやはり問題点があると思うんです。なぜかという、クリーンセンターの例ですが、一つとっても、美作市民は本当の意味で8工区に分けて請け負うと、8工区に分けて市民に本工事を請け負ってもらって、市民に貢献するんだということを本当に確実にそれは皆木副市長とは何回も協議しました。しかし、当日の朝か前日の朝か知りませんが、安東市長が反対者が請け負うて入り口を塞いだらどうにもならないことを言うて、吉田組に渡したと。私は吉田組に渡すなことじゃないんです。なぜ美作市に税金を納める方たちに対する対応がどうしてこういう問題に発展するんだらうかと、なぜ美作市に税金を納めた方々のその方々に対する利益、あるいは貢献というものが市長、あるいは執行部になぜなかったんだらうかということが大きく問われてくる問題だと思うんです。そういう点では皆さん方はなぜあのかの、言うたらですよ、安東市長の暴走に対して皆さん方が意見を言わなると、8工区に分けて約束しとんだということが本当に執行部の方々の取り巻くそういう点での執行部側の市民に対する責任というものがなぜ問われなかったということがあると思うんです。そういう点では問題もあるし、いい回答ももらっとなんですが、そういうことを含めて、第1回目の質問を言うときです。それで、返答をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

それでは、西元進一議員の評価と詳しい内容と現在どのように推移しているかということで、第1次美作市総合振興計画後期基本計画の評価と詳しい内訳等、現在どのように推移しているのかということの御質問についてと、具体的裏づけというか、何か検討していますかについてでございますが、2項目とも関連しますので、あわせて答弁させていただきます。

第1次美作市総合振興計画は構想期間を平成19年度から平成28年度までの10年間といたしております。前期期間といたしましては、平成19年度を初年度として目標年次を平成23年度としておりました。まず、前期計画でございますが、項目ごとに現状と課題、施策の方向、目標に向かってまちづくりの指標を定め、目標を達成するため事業計画を策定し、実施いたしました。内容といたしまして基本方針として5つの柱を設け、1つ目として地域の個性を生かした活力あるまちづくりを目指し、141事業を計画し、121事業が完了いたしました。完了していない事業は継続事業として実施いたしております。2つ目として、全ての人が安心して暮らせるまちづくりは28事業を計画し、4事業が完了いたしました。3つ目として、地域を愛する心を育て、新たな文化を創造するまちづくりは32事業を計画し、20事業が完了いたしました。4つ目として、環境と共生した快適なまちづくりは128事業を計画し、71事業が完了いたしました。そして、5つ目として、みんなで築く協働のまちづくりは13事業を計画し、全ての事業は継続して行う事業でございます。これらの事業で完了していないものは継続して行う事業でございます。

次に、後期基本計画でございますが、前期計画を引き継ぎ、平成24年度に策定し、実施いたしております。現在は国県補助金などを積極的に利用し、過疎計画や辺地計画など、財政的に有利な起債も含め、実施中でございます。評価についてでございますが、各事業の事務事業台帳を作成いたしております。美作市のホームページにも平成23年度、平成24年度の事務事業台帳を掲載いたしております。この台帳には事務事業の目的や内容、投入される事業費、人件費を記載し、何が生み出され、どんな効果があったかという活動指標、効率指標、事務事業の成果を住民の方々などに広く公開しております。今後交付税の一本算定がございします。地方交付税の減額問題がございしますが、現在の算定では美作市の交付税は約28億円が減額となります。総務省は平成の大合併で誕生した自治体に対する財政支援として平成26年度から市役所の支所の数に応じて地方交付税を加算する方針を示しました。しかし、これによりまして28億円がどのくらい減額されるのか、まだ不透明な状況でございます。交付税は平成27年度から段階的に減額されますが、財政運営に当たっては中期的な財政収支の見通しを立てながら、適正な予算規模に向けて歳出を削減していくことが必要と考えております。また、急激な歳出カットとならないよう行財政改革に取り組み、財政調整基金などの積立金を活用していくことも必要と考えております。国に対してですが、昨年長崎県市長会の呼びかけによりまして発足した合併算定がえ終了に伴う財政対策連絡協議会には全国から308の合併市が参加しています。この協議会の幹事として地方交付税算定方法の見直しを求め、国に対し引き続き要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

よくできた回答です。私は苦勞されとるというふうに思いますし、市長のいない間を含めて、いろんな意味で苦勞された成果だというふうに思います。しかし、大寺部長、この点では私は疑問に感じとんのは、いわゆる後期振興計画に対する評価というのが確かにこの点では事業成果としてあるわけです。しかし、あなたたちが考える事業成果というのが美作市民に活力を与えているかどうかという評価については、全くない

わけです。そういう点では美作市民がこのいわゆる後期振興計画に基づいてどういうふうな恩恵を受けたか、あるいはどういうふうなものを求めていたかということがわかっていれば、教えてください。

それから、交付税一本算定ということを言われました。私も次にといいながらだったんですが、交付税一本算定というのは、いわゆる10年間というのは各町村がそのまま寄って、各町村の財政運営をそのまま10年間引き継いでやるということだったんですよ。そのことをあなたたちは合併したんだから一緒にやったらどうかという問題について、各町村の自主的な財政がそのまま寄ってきたという問題が10年間放置されたまままで今日まで迎えるから、勝田町のいろんな約束事、あるいはいろんな基金を持ってきた、いわゆる約束時点というものが放棄されたということを本当は肝に銘じて感じてくれにやいけなんですよ。実際問題いわゆる合併後一本算定として人口割で交付税を算定したら、28億円下がるわけです。だから、28億円多い皆さん方は財政をぬくぬくと食い散らしたとは言わんけど、ぬくぬくとやってきとるわけです。じゃから、その点では私は美作市民にそれを害を与えるんでなしに、本当は執行部の方々、あるいは執行部、職員の方々を含めて美作市をそれだけ減ってもどうしても救うんだと、減つてもうまくやるんだと、それでなかったら合併する、合併したという値打ちがないわけですから。じゃから、そういう知恵が本当は欲しかったんですよ。そういう知恵がないから、一本算定では困ると。しかし、皆さんの成果で確かに支所の問題についてはそういう成果があります。しかし、10年たって激減変化ということで5年間暫時でやっていくということの範囲内でやられたら困るわけですから、その点では。だから、激減変化というのがないというのが保障ですから、その点では28億円を20億円で食いとめて、しかもそれが永遠に合併の成果として続くんだということを皆さん方が市民に与える恩恵としてやっていくんだという姿勢がなかったらできませんよ。だから、そういう今道上市長がおられんけど、道上市長でも安東市長でも一本算定があるから、これが言うたら悪いけど、私たちの要望、あるいは市民に対する市民が要望することのおどしに変わるとというようなことになるとるわけです。だから、そういうことは絶対に起こしなきゃならん。それが執行部あるいは美作市民を救い得る職員たちの知恵と勇気と、しかも行動ある本当の意味での美作市を救い得る振興計画にするんだということできなかったらできないんですよ。だから、そういうことを私は求めたいというふうに思うし、そういうことが本当は少しでもええから大寺部長からの答弁に載ってほしかったというふうに思います。その点がなかったら、言うちゃあ悪いけど、あんたたちは職員としておる値打ちはないですよ。28億円が一本算定で下がると、これをうのみにすると。しかも、これが美作市民にどれだけの被害をこうむるかという問題について計算したことがあるんですか。これは100億円近い問題なんですよ。だから、これは交付税の関係で28億円ですから、それに過疎債、辺地債、どっかの借って事業をするわけですから、3分の1ほど国庫があるわけですから、その点では100億円に近い事業が行われるということを感じてみなさい。本当にこの問題が十分皆さんの心の肝の中におさまっているかという問題については、私は本当は一本算定、一本算定というて28億円がどうのこうのというて市民をおどしとりますけど、あなたたちはこれを売り物にして市民にこらえさすという点が大きくあるから言うとなんだと。じゃなしに、これを追いついて中央で今90兆円からの予算の中に28億円というのはわずかなもんですよ。わずか本当に爪のあかほどのもんですよ。それを食いとめられないような執行部は本当は要らんですよ。じゃから、市長が当選された暁にはその点でははっきりといろんなことを言いたいというふうに思います。堂々と質問したいと思いますが、2回目の答弁をよろしく願います。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

まず、財政的な話を少し私のほうからさせていただきますけれども、交付税の一本算定で28億円という数字を出させていただいております。これは金額的に言えば、美作市の税金、固定資産税、住民税等々の税金全てが今年度ですけれど、約28億円程度ですから、これがなくなってしまうということになると、市としては成り立たない。これはもう皆さん御存じだろうと思います。じゃ、これをどうするかという議論を合併当時ぐらいからずっと行っておりました。その中で一つは人口が合併当時3万4,000人だった人口が今現在1割強、1割ぐらい少なくなりまして3万500人ぐらいに下がってます。これによっても交付税の金額は下がってまいります。じゃ、そのまま手を何もこまねいてしてなかったかという、実は職員の削減や、もちろん合併によって首長も6町村合併したわけですから1人になったり、職員数も今年度末で当初計画の10年で150人という計画が9年で150人もう以上の数字になっております。いろいろな部分の経費の削減を行いまして、これは細かい数字が出てきておりませんが、約七、八億円の経費の削減をやったのではなかろうかなという、これはあくまで想定です、をしております。そのお金が全て残ってるか、そうではありません。なぜかという、美作市の高齢化率が35%以上になりまして、扶助費関係、介護保険関係等々の経費が非常に伸びてきております。そのうち全額ではございませんけれども、市財源については4分の1の経費は必ず要りますし、ほかの部分の経費も要ります。その中で市としてはでき得る限り毎年要る経常経費を下げたい。市の発展のためにはある程度人口もふやしたいという気持ちが言いたいんですけども、なかなかふやせれないんですけども、削減を少なくしたいということで、定住対策の補助金についても大きな金額を使っております。いろいろな金額を使っております。今の状態がずっと未来永劫に続くのであれば、今美作市の財政ですけれども、約100億円程度の基金を持っておりますし、逆に借入金につきましては一般会計で言えば300を切った数字ですから、その一般会計だけのお金を返すのであれば、十分財政やっていけるという片方がありますけれども、実は一番財政問題で厳しいのは下水道であります。下水道そのものについて約300億円近いような借入金をしております。この償還をするというのは非常に大変なことですし、本来下水道の部分につきましては、かかった経費を皆さんから徴収してやっていこうというのが普通の考えですけども、こういう人口密度の少ないとか、過疎辺地のところによっては物すごくお金がかかってますので、そのお金を皆さんの使用料でいただくというのは非常に無理がある。その中で一般会計から毎年20億円以上のお金を入れてる。そういうことも含めると、今後非常に厳しい状況になるだろう。西元議員の言われたお金がなくなるからどうのこうのということじゃなしに、市としてもどうしてもしなきゃいけない部分の経費を使わなきゃいけないということで、ハード事業のことを少し言われましたけれども、確かに時のハード事業はそれこそ1割、2割のお金があったら、過疎債とかそういうものを使えばできますけれども、後々の維持管理、特に年度の維持管理や人件費を使うと、これはとんでもない経費になってきますので、なかなか使えないということと、1回目の答弁のときに部長のほうから答弁いたしましたけれども、5年間が激変緩和でありますよという話もあるんですけども、激変緩和どおりにしますと、これは皆さんの生活費が非常に厳しくなってくるということで、私どもの思いは今ある基金を使いながら、激変緩和をより長くしていきたいという中でどうしても必要な経費もありますし、先ほど言いましたように人口が1割も減りますので、この人口がどんどんどんどん減ってくると、ますます負の回転になりまして、活力がなくなるといって、こういう経費もお金は使わなきゃいけません。そこら辺も含めてできるだけ活力のある状態にしたい、その反面、ハード事業につきましては、我慢できるものはできるだけ我慢していかなくちゃいけないだろう。今月末には新しい首長が出まして、西元議員の御質問のように新しい方向性も出されると思いますけれども、財政的に言えば、入ってくるお金しか使えないというのも事実でございますので、その中でいかに使っていくか、皆さんの福祉向上のためにいかに使えるかというのをいろんな多方面から議論しながら、

一つの方向性を出していくのが市の方向ではなかろうかな、その中で振興計画等々の見直しも必ず必要になってまいると思います。特に上下水道関係で管等を配管したものについて、もうなかなかやめるということはできない状態ですし、長寿命化計画にしましてもすごいお金がかかりますけれども、いかに経費がかからずに皆さんの快適な生活を送れるような方向、それから市としてしなければいけない扶助費等の援助等も、これをなかなか下げるわけにはいかないんで、そのしわ寄せというのはハードのほうにどうしてもいくだろう、人件費のほうへ行くだろうというふうに私どもは今現在考えている状況です。

もし細かいことがありましたら、部長のほうから補足説明をさせます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、3回目です。

11番（西元 進一君）

3回目、この件での3回目。

岩崎副市長職務代理者が本当に詳しい説明をされまして、私もその点では十二分に市の議員ですから、飲んで理解できるというふうに思います。しかし、私たちは執行部が言うからそれでうのみにするというわけにはいかんと。市民の側からのやっぱり強い要望というものが常に私たちの中にあるわけでして、その点では十二分に応えていくということと、それから下水問題についてはもうはっきり言うたら近代社会ではもう当たり前のことですから、だから近代社会でいわゆる下水問題が問題になって、市が潰れるんだというようなことは絶対にあってはならんし、そういう点ではどんな血税でもやっぱり投入していくというぐらいな気でない、いわゆる普通の市民生活ができなくなるわけですから、それがとまったら。だから、そういう点では十二分にやっていると、しかもそれを含めながら市の財政運営というのは健全で、しかも未来ある財政運営をやっていくというのが普通なんです。じゃから、そういう点では心配するんでなしにやっていくということをしていかなければならないと私は思います。岩崎副市長職務代理者は詳しく説明されたけど、やはり一本算定の関係は美作市民の血税がそのまま一本算定で消えていくというようなことになるんだしたら、その点ではやっぱり今と同じ状態ですから、国は、10年間このままやってきたわけですから、その点では十二分に国にアタックしていくと、国で保障すると、セーフティーネットで28億円ぐらいの美作市民の交付税がやっぱりあるけんないけんというて国の財政では影響がないわけでしょうから、その点ではやっぱり十二分に闘っていくというのが言葉としてはええか悪いかわかりませんが、闘い取っていくというぐらいな気持ちでやってほしいということを特に言うておきたいと思います。岩崎職務代理者が言われたいろんな形での経費の削減、職員を含めて経費を縮減されているんでしょうけど、やはり28億円が削減されるその見合った職員体制というものを考えてもらいたいというふうに私は思います。その点では多いか少ないかという問題について岩崎職務代理者が今見解があれば、言うてください。それから、実際問題として職員だけにしわ寄せをするんじゃなしに、やはり美作市の中にやっぱり無駄遣いはないかという問題について、私はあるというふうに思います。警察を美作市民の税金で雇うと、それでその人が美作市民を苦しめるような立場でやっているというようなことは無駄ですよ。だから、そういう点でははっきりと結論を出してもらいたい。それから、僕はこのぐらいの市でみまちゃんネルというのは必要ないというふうに思います。これは8,000万円も1億円もあるわけですから、その点ではやっぱり思い切ってやめると、やめるぐらいの勇気がなかったら、市議会の放送ぐらいは簡単にできるわけですから、その点ではみまちゃんネルもはっきり言うて市の援助は切るというぐらいな決意が必要だというふうに私は思います。そういう点では職員を含めて厳しい情勢に対する対応というものが今求められているんだということを肝に銘じて岩崎職務代理者が答弁し

てもらふことを切に要望します。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

まず、先ほど下水と一般会計の借入金の残額を言いましたのは、本意は一般会計よりも下水道のほうの借入金のほうが多いですよという意味でお伝えをいたしました。

それから、特にみまちゃんネルの関係の御質問がございましたけれども、今回議会でも提案をさせていただいてるんですけども、特にみまちゃんネル、ケーブルテレビ等、普通のテレビも含めまして加入していただこうということで、今もともと条例では1,000円のお金を600円に減額をしてる、この3月までしてるんですけども、これを1年延長するという提案も今回させていただいてます。結局市民の皆様にあく見ていただこうという気持ちがございます。西元議員の言われるように独立採算制でいこうと思った場合に、じゃ、果たして1,000円でできるかどうかという問題がございます。といいますのが、今の場合についてはおおむね600円いただきながら何とか運営できるかなという状況なんですけれども、これがケーブルテレビそのものの光ファイバーについては長い期間耐用年数というのをもつと思うんですけども、機械備品につきましては10年もたった場合に買いかえという問題ができてくると思うんです。そのときに補助金をいただいて安くできればいいんですけども、実はこういうふうな施設をつくった場合には買いかえのための準備のお金を積み立てておかなきゃいけないというのが財政的な運営なんですけれども、そこまですると、皆さん方に料金にはね返ってたくさんお金をいただかなきゃいけないというふうなこともありまして、先ほどの下水のことも同じなんですけれども、この程度でないと皆様の理解は得れないだろうという中で料金設定等々、全てのものについて考えております。だから、市によって料金が違うというのも事実でございますし、美作市の方針でどうなんというの也有ります。美作市が極端に裕福ではないんですけども、今の私のこれはもうあくまでも勘なんですけれども、こういう状況の財政運営を続けていけば、よっぽどでことでない限り夕張市みたいな状況にはならないだろう、その中にはもともといろいろな計画といろいろな安全策、セーフティーをしながら基金もためながら使っていきたいという財政上の状況もでございます。それから、それだけでは皆さんが萎縮してしまって活力がなくなります。その部分を特に首長が、特にここの部分については活性化しなきゃいけない部分にはお金を使いますよというのがもともと財政のやり方だろうというふうに思ってますので、全ての部分が独立採算制でいくということではなしに、活力のある部分と市民の皆さんに我慢していただく部分を取捨選択しながらやっていくというのがまちづくりであり、計画であり、財政運営だろうというふうに私は理解をしております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、総括になります。

11番（西元 進一君）

総括させてください。

岩崎職務代理者の発言については本当は私は私は支持したいというふうに思いますが、これが岩崎副市長も当選されて市長になれる可能性もあるわけですから、実際にはきちっと引き継ぎをされて、その関係は揺るぎない美作市の方針になるんだという決意をお願いしたいと思うんです。そういう点ではちゃんとした引き継ぎをやってほしいと思います。特に岩崎副市長職務代理者が当選されてきたらそのままいきやええわけ

ですが、ほかの人がなったらそういうふうにしてください。

それから、もう一つだけ注文です。部長に対して百何件、百何件ができとらんとか、百何件しましてというこの数字は私は十分理解しとんですが、工事名というか、そういうものが出せたら出してください。それから、今までで行われた何件かという問題については入札の問題があったら、入札の経過、あるいは入札に対する金額、それから参加者、そういうもんを含めて提示をお願いしたい。これは質問者である私にだけです。よしいですから、そういう点ではちゃんとしてほしいということを切に求めて、岩崎職務代理者に対するいわゆるお世話になりましたということについては、今後まだ続けられるかもしれませんが、新しい市長が出られるんで、そういうことについては御苦労さんでしたということで、この問題については私はこれで終わりたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

総括ですから、もう次の質問に入ってください。

11番（西元 進一君）

次入ります。

それでは、次に入らせていただきます。

それで、私は人権問題についてというので、問題を提起させていただいております。これは学生が問題を起こしたわけですが、簡単に2万6,000円ほどの損害があったと、その点では美作市のものを公共物を壊したわけですから、その点では重大な責任が本人はあるというふうに私は思います。しかし、これがいわゆる話で談合に終わってないわけです。これはいわゆる名誉に対する信頼が本人たちは失われたということで訴訟になつとるようです。私は2万何千円かのもので訴訟になったものが、美作市は裁判ですから当然行かにかいけんのです。顧問弁護士がおる、職員がおる、節句田という警察も行つとると。これだけの小さな問題がこれほど大きな問題になるんだらうかと、しかも被害届が市側からは出ていないというような裁判で、私は勝つと思います。なぜかというたら、相手側は弁護士も何も立ててない、本人がやつとるわけですから、その点では美作市のほうが有利ではないかと思うんですが、経過として見るならば、私は美作市は大きな重大な問題を持つとると、なぜそういうことになるかというたら、本当に市民の子どもたちがやつとるわけですから、この子たちを考えるならば、実際にはこの人たちのいわゆる復権じゃないんですけど、人間として立ち得るそういうものを手厚くやはり考えてやるべきではなかったんだらうかということがあって、そういうことからどうしてもこの問題に触れておかにやならんと。私は正直言うて、1回傍聴に行きました。そのときに感じたのは、美作市の職員、県から来たけど、ごろごろするほどおるんです。私たちは4人です。そういう点ではなぜそういう二万数千円のものでこれだけの事件に引き起こされて、経費も要るわけでしょうから、それで顧問弁護士に対するこの事件に対する弁護士料はどれぐらいかという問題も含めて、一度岩崎職務代理者からの返答、答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

人権問題、訴訟問題等ということで御質問いただきましたけれども、今回につきましては、西元議員がある程度お話をされていたわけですが、市といたしましては、器物の破損という、言葉は少しははっきりわからないですけど、被害届を提出をさせていただいた。それ以後訴訟ということで、こちらのほうが訴えられたという立場の中で裁判で係争中ということでございます。裁判中のことでありますので、弁護士にも

全てのことを委任をいたしていただいておりますので、内容については私も今現在詳しい中身の報告を受けておりませんし、答弁のほうは控えさせていただきたいという案件でございますので、御理解のほうお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

私が言いたいのは、職務代理人、やはり子どもですから、小さな事件として大人がそういう扱いをせえと言わないけど、実際にはこの子たちが親を含めて重大な責任があると思うて一遍に損害の箇所を修復し、きちっと直しとるわけですから、そういう点ではこの人たちを、事件は起こしたけど、少なくとも傷をつけないような、それができないだろうかということを私は行政として考えるべきだというふうに思うんですよ。それはできんと言われりゃそれまでですが、しかし、そういうことでなしに、やはりこの子たちが将来本当に生きていく上でこの問題は小さく、しかも親、あるいは行政の力で自分たちの生活の中に消えてしまうんだということが本当は求められるし、そういう扱いをしてほしかったということを思うんですよ。副市長が係争中じゃからこらえてくださいということは百もわかっております。しかし、この点では美作市の対応というのは不十分だったということだけは申し添えておきます。それから、2万数千円のもの職員が5人も6人も行かにやならんような事件ではないということを申し添えておきます。そういう点ではいわゆる反省点があれば言うてほしいし、それからのうても返答、答弁ができないという答弁でも結構ですから、もう一度答弁してください。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理人副市長。

市長職務代理人副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

先ほども答弁させていただきましたけれども、市の方向としては、被害を受けました。その被害を和解に基づいて直していただくということになったという報告を受けてますんで、それ以上のことについてはこちらとしては望んではないということなんですけれども、いろいろな事務の手違い等があったというふうな話は聞いておりますけれども、市そのものについては、反省もされてますし、そっから先裁判になると思わなかった状況が裁判になったということを御理解をお願いしたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

確かに裁判になるべきじゃなかったんだろうし、それから市側からいえば、これぐらいの程度でこれだけの扱いでよかったんだというふうに感じられたと思うんですよ。しかし、親と子どもさんとかという人たちは重大な問題としてこの問題が子どもに影響を与えるということについて真剣に考えられてやっとなら、しかも訴訟という形でやった。私が言いたいのは、訴訟というものが起こったから行き当たったんですよ、岩崎職務代理人。何でもかというたら、事務上では簡単な問題じゃから、襲うという形で市側がやると、市側がやったら、悪かった、こらえてくださいということで終わるという簡単な事務手続で終わるというふうに考えるからいけないんですよ。そういうことじゃなしに、やはり反対に訴訟まで起こされたときの事務内容というのがどれだけの準備をされていたかという問題が本当はなかったらおかしいんですよ。その問題がないから、きょうこれだけ紛糾しとんですよ。その問題を起こさんために、言うたら勝英署か岡山県警か知らんけど、から来てもらって、そういうことをしとんでしょ。その人たちはその人は事務上失敗だったというこ

とじゃないですよ。本当は市民を襲いながら、そういうことについて被害届を出して訴訟までさせにやならんような問題じゃなかったわけですから。だから、そういうことからいうと、私は美作市側の手落ちだったというふうに思うんですよ。それで、一つだけつけ加えておきますけど、勝田小学校でガラスが割られたという問題は教育長の指示ですぐやってくださいということでやってみたいです。しかし、相手側が取り上げなからよかったです。これとて子どもが弾みにやったかどうかはわからんということなんですから、そういうことについては、十分調査して、市側が被害届を出すなら出す、あるいは直させていくなら直させていくというような、そういう本当にきちとした誠意ある回答、あるいは誠意ある対応を求めたいというふうに思うんですよ。そういうことについて皆さん方が反省があればいいですし、答弁がなかったらそれで結構ですけど、もう一度答弁をお願いしたいと思います。なかったらいいです。

議長（山本 雅彦君）

答弁ありませんか。

答弁はないようでございます。

それじゃ、3項目めに入ってください。

11番（西元 進一君）

3項目です。

これは疎ましいという問題があるというふうに思いますが、美作市の事務上の問題です。事務的には絶対にあってはならんということが起こるとのわけです。それで、美作市としては十分手を尽くされているし、十分に反省もされているというふうに私は思っております。しかし、私が経験した中ではこのことについては、本当に本人と私は4時間、本人は酒を飲みながら暴れながら話をしたわけですけど、70人のもんが1時間半も葬儀場へ行って、死体とともに火葬を待ったわけですから、その点では本人さんは私が行って、ある程度は納得させるとし、それから皆さん方が手を尽くされていって、よろしいということにはなったと思いますが、しかし私は勝田の住民ですから、70人が待ったという現実を目の当たりにして、70人の方から、70人全部じゃないですよ、何人かから、西元さんこういうことがあったんではないかということで言われました。本当に私はそのときに、またいうのかなというふうに感じたんですが、しかし本当は事務上ではあってはならんことなんですよ。これが皆さん方簡単に考えられとるかもしれんけど、事務的には本当に大きなトラブルなんですよ。これは部長に悪いですけど、これは部長降格問題が起こるぐらいの問題なんですよ。だから、そういう点ではきちとした答弁というか、きちとした反省に基づく基本的な今後の姿勢、あるいは今に、この問題に対する反省点というものをきちっと答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

西元議員の御指摘の件でございますけれども、葬儀についてあってはならない問題が起こったという御質問でございます。昨年の美作火葬場での火葬の際、火葬担当者への連絡が入っていなかったために御親族、関係者の皆様が火葬場へ到着された際、火葬場が開いてなかったという事態が発生いたしました。西元議員のおっしゃられるとおりに全くいいわけのできないような市のほうの非常に恥ずかしいような不手際でございます。御親族、関係者に大変申しわけなく、私自身恥ずかしく、情けないような気持ちでございます。このようなことは決してあってはならないことで、御家族の皆様には誠心誠意おわびを申し上げます。また、御親族を初め、関係者の皆様方に大変御迷惑をおかけしました。このことを深く受けとめております。大変改めてでございますけれども、申しわけなかったと反省をいたしております。

死亡届の受け付け業務につきましては、平日の勤務時間内は市民生活課及び各総合支所におきまして担当職員が受け付けを行っておりますが、休日等の閉庁時につきましてはそれぞれ日直職員が行っております。これが現状でございましたけれども、このたびの件では休日で日直職員の対応でございましたけれども、対応した職員には後で事の重大さというのがわかったわけですが、そのことを認識させるとともに、厳重に注意処分を行いましたし、部長にも注意処分を行っております。通常の業務に加えまして、火葬当日に火葬担当者へ今後再確認を連絡するような連絡体制の見直しを急遽命じまして、今まで以上に担当職員による二重三重のチェック体制をするように指示を行いました、二度とこのような問題が起きないように、特に葬儀という問題につきましては、人の最期ということもございますので、こういうことがあっては絶対にならないということで、このようなことが二度と起こらないよう気を引き締めまして、信頼回復に努めてまいりたいということでございます。再度申しますけれども、本当に御家族、御親族の皆様方に御迷惑をおかけし、また市民の皆様方に不快感を持たせたことについて、この場をかりまして改めてお断りを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

それで結構です。深く追及はしたくないんですけど、深く追及するつもりはないです。十分に反省されておるし、十分に対応してほしいということだけ申し添えておきます。この問題については、私は本当に腹の底から腹が立ったというか、本当は絶対にあってはならんということが起こるとるわけですから、その点だけは十二分に感じてほしいということだけ言うときます。

それで、次に移らせてもらいます。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、4項目めは10分間休憩の後をお願いします。

ただいまから10分間休憩します。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

西元議員、4項目めから。

11番（西元 進一君）〔質問席〕

それじゃ、最後の項目で4項目めに入らせていただきます。

私はクリーンセンターの関係でちょっと問題点があるんじゃないかということでお聞きしたいと思います。それで、クリーンセンターというのは全市民的な規模で行われているものですから、そういう点では推進をされているということが十二分に感じております。しかし、河内という地区が勝田にはあって、クリーンセンターの中に半分ぐらいの用地というか、持ち合わせをしているのが河内地区というところです。これがこの地区を全く外しているんな意味での作業が進んできたということで、私は全地区的に、あるいは全市民的な角度から考えて、一つの地区、が反対者が少しおるからというて地区を外してというのは民主主義のルールからいうて完全に外れとるといふふうに私は思います。そういう点では反対者の多いところをどう説得

していくか、あるいはクリーンセンターというものの役割とか、あるいはクリーンセンターというものに対するいろんな意味での美作市が必要であるということに対する説得が十二分に行われていなかったんじゃないかと、それは反対者がおるから差別すりゃええという感覚が、特に安東市長の場合はあったというふうに思います。そういうことに対しては国政タイムスといういろんな新聞が出とりますけど、いろんなことを書いておりますけど、やはり責任は大きいということを感じております。一つには、河内地区での説明会というのは全然行われていないし、それから河内地区に対するいろんな意味での杉原、矢田というところに契約書があるみたいですが、そういうものが全然ないということがあるので、そういうことを今後は正するという意味も含めて答弁してほしいということと、もう一つは、変更計画ですわな、変更計画がいわゆる屋根つきでないときの規模と金額というか、それから屋根つきでいくという方針を固められて縮小されとるはずですが、そういう点でのきちとした回答を欲しいということと、もう一つつけ加えさせていただきますが、ポンプに対する補助金ですか、これは解決したようですけど、本当に私にとってはありがたい話なんですけど、しかしこれとて2年もおくれとるわけですから、そういう行政上の差別というものはあってはならないことがあるんで、その点での話し合いの成果、あるいは経過というものも答弁してください。よろしくお願ひします。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（石田 薫君）〔登壇〕

失礼します。

西元議員のほうから新クリーンセンターについての御質問をいただいております。

まず、河内地区での契約書ができているのかという御質問でございますが、美作クリーンセンターの整備及び運営に関する覚書と美作クリーンセンターの周辺整備に関する覚書に対するものだと思います。美作クリーンセンター整備及び運営に関する覚書は、美作市が整備及び運営する施設が地域にとって安心できる安全な施設とするために美作市と周辺地区との協議により締結する公害防止協定書の締結に先立ち、基本的な事項について確認し、覚書を締結するものでございます。また、美作クリーンセンター周辺整備に関する覚書につきましては、施設周辺地域の生活環境の保全及び増進を図るために基本的な事項について確認し、覚書を締結するものでございます。この2つの覚書につきましては、西元議員のおっしゃるとおり河内地区とは現在のところ締結はできておりませんが、昨年来より、昨年の5月ごろからなんですが、文書や口頭で締結に向けた説明会を区長のほうにお願いをいたしております。実は昨年11月に開催予定ではございましたが、ちょっと地元のほうのちょっと都合が悪いということで、流会となっております。その後も引き続き説明会のほうをお願いをしておりましたが、この3月中での説明会の開催予定となっております。河内地区との合意形成をいただき、2つの覚書と締結に向けて努力をしていきたいと考えております。

次に、灰溶融炉の本工事の見送りに伴う変更についての御質問でございます。この変更につきましては、全市民に対しまして3月発行予定のクリーンセンターだよりを広報紙とともに配布をいたしたいと思っております。また、市のホームページにも掲載し、市内全域に周知の予定でございます。変更に対する説明会でございますが、今後国へ地域計画の変更等を申請し、承認後開催をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、消防自動車の件でございますが、これは前道上市長の方針を6月でしたか、9月でしたか、の方針により河内地区のほうにお支払いをしております。

以上でございます。よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

石田部長の答弁で結構です。私は答弁が悪いという意味じゃないんですが、やはり覚書というものがほかの地区と締結して、そのまま事業が推進されてきたということがやはり少し問題点があるというふうに思います。これが美作市の本当の姿なんかということを私は思うんですよ。それは地域住民が少ないですよ、しかしその建設する場所を持つとられる人たち、半分を持つとるわけですから、そういうところに全く覚書がなしにやっていると。民主主義のルールからいうと、そういうものじゃないと思うんですよ。石田部長努力されとると思うんですが、やはり市長の姿勢が反映しとるというふうに私は思うんですよ。その点では市長がどう言おうと、やはり地域住民に対する説明会、あるいは呼びかけに対する賛同、そういうものは確実にとると、そういう努力をなしに美作市の職員は動いとんですか。私も少しですけど、行政の経験があるんですよ。しかし、そのときは設計を含めて説明会に行って、納得させて、戻ってきて仕事は発注しようたんですよ。あんたたちは議会でし、それも今度はコンサルタントへ渡して、それが今度来たから入札して、やると、こんな市じゃだめですよ。地域住民に対する責任というのはそんなもんじゃないんですから、その点では執行部ないし行政のあんたたちとか、部長連中は本当に市民が納得するという政治、大きなもんですから、実際に私を含めて、絶対にクリーンセンターは必要なんですから、そういう点では必要だと思つとるもんを含めて、あなたたちがそういう姿勢でなかったらだめですよ。そのことがいかなる場所でも起こってくるわけですから、だから皆さん方が考えとるような市民感情というのは違うんですよ。本当に手の届く、あるいはかゆいところに手が届くようなそういう職員の方々の温かい対応というのを本当は求めとんですよ。それがなかったら市民生活はできんですよ、税金を納めて。大きな仕事は税金を納めとる者からいや、ほかのところへとられて、ほかで税金を納めろ、小さなとこであなたたちに本当にすがろうとしとる人たちはあんたたちが、言うたらほこりを払うような形で逃げてしまうと、それじゃ市民は納得できんし、市民はやっておれんですよ。そういう点での私はこういう提起だというふうに考えてほしいと思うんですよ。石田部長、あれば本当に反省点があれば、言うてください。それから、岩崎職務代理者が答弁があれば、答弁をしてください。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（石田 薫君）〔登壇〕

先ほど西元議員のほうもおっしゃられたんですが、今まで首長の方針もございまして、なかなか河内地区のほうに説明会ができなかったというのも事実でございまして。私自身のことを言うたらいけないんですけど、私長い間実は下水道という、これも迷惑施設をずっと30年間ほどやってまいりました。それで、やはりごみ処理施設とか火葬場とか、それから下水道施設というのはやっぱり皆さんに嫌われる施設でございまして。しかし、どうしてもこの施設は市民のためには必要な施設でもございまして。それで、私が下水道事業を進めて、やっていた当時は、とりあえず何ぼ怒られようとも説明しに行くと、皆さんに納得していただけないかもしれないけど、説明会に行きました。だから、今後私といたしましては、説明会、十分な説明会にはならないかもしれませんが、説明会は行かせていただいて、住民に、市民に対しまして御理解とか、そういうことをしていただける努力はしていきたいと思っております。

以上でございまして。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

石田部長が申しましたように迷惑施設をつくる場合については、地元の協力というのは不可欠でございます。その中で設置する時間的な問題、今回につきましては、私前段のほうについては詳しい中身は聞いておりませんが、特に美作市の新クリーンセンターの建設の場合につきましては、まず用地を買うまでに、これは皆さんの理解がしていただかないと、これは非常に難しいだろう。それで、行政の場合ですから、いざ用地をいただいたときには、そこからよそに行くというわけにはいかないというのは西元議員もよく御存じだろうと思いますけれども、そこからそういうふうになった場合は先ほど誠心誠意お話をさせていただいて、理解をしていただく努力を常にしなければいけないというふうには私は思っております。経過的な中身については、それこそ私のほう承知してないもので、詳しい内容についてはお話しはできませんけれども、現実的にはそういうふうには思いますし、またすべきだろうというふうには理解をしている状況です。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、3回目です。

11番（西元 進一君）

3回目。

石田部長も岩崎職務代理者も本当に身にしみて感じてくれと思うんですが、やはり微に入り細に入り、職員さんが市民に対して接しなければならぬときには必ず接すると、必ずそういう点では納得させると、納得せんまでも仕方がないところまでは追い込んでいくと、そうしないと時間がたてば行政に妥協してくるだろうという妥協の産物のいわゆる行政はだめですよ。やっぱり生きた行政というのは、生きた人の対応というのは元気なときにやはり説得して、しかも納得して、しかもそれが発展的に解決できるというものでなかったら、時間がたてば何となしに妥協してきて、判をついてくれるだろうと、あるいは納得してくれるだろう、それでは生きた行政にはならぬ。そういうことだけはきちっと踏まえてほしいということを申し添えておきます。38ほどしかないから、もう言いませんけど、本当にそういうことを肝に銘じてやってほしいということだけ申し添えて、もし答弁があれば、言うてください。

議長（山本 雅彦君）

答弁はないようでございます。

11番（西元 進一君）

それじゃ、よろしい。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号11番西元進一議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日 6 日午前10時からです。

午後 4 時17分 延会

平成26年3月6日

(第 3 号)

1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成26年第1回美作市議会3月定例会)

平成26年3月6日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案質疑(議案第2号~議案第48号)

追加日程第2 請願・陳情について

請願第1号 「美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」の改正
に関する請願書

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	重平直樹	2番	安藤功
3番	安本博則	4番	谷本有造
6番	則本陽介	7番	萬代師一
8番	山本重行	9番	尾高誉久
10番	岡崎正裕	11番	西元進一
12番	本城宏道	13番	岩江正行
14番	小淵繁之	15番	万殿紘行
16番	日笠一成	17番	鈴木悦子
18番	山本雅彦		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長職務代理者副市長	岩崎清治	教 育 長	内海壽志
政策審議監	福原 覚	総 務 部 長	中西祐司
危機管理監	欽先耕二	企画振興部長	大寺剛寅
市民部長	安東弘子	環 境 部 長	石田 薫
税 務 部 長	西浦豊照	保健福祉部長	山本直人
建 設 部 長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	山本和利	教 育 次 長	小林昭文
消 防 長	森 正彦	総務部管財課長	山本 茂
保健福祉部社会福祉課長	山本和毅	田園観光部農業振興課長	岡本和之

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	内藤淳子
課 長	皆木敏治
主 事	平田敦士

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止されております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号7番萬代師一議員が葬儀のため午前中欠席をしております。谷会計管理者が通院のため欠席であります。代理で竹田会計課長が出席をしております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番4番、議席番号12番本城宏道議員の発言を許可いたします。

本城議員。

12番（本城 宏道君）〔質問席〕

おはようございます。

きょうで議会も3日目になるわけですが、3日目の最初の一般質問ということで行いたいと思います。

まず、せんだっては道上市長さんが途中で急逝されました。このことに対しまして、心から哀悼の意を表明いたします。

そのため、本議会は市長不在のままの議会となりましたが、職務代理者であります副市長、そしてまた担当部長として質問に対して誠実に答弁していただきますようお願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

私は市政の動き、そしてまたいつもの農業問題、教育問題について質問を通告いたしております。

まず、市政の動きについてでございますが、皆さんも御承知と思いますが、最近この国政タイムズという、これはコピーをしたものですが、出ております。これが市内かなり広い部分に配布をされておるわけですが、これについて市民の皆さん方が政治不信につながる非常に厳しい意見が私のほうにもたくさん寄せられております。そういうことで、この問題について一部触れながら質問させていただきたいと思います。

市民の多くの皆さん方からは、執行部のこの取り扱いに対する不信だけでなしに、議会に対する監視はどうなっておるんらというようなことで、議会に対する批判も多く寄せられておるところでございます。この国政タイムズというのは、この中にありますように、発行の所在地、そしてまた発行者の名前も明確にされておるわけですが、この一般の商業新聞とは少し形の違うもんだなあということについては理解ができますが、その中に出てまいりますものは、特にこの真実味が帯びた、あるいはまた会合に立ち会っておる使命とか、そういうものが具体的に書かれておるだけに、この真実味がある内容になっております。こういうことについて一体どういう対応されようとしておるのか、その辺をお聞きをしておきたいと思っております。

また、議会に寄せられております監視機能、このことについては今後議会としてもこの取り扱いというも

のを特別委員会でもつくりながら、この調査をする必要があるのではないかというように考えるところでございます。

また、この市政の動きの中で東栗倉工房の問題について質問をいたしておりますが、この株式会社東栗倉工房は民間へ移譲されたわけですけれども、この移譲について正式な契約をまだ見ておりません。この契約がどのようになっておるのか、あるいはまた当時、この問題については告訴をしているというような報告もなされたわけですが、その辺についてどのような形態になっておるのか、お知らせをしていただきたい。このことをまず第1回目の質問としてお願いしたいと、答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

本城議員のほうから市政の動きということで御質問をいただきました。

まず、1点目の国政タイムズの記事内容についてでございますけれども、市長空席の中、軽々と判断はいたしかねますが、この新聞と申しますのは、先ほど御指摘のように一般の商業新聞とは異なるというふうにも私どもも理解してまして、そのように報告を受けておるところでございます。私どもの考えるのは、ある種の団体の会報誌的な部分で捉えております。いろいろな調査とは申しますのか、相談は行っておりますけれども、調査というよりも相談を行っておりますけれども、直接的な動きは市といたしましては、先ほど言いましたように市長空席でございますので、動いておりません。新市長が決まり次第検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

2点目の東栗倉工房について御質問の東栗倉工房との関係でございますが、お尋ねの業務の状況ですけれども、昨年8月31日付で旧会社の資産を新しい会社へ貸し付けを行っております。これは市が直接出資者という立場でございますが、まだ三セクそのものは解散していないということで、貸し付けの契約を締結をされております。また、商品の製造販売についても、同日から新しい会社が引き継いでおり、以前からの取引先に御迷惑のかからないように対応しているということと、もちろんお米等の買い入れも新しい会社のほうがいただいているというふうに聞いております。

そして、旧会社の解散について、1月7日付で官報に記載をしており、告示期間の2カ月を経過した3月8日には全ての債権債務が確定いたしますので、その後速やかに清算に伴う決算書を作成し、土地建物や出資金等の残余財産を美作市及び東栗倉特産物販売有限会社とで配分いたすことといたしております。

なお、これらの事務手続については今月末の完了をめどに、旧会社の取締役専務が清算人となり、司法書士や税理士との調整を図りながら進めている状況でございます。そういうことでまいしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

12番（本城 宏道君）

まず、国政タイムズ関連についてでございますが、先ほども申しましたようにこの記事の中には汚職にもつながるような、そういう具体的な名前が出ておりますし、その市民の税金がこういう事業を通じて執行部の一部に還付されるというような内容を含まれておるように思うわけです。こういう点についてやっぱり明らかにしていくということが非常に重要なことと思っておりますが、先ほどの答弁では、新しい市長が決まってから対応を考えるという、そういう答弁でしたけれども、新しい市長さんはこの国政タイムズに出ておること

とは全く関係のない新しい人が出てこられるわけです。そうやってまいりますと、この新しい市長さんが出られても、これは対応の仕方がないというように思うわけですが、この中に出てくるのは具体的な個人名が書いてあるわけで、それはここに出てくるような個人の人それぞれにこれが間違いであるならば、告訴するなり何なりすべきであって、この新しい市長さんができてから対応するというのは、これは筋が違うんじゃないかというように思われます。

いずれにしても、その新しい市長さんができて、そしてこの告訴をすとか、あるいはそういうことになってまいりますと、これはまた全く筋が違うんで、市として対応するというにはならんと思いで、その辺についてもう少し触れて答弁をお願いしたいと思います。

それから、東栗倉工房についてですが、昨年8月31日付で契約を締結しておるといような答弁ですが、ここに出てまいりますのは、この1月7日付で官報に掲載しておるといことなんです、その官報そのものをまだ拝見いたしておりません。その官報はどのような内容の官報がなされておるのか、その内容を詳しく説明をお願いしたいといことと、3月8日に全ての債権が確定をすといことですが、それから後に契約をすといことになりますと、この正式なものはそうかもしれませんが、きょうまでの経過について非常にあやふやなといひますか、基礎の数字といものがはっきりしないままでとりあえず渡しておるといようなことになっておるよう思うわけです。今のこの契約といものは、仮契約なのか、どういものなのか、第1回目の質問で言いましたように、その当時の契約書そのものを見ておりませんので、その辺についてちょっと詳しく触れていただければありがたいといひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

市政の動きの2回目の御質問でございますけれども、先ほど前段の国政タイムズの関係でございますけれども、本城議員御指摘のように、名誉毀損等で告発するのは本人でないにだめだろうといふに私どもも思っております。行政としてはどうすべきかとい部分がございます。そのよう中で新市長が決まった時点でどのような対応をすかといのを1回目の答弁で差し上げました。

市のほうといたしましては、本城議員の持っておられる新聞について警察のほうにもお出しをした中で、どうい対応がいいのかとい協議をさせていただいているのも現状でございますし、また弁護士等にもお話をさせていただいているとい状況でございます。

新聞そのものについては、先ほど1回目に言いましたように商業紙ではないとい中で、市内の方に配布をされた方がたくさんおられるだろうとい中で、そのあたりについてもいろいろなお話をお聞きをいたしております。名誉毀損といことになると、どの部分がどうなるかとい部分も一つございますけれども、前段で言いましたように名前を書かれている人がしないと、市としては直接的にはできないだろうといふような考えもございすし、全体的な市の動きについては、先ほど来言いましたように、新市長の中でそういう事実があったのかないのかといことを含めましてしよう。

それからもう一つは、書かれていることが事実であるとするならば、そういう書かれた内容の証拠を持って警察のほうへすぐ動いていただいたほうが私どもははっきりするのではなからうかとい、私どもの考えとしてはそういう気持ちを持っている状況でございます。

それから、東栗倉工房の件でございますけれども、工房の土地、建物、そして備品の賃貸に関する契約書でございますけれども、現在は旧東栗倉工房といひますか東栗倉工房株式会社の持ち物でございます。市の

持ち物ではない。その中で旧東栗倉工房と新しい東栗倉工房との間でいろいろな賃貸の契約をさせていただいている。原本につきましては、旧東栗倉工房の清算人として事務処理を行っている元専務取締役が保管をされております。

また、契約内容でございますが、基本的には旧工房の運営体系を引き継いで運営されていくというもので、黒字経営は困難であるとの判断から、賃借料については無料といたしまして、契約期間は旧工房が清算を完了するまでというふうな取り決めの中での契約をされていると。先ほど1回目の答弁でお話ししましたけれども、清算を完了した後、出資者である市と東栗倉特産販売との話し合いの中で残余財産を受け継ぐというふうな格好になろうと思っております。その中で今度は今までどおりの経営でお貸しするのであれば、市との契約がそこで初めて生まれてくるというふうに思っておるところでございます。

そして、新しい工房の運営形態でございますけれども、引き継いだ時点では、以前から勤めていた従業員で製造が行われているようでございますけれども、10カ月の間に人が何人か入れかわったようにお聞きをしております。また、取引先等につきましては、従来のまま取引が行われておりますが、先ほども申しましたように従来の取引条件では黒字となることは見込めないことから、経営改善のため徐々に取引条件の見直しが行われているというふうに聞いております。

また、棚卸しに関しましてでございますが、商品及び原材料などについては市の職員の立ち会いのもと、新旧工房で確認作業が行われましたが、商品製造に必要となるモチ米についてかなり古いものが保管されていたことから、利用できないものが予想以上に多く見受けられております。

そして、不始末についての責任ということでございますけれども、市が出資している第三セクターの会社ではありますが、株式会社でありますので、法律上、会社と経営者とは別人格として扱われ、会社が倒産してもその債務については経営者は責任を負わないということが原則であるから、責任追及は適当でないというふうに判断をしておるところでございます。

なお、官報の関係につきましては、部長のほうから御説明をさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

官報の関係について御答弁を申し上げます。

10月25日に東栗倉工房が解散をしたということが官報に掲載をされております。手元のほうにはございません。インターネット等で見れば、その解散の名前がずっと出てくるような形式になっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、3回目です。

12番（本城 宏道君）

国政タイムズの関係については、ずっと主張しておりますように、本当に市民の皆さんが非常に心配をされとるわけですから、したがって、このまま放置するというにはならないと思いますので、それなりの対応をして、もし間違いなら間違いを正すような、そういうことを市民の皆さんに知らせていく必要があるんじゃないかと思っております。そしてまた、議会としてもしっかりとこのことについて真相を明らかにするための調査特別委員会などをつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

東栗倉工房については、最終的な清算ができてから新しい契約ができるようでございますが、第三セクタ

一でやっておるということで、直接市には関係はないというような内容の答弁だったかと思うんですが、99%市が出資をしておる第三セクターです、会社です。したがって、当然市にも責任が出てくるわけで、このことについてもさきの民間移譲するときに議会で協議をしたのは、東栗倉のこのせっかくの会社が年間1億円以上の売り上げがあるということで、地元東栗倉のこの産業を停滞させては困るということで引き続き民間へ移譲してほしいと。責任問題については別途対応するというので、議会も取り扱いを私はした気持ちでおるわけです。

したがって、そのことについて議会で百条委員会をつくらうのではないかと、こういうことで提案をされましたが、賛成少数で百条委員会はできておりませんが、このことについてもやっぱり議会としてしっかり対応していく必要があるのではないかとこのように思っております。会社が倒産して清算の責任は経営者は負わないんだというような原則があるという最後の答弁がございましたが、そういうものではないというように私は思っております。

以上でもし答弁ございましたら、お願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

まず、東栗倉工房のほうを先にお答えをいたしますけれども、平成24年度の決算を本来であれば議会のほうへ報告をするという状況でございます。毎年三セクについては報告をする義務があるということで報告をさせていただいておりますけれども、平成24年度の決算については役員会で議決をされておられません。そのような中で24年、25年の清算に向けての決算をさせていただいた中で、議員の皆さん方にまずは御報告をしたいとおおむねの数字を聞いているわけですが、数字が先走りしてもいけませんので、今回については数字的な部分については控えさせていただきたいと。もう少しすれば消費税等々の数字もはっきりしますので、そのうち近いうちに数字がお出しできるだろうというふうに思っております。すなわち24、25の数字を含めまして決算の部分をするということで理解のほうをしていただきたいと思います。

国政タイムズの関係については、もちろん言われるとおりの部分が非常にあるだろうというふうに理解をしているところでございますけれども、その中で市としてどういうふうなことができるかという部分が非常にあると。市として広報紙等で経過について報告をするのかどうなのかという部分もありますし、もともとこういう新聞等につきましては、書くことについては非常にその人の気持ちによって書くことはできるんですけれども、配布ということになると非常に難しい部分があります。本城議員のほうにつきましても個人の新聞というか、出されておると思うんですが、配布については非常に難しいという中で、私個人的にもそういうふうなこと、この職を辞した後、いろいろな思いについていろいろな文章を出したいなという気持ちもございます。ただ、配布については非常に難しい、それが法的な違法行為になる部分もありますので、そのあたりも含めまして市の方向性を出していきたいと。何がしかのアクションをするかしないかについては、これは先ほど来答弁させていただいておりますように、新首長になったときに判断をされていくだろうというふうに思っています。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、総括です。

12番（本城 宏道君）

いずれにしても、市民の皆さん方の不安というものを取り払う努力というものが大変重要であろうと

いうように考えておりますので、しっかりとした対応をしていただきますようお願いをしておきたいと思
います。

また、東粟倉工房の問題についても雲海問題と同じようなことになっておるのではないかというように思
うわけですが、これらについても責任問題というのはどうしてもやっぱりあるのではないかという気がいた
しますんで、その辺についても一つ今後の課題として残るなという気がいたします。

それでは、1項目めの市政問題については終わりました、次の項目に入らせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

はい、2項目めに入ってください。

12番（本城 宏道君）

2項目めです。農業問題について質問をしていきたいと思ます。

農水省は2月6日に成立をした25年度農林水産関係の補正予算、農地中間管理機構、農地集積バンクとい
うんですが、関連予算を計上したわけですけれども、機構から担い手、まとまった農地を提供するために面
的集積に協力する地域あるいは個人農家を対象にした優遇措置を新設をしたわけです。この内容は、機構に
まとめて農地を貸す地域あるいは地域集積協力金、人・農地プラン作成地域を対象として、農地の受け手、
出し手を含む地域全体が受け取るなどとなっております。これは十分理解できないわけですけれども、さき
に中四国農政局が関係者を集めて説明会を開いたという報道もありますので、どのような説明会であったの
か教えていただきたいと思ます。

そしてまた、耕作者集積協力金とはどのようなものなのか、そして農地の借り手が見つければ支払うとな
っておりますが、見つからなければ支払われないのかということ。

そしてまた、攻めの農業実践緊急対策というような言葉が出ておりますが、これはどういうものなのか。

また、飼料米などの販売先は誰が責任を持つのか。飼料用米は反収基準があるのか、あるいはまた反収基
準に不足した場合は今まではこの追加として食用米を回してでもその基準に合うようにしなければならない
という、そういうものがあつたわけですが、今回はこのことがどうなるのかということをお伺いをしたいと
思ます。

そして、この農業問題の最後には、経営所得安定対策、いわゆる直接支払制度が26年度予算、ことしから
今まで反当たり1万5,000円支払われていたものが、半減されて7,500円になり、そして4年後にはこの制度
を全廃すると、このような報道がなされております。このことについて美作市としてどの程度影響が出て
くるのか、あるいはまたそれによってこの農家収入が半減されてくると思うんですが、その辺についての対
応は考えられておるのかどうか、その辺について質問をしたいと思ます。答弁のほうをよろしく願ひ
いたします。

議長（山本 雅彦君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、本城議員の農業問題につきまして1回目の御答弁をさせていただきます。

まず、農地中間管理機構についてでございます。本城議員の御質問のとおり、平成26年度から新しく国の
農業施策として始まる農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンクに関しての答弁となります。

農地中間管理機構は、議員の御質問にございますように、担い手農家や企業等に農地を集積するために貸
し手と借り手との間で橋渡しをする機関として都道府県単位に設置をされる機構でありまして、岡山県では
担い手育成財団がこの役割を担う予定となっております。しかしながら、都道府県単位で設置される機構で

は、広域的な借り手や募集や登録の管理は可能ではありますが、人・農地プランを基本とする各地域の実情については把握することが困難であると考えられることから、美作市においては農地利用集積円滑化団体であります勝英農協や美作市及び美作市農業委員会への再委託が行われることも予想をされております。また、管理機構の仕組みを早期に定着させるため、地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金などの支援策が打ち出されており、関連する予算は253億円ということになっております。

中四国農政局からの説明では、各支援策のうち、地域集積協力金とは集落などの地域単位で一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合、その地域に対して交付金が交付されるものであります。交付単価は地域内の全農地面積のうち2割以上5割以下を貸し付けた場合、10アール当たり2万円、5割以上8割以下の場合には2万8,000円、8割以上の場合には3万6,000円でありまして、貸し付けた面積に交付単価を乗じた金額が各地域に交付されるものであります。なお、交付金の使途については、各地域で判断し、活用できるものと伺っております。

次に、耕作者集積協力金でございますけれども、農地中間管理機構が借り受けている農地等に隣接する農地が協力金の対象農地となり、その対象農地を10年以上、機構に貸し付け、かつその農地が機構から受け手に貸し付けられることが条件となっております。10アール当たり2万円が農地の所有者あるいは耕作者に交付されるものであります。これら農地中間管理機構に関する制度の詳細な内容や運用方法については今後示されると思っておりますので、各農家への周知徹底を図りまして、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、攻めの農業実践緊急対策についてでございますけれども、この対策は機械利用体系の効率化を図りまして、農産物の生産コストを削減することを目的としております。各地域に適した低コスト、高収益な作物の産地体制や転換、生産体制、流通確保体制の効率化等に計画的に取り組む産地を支援するものです。

支援内容につきましては、高収益的な品目に作付転換する場合に必要となります機械のリースや簡易な農地整備、そして集出荷施設を再編合理化するために必要となります設備のリース等の補助を行うものでございまして、補助率につきましては、機械や設備のリースに要する経費の2分の1ということになっております。

次に、飼料用米等の販売先、そして反収に関する御質問でございますけれども、現在飼料用米等を作付しているほとんどの農家の方は大規模な稲作農家でありまして、それぞれ個々に販売先を確保されているのが現状であります。しかしながら、市内には畜産を営まれている農家が少なくないことから、新たに飼料用米等を作付する場合、議員の御指摘のとおり、販売先の確保が重要な課題となっております。このことから市といたしましても勝英農協との連携を図り、畜産農家や米を活用する加工業者など販売先の確保、拡大に努めることが急務ということになっております。

また、反収につきましてでございますけれども、飼料用米等を作付する場合、収量による水田活用の直接支払交付金の単価が変動することとなっております。また、基準となります標準反収は市町村ごとに地域の実情に合わせて設定することになりまして、標準反収での交付金は10アール当たり8万円で、上限を10万5,000円、下限を5万5,000円とされまして、標準反収から1キロ増減するごとに交付単価も167円増減することになっております。

このように収量により収入が大きく左右される制度ということになっておりますので、販売先の確保とあわせまして、勝英農協や普及指導センター等の連携をより一層強化しまして多収性専用品種への取り組みの推進を図るなど、農家の支援、援助に積極的に努めてまいりたいと考えております。そして、飼料用米等への取り組みには大規模な経営面積が必要となることが想定されますから、農地を集約できる農業者の存在が

不可欠であるということを踏まえまして、今後も意欲のある担い手や営農組合の育成にもあわせて努力してまいりたいと思っております。

次に、経営安定策、米の直接支払交付金についての件でございますけれども、美作市では現在約1,400戸の農家がこの交付を受けておりまして、交付額は約8,700万円となっております。交付単価が10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額されるということについての影響でございますけれども、交付単価が半減することによりまして、26年度では約4,350万円となりまして、農家1戸当たりになりますと3万1,000円の減額ということになります。また、今日の日本農業は、国が進める政策、すなわち補助事業により構築されているというふうに考えておりまして、経営所得安定策の見直しにより起こり得る課題を解決に導く明確な対策として、各農業者の直接的な収益につながる施策ではございませんが、現在市として考えられる施策を申し上げますと、農地の維持保全活動を目的とした日本型直接支払制度など、新たな制度の活用を促しまして、集落単位で行う共同作業等で補助金等の確保につながる事業の推進、支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上をもちまして1回目の答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

12番（本城 宏道君）

一通り答弁をいただきましたが、2回目の質問とさせていただきますが、農地中間管理機構は人・農地プランを基本とするところですが、美作市においてはいまだ人・農地プランの全体像が示されておられません。誰もがわかるような資料として出していただかないと、全体的なこの構想というものが見えにくいというように思われます。

したがって、この人・農地プランを基本とするならば、それらの計画、少なくともこれが25年度末までに全部仕上げにやあいけんことになっておったと思いますので、その辺をひとつわかるように説明をお願いしたい。

そしてまた、つまるところ農地利用集積円滑化団体への責任の押しつけということになるのではないかと思うんです。国では大きい構想を持って、県のほうへそれを押しつけておるわけですが、県としては最終的には市町村へ責任を押しつけてしまうというようなやり方のように見えるわけですが、そうすると人の体制も整備していかないと、今の田園観光部の担当だけでは対応できないのではないかとと思うんですが、これは部長だけの考えにはいかんと思いますけれども、副市長のほうでもし考えがあれば、これらの体制についても答弁願えればありがたいなと思います。

それから、地域集積協力金についてですけれども、集落など地域単位で一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合に交付金が交付されると。現在、集落営農などで実施しているところも一旦これは機構に預けないとその対象にならないということなのか、その辺が一つ明確でないというように思うわけです。

また、人・農地プランは基本的な面積があるわけですが、例えば集内では10ヘクタール以上とか20ヘクタール以上とかというようないろんな基準があったと思うんですが、これらの面積が集落によっては非常に少ないところがあると。そうした場合には、集落の例えば80%が参加しても当然見合わない場合が出てくると思うんですが、そういう場合の取り扱いはどうなるのか、その辺についても答弁をお願いしたいと思います。

耕作者集積協力金についてですが、先ほどの説明では管理機構が借り受けている農地などに接続する農地が協力金対象だというようなことになっておりますが、これは接続するということは、その周囲に、農地の

協力金の対象となる農地の周囲、その周囲にあるものに対象とするということになると、何か矛盾があるような気がするわけですが、その辺についてももう少し理解が深まればなというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

攻めの農業実践緊急対策については、美作市の農業振興協議会というのが現在あるんかどうかわかりませんが、そこらとも十分協議をし、それで農政全体に対する見きわめをしっかりとそれらの中で論議をしながら進めていく必要があると思うんですが、その農業振興協議会的なものは、ずっと以前はあれは技術者連絡協議会とも言っておったかもしれませんが、そういうものがあるのかどうか、それも含めて答弁願ひたいと思ひます。

飼料用米などの販売先ですが、誰が持つかということになりますと、これも非常に大きな問題ですが、地域で当然やらにゃあいけんということになってきますと、この勝英地域、美作市では到底対応できんのではないかなという感じがいたします。全労など広域的な対応というものも必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、それらについても一つわかれば教えていただきたい。

また、この第1回目の質問で申し上げました反収基準が下回った場合には一般の食用米をそれに補填をして出すというようなことが今度はなくなるような感じがいたしますが、それはそれでいいことだと思うんですが、そのかわり基準反収というものが高く設定された場合、今後は支払うほうの単価というものが下がってくると、こういうことになってくるようです。そうなってくると、この基準反収の設定というものが各地で違うと思うんですが、それらの設定はどのように決められるのか、その辺についても多少不安が残るところで、これらについて説明をお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、その飼料用米では、今度の制度の改変によって飼料米に補助金がしっかりつくということですから、農家の人がそのほうが得だということで飼料米をたくさんつくった場合、この場合の品種、飼料米としての専用品種の種子の確保というものが非常に問題になりゃへんかと思うんです。今の状況では飼料用の種子が不足をするんじゃないかと、こういうような心配もあるわけですから、その辺はどう対応されるんだろうかなと思ひますが、御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

経営安定対策ですけれども、一気に8,400万円が4,200万円に減額されるということですから、かなり厳しい。そしてまた、先ほどの戸当たり3万円の減収になるという説明でしたが、これは戸当たりの単価でなしに、反当たりの減額じゃないかと思うんですが、その辺も含めて答弁をお願ひしたいと思ひます。

議長（山本 雅彦君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、本城議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、農地中間管理機構に関して基本となりますプランであります人・農地プランの全体像との御質問でございますけれども、先月下旬に数百ページに及びます美作市全体の人・農地プランが完成をいたしました。これをもって県のほうに報告をしているところでございます。資料の提示ということでございますけれども、昨年の12月議会におきまして本城議員の御質問にお答えもいたしましたけれども、プランの中には個人情報が含まれておりますので、そのまま提出することは適当でない判断をいたしまして、個人が特定できないように加工をするとともに、ページ数も多くありますので、要約版に構成したものを作成中でございます。もうしばらく時間をいただきたいと、このように思っております。

次に、農地中間管理機構に関する各協力金や運用方法などについては、先月中国四国農政局より農業改革の背景と概要について伺いました。説明によりますと、現在日本農業における担い手の農地利用は全農地の

5割を占めておりますけれども、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じておりまして、構造改革をさらに加速させていくことが必要であると。農林水産業・地域の活力創造プランを国のほうで決定をいたしまして、足腰の強い農業、産業として育成していくための産業政策と農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域政策を車の両輪として推進をして、課題の解決に取り組むことになったとの説明がありました。しかし、市としては具体的な全容が明らかにされていないことから、国や県からの情報提供や説明を現在待っているところでございます。今後、詳細な内容が発表された段階で、対応、体制等について協議を行いながら、取り組むべき方向性を判断し、農業振興に反映をしたいというふうに考えております。

また、地域集積協力金、それから耕作者集積協力金、そして人・農地プランの面積、あるいは攻めの農業実践緊急対策につきましても、先ほど申し上げました農林水産業・地域の活力創造プランに基づく国の農業施策でありますので、国や県から運用方法や詳細な説明等が明らかになるまで明確に具体的にお答えすることができないことを現状では御理解をお願いしたいと思います。

なお、説明できる状況となりましたら、速やかに本城議員はもとより農業従事者を初め関係各位に情報はお伝えしたいと考えております。

それから、先ほど農業振興協議会にかわるものということを言われていましたが、現在は農業再生協議会というふうに名前は変わりましたして活動しております。

以上でございます。

済みません、まだありました。

次に、飼料用米等の販売先の件でございますけれども、現在は販売先の畜産農家に直接販売されている農家もございまして、勝英農協に出荷している農家もあります。市といたしましては、販売先の確保をすることについては、現在国や県からも明確な指示はありませんので、各生産者に一任をしているのが現状であります。しかし、今後、国、県からの指示や協議等がございましたら、市の農業行政に効果があると判断したときは積極的に取り組みたいと考えております。

この飼料用米等の対応についてでございますけれども、全国農業協同組合中央会では1月に平成26年産以降の水田農業に係るJAグループの取り組み方針が示されております。その中では飼料用米の取り組みを中心として、水田フル活用を推進すると明記をされておまして、供給先としては運賃コストの削減等の観点から、地域内の利用者への供給を優先しつつ、全農を中心とした全国スキーム、計画、企画、体系ということだそうでございますけれども、活用するというふうに示されていることから、全農としても販売先確保が計画されているというふうに私どもは思っております。

そして、飼料用米等の標準反収でございますけれども、各県の農業再生協議会によりまして、各地域の地域ごとの設定が行われると伺っております。

また、収穫が基準反収に達しなかった場合の直接支払交付金の単価は標準反収から1キロ少なくなるごとに167円の減収となるという設定をされております。

次に、多収専用品種の種もみについての御質問でございますけれども、勝英農協からの情報によりますと、議員の御指摘のとおり、専用品種の種もみは不足をしております。既に飼料用米等に取り入れている農家については確保ができるようでございますけれども、新規に取り組みされる農家については平成27年度以降の対応となるという見込みだそうでございます。

次に、経営所得安定対策交付金の減額、全廃による影響への対応でございますけれども、先ほども申し上げましたように、国の農業施策を有効に活用することはもちろんですが、関係機関との連携を強化いたしまし

て、奨励作物の作付推進を図るとともに、収益性の高い農作物の開発にもこれから努力をしていきたいというふうに考えております。

2回目の答弁でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、3回目は休憩の後から。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員、3回目の質問から。

本城議員。

12番（本城 宏道君）〔質問席〕

それじゃあ、3回目の質問になるわけですが、私の質問の中で職務代理者の副市長さんの答弁ができていないわけですが、これこそ新しい市長さんが決まってから考えられることだろうと思いますが、先ほど言いましたように農業の政策全体が大きく変わろうといたしております。それがために農業関係の職員の配置というものが非常に加重になってまいりますし、その辺の対策というものを考える必要があろうという気持ちでお考えをお聞きしたわけですが、その辺について答弁がなされておらるので、いずれにせよ後で考えるとか、あるいはまたもし考えが今でもあるんなら、その辺についてちょっと触れておいていただきたいなと思います。

それから、部長の説明の中で全体の農業所得が1戸当たり3万5,000円の減収になるという答弁だったわけですが、これはいわゆる転作面積について出てきておるものですから、3万5,000円というのは反当たり3万5,000円減るということではないかと思しますので、その辺の答弁をひとつお願いしたいということ。

それからもう一つは、国の農政そのものがもう物すごく変わってこようとしておるわけです。それがために農家のあるいは今後の農業のこの方針というものが各農家で対応がしにくいというような現状にあるわけです。しかも、この2月、3月というのは各集落において平成26年度の作付というものをお互いに協議をしたり、あるいは水路の掃除をしたり、いろんな関連の仕事があるわけですが、そういうものについて早く一定のめどを示さないと、この飼料米の作付にしても何にしても時期的に遅くなるということなんです。例えば私たちの集落では、毎年2月末から3月にかけて転作常会というものを持っておったわけですが、それが開けないわけです。したがって、これらについても早くことしの方針というか、そういうものについて示していただきますようお願いをしておきたいというように思います。

それから、飼料米の反収基準を決めるのにどういう方法でやられるのか、その辺の答弁がなかったわけですが、この反収の基準から1キロ下がるごとに167円の単価が切り下げられるという説明をされましたが、その基準反収を決めるのはどこがどのように決めるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

以上、3回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

本城議員の職員の配置ということについてお答えが漏れておりました。大変失礼をいたしました。

御指摘のように今、市長のほうがないということで、今年度につきましては4月の人事異動については一応延ばそうというふうな計画であります。いいますのも、ここの議場の中における職員につきましても退職という方がおられますけれども、その人事も含めまして延ばそうということで、今現在は考えております。

ただし、新規採用職員とか、どうしても配置しなければいけない職員については、必要最小限の人事を4月1日は行おうということを思っているところでございますけれども、一方、26年度当初におきましては、予算の提案説明のときにも御説明させていただきましたけれども、消費税の関係で臨時交付金という制度があります。この中でこの対応についても職員が要るだろうということと、それから農業関係についても制度が非常に複雑になってくるということもございます。

特に農業関係については25年度、今年度でございますけれども、対前年に比べてもうかる農業の関係で職員増を1人しております。全体的に言えば、職員数が減ってくる中でどういう配置ができるだろうかという、非常に不安もございますけれども、職員として要るべき人数は一定ライン確保しなきゃいけないという中で配置を総務のほうで今考えているところでございますし、その案をもとに新市長の中で最終決定をされていくだろうと。本城議員の御指摘のように特に農業関係については、私自身の考えとしては少し配置をしないと厳しいだろうというふうに思ってますし、その配置をすることになれば、今回職員の退職者も非常に多うございますし、採用との差というのが非常にあるという中で、どちらかの部分をできるだけこらえていただくような方法も考えないと職員が十分にいないということもありますので、そのあたりを重点的に配備する課がどうしてもできてくるだろうと。一方では、どこかを縮小しないとやれないだろうというふうに思っています。そのことは含めまして新市長のほうへお伝えをしようというふうに思っています。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、本城議員の3回目の御質問でございますが、まず本城議員が言われました、1反当たり3万5,000円というふうに言われましたけれども、私のほうが申し上げましたのは、交付金の1戸当たり、1戸当たりが3万1,000円減ると、そして反で言いますと7,500円ぐらいというふうになると思います。

それから、反収の基準167円、これ私の答弁で言いますと、収穫が基準反収に達しなかった場合の直接支払交付金の単価は標準反収から1キロ少なくなるごとに167円の減額になるというふうに設定をされておると、この決定をするのが県の農業再生協議会というところがこれにかかわっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、総括です。

12番（本城 宏道君）

総括ですが、先ほど副市長のほうから答弁ございましたように、本当に農業の関係が非常に業務が広がってくるというように思われますので、その辺について特別な配慮をお願いをしておきたいと思っております。

それから、部長の答弁のほうですが、私の勘違いが1つございました。戸当たりのほうが正解だったんだろうと思います。

いずれにしても、早目の方針というものをを出していただかないと、いわゆる2月、3月で転作常会などをしておったものが開けないということになりますんで、その辺の答弁が残っておりますが、よろしくお

願いたいと思います。

それでは、農業問題についてはこれで打ち切らせていただいて、3番目の教育問題について質問をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

はい、3項目めに入ってください。

12番（本城 宏道君）

先日、山陽新聞に記事が掲載されていましたが、いじめや不登校などの成果を上げていた学校に奨励金を出すというような報道がなされておりました。学力向上対策について県教育委員会と市町村教育委員長との懇談会が行われたとのことですが、その内容があれば報告をお願いしたいと。

それから、美作市においては、いじめや暴力行為などは減少しておると聞いておりますが、現状はどうなっているのか。

3番目に、昨年9月28日に施行になっておるいじめ対策推進法というのが市町村が地方いじめ防止基本方針というのを作成をして、いじめ防止基本方針というものを各学校で制定するというようなことになっておるようだけれども、この辺について説明をお願いしたいと思います。

4番目に、美作市の学校問題第三者委員会規則や教育研修センターみまさか塾というのがあるわけですが、それと今度のいじめ防止基本方針あるいは対策というものとどういう関連ができてくるのかお聞かせ願いたい。

また、津山市においては、NHKのクローズアップ現代で学力の10代の壁というのが放映されたわけですが、その放映をきっかけとして実践的な解決を特集した番組として学びの共同体というのがあります。これに感銘をした全国の各学校がそれぞれそれに基づいた、いじめ、暴力、不登校が著しいものについて対応をされておるようですが、津山市においてはこれらの取り組みを先ほど言いました学びの共同体ということで実践をされておるようです。この辺についてひとつ教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

本城議員から教育問題につきまして5点ほど御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、先般報道されました県の教育委員会と市町村の教育委員長との懇談会が、これは年1回開催をされております。そして、市町村教育委員連絡協議会と、これは事務局が倉敷市でございます。そこで決めた代表の方が県の教育長、そして県の教育委員6名と会合するというので、今回倉敷、赤磐、高梁市、そして奈義町、美咲町の5つの市町が出席をして会議をされております。美作市はここには出席はしておりません。以前、前委員長がやはり教育問題につきまして出席をしております。そのときには学力の向上のもの「早寝早起き朝ごはん」、そして学校における補習授業、この辺のことを美作市の取り組みを前委員長がこの会議で報告をしております。ですから、今回はそういうことで出席はしておりません。

それから、本城委員の御指摘の県教育委員会が方針を示しております学力向上や不登校、いじめの改善に顕著な成果を上げている学校に対して奨励金を交付するという施策についてであります。最初のうちは頑張った学校に奨励金というような御褒美を出そうということで捉える報道がありましたが、県教育委員会のほうからその後、説明をまたされておるのが、そういうような意味合いでなく、成果を上げた学校をさらに支援し、そして先進的なモデルになるような取り組みをしていただくと、その成果を県内に普及さすというこ

とで、県全体のレベルを上げていく、そういうものを目的というような意味の奨励金ということであるというようにちょっと訂正がございました。

本市におきましても、先進地視察ということで、小・中学校の校長と一緒に1月は呉市のほうへ小中一貫の研修、そしてまた2月には新見市のほうへICTの関係で、今もう子どもたちが携帯とかいろいろなものを使っておるわけですが、タブレット端末の関係の強化をしているということで視察に行つて、その成果というものを我々が取り入れて頑張っていこうということで、校長あたりも刺激になって頑張っていくというようなことで、大変な収穫があったように思っております。

そして、奨励金ということでございますけれども、本城委員の言われますように教育の現場にふさわしくないとと思いますが、県教委が定めた制度でございますので、その子どもたちの気持ちを大事にしながら、先生方が失望しないような感じの中でそういう制度の取り入れをしていかなければいけないかなというふうに考えております。

それから、いじめ問題につきましては文科省の定義しているところでありますけれども、教育委員会といたしましては、いじめはどの学校でも子どもに起こり得るものであると認識のもと、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であるということをしつかり学校に今指導をしております。学校内でのいじめの早期発見のために日常の先生方の児童・生徒の様子の細かな観察はもとより、各学校で生活アンケート、各学校によってはこの名前が多少違っておりますけれども、それを実施しております。アンケートの内容は、学年により多少異なっておりますが、いじめについてだけでなく、日常の観察だけではわかりにくい子どもの心や友達関係を把握するものとなっております。このようなアンケートや日々の児童・生徒からの観察により、市教委に報告のあったいじめの認知件数は本年度1月末現在で小学校で6件、中学校で8件と捉えております。どのケースも家庭と連携をした指導により、解消、改善に進んでおり、継続中の指導もあります。

今後も児童・生徒の発する小さなサインを見逃すことのないよう、子どもたちを絶対を守るという姿勢でいじめに対応してまいりたいというふうに思います。

不登校の状況についてであります。不登校の問題も大きな課題の一つであります。市教委への報告による長期欠席児童・生徒数は、本年度1月末現在で小学校で11人、中学校で16人となっております。不登校の状態になっている児童・生徒への対応についてですが、学校においては保護者としつかり連携をとりながら、教師に何でも伝えたり相談できる人間関係を築き、教育相談や家庭訪問等により子どもの内面の感情に思いを向け、不登校の要因を探り、少しでも改善が図れるよう努めております。

また、家庭においても子どもとの会話を大切にさせていただくとともに、子どもの様子の変化に気づくようお願いするところがございます。そして、決して悩みを家庭だけで抱え込んでしまわずに、学校や関係機関に相談していただけるようにしております。また、地域の方々にもしつかり子どもたちの様子を見守っていただきますようお願いもしております。

今後も学校が子ども、家庭及び地域、そして関係機関としつかり連携してコミュニケーションをとり、美作市内の児童・生徒の将来のために充実した教育活動ができるよう全力で継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、いじめ防止基本方針の策定についてであります。昨年9月に文科省により施行されたいじめ防止対策推進法を受け、翌10月にはいじめの防止等のための基本的な方針が公表されました。このことにより地方いじめ防止基本方針の策定及び学校いじめ防止基本方針の策定が求められております。基本方針の柱となりますのは、未然防止、早期発見、早期対応、地域や家庭との連携、関係機関との連携であります。

また、このたび特にインターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応が上げられております。これを受けまして岡山県では、岡山県いじめ問題対策基本方針の案を示し、パブリックコメント、一般的な意見の募集をするなどして現在策定中であります。本市におきましても、県の方針を参考にしながら今後策定する予定であります。

また、学校いじめ防止基本方針につきましては、先月の校長会議において参考様式も示し、その策定についての指示をしたところでございます。

今後はこれまで以上に子どもたちの内面の感情に思いを向け、どんな小さなことも見落とさないよう、いじめを受けて悩んでいる児童・生徒の側に立った姿勢で早期発見、早期対応に努めてまいります。教育委員会といたしましても市内の教職員が真正面から児童・生徒と向き合って教育活動ができるよう、指導支援をしていきたいというふうに考えております。教育は学校だけでできるものではないと考えておりますし、学校でもしっかり児童・生徒を指導していきますが、家庭においては人として大切なしつけ等を行っていただき、地域で児童・生徒を育て、見守っていただきたいというふうに思っております。地域、家庭、学校が連携してしっかりコミュニケーションをとり、美作市内の児童・生徒の将来のために充実した教育活動ができるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後ともよろしく願いをいたします。

次に、市の第三者委員会やみまさか塾との関連についてでございますが、美作市学校問題第三者委員会につきましては、9月議会において本城議員からもその内容について御質問があり、答弁をさせていただいたところでございます。8月1日にことしの第1回の会を開催し、8名の委員により、よりよい学校づくり推進委員会として発足をしております。その後、2回の定例会を持っております。2回の会は、12月に小学校へ訪問もさせていただき、そして3回目は2月27日に中学校へ訪問させていただき、会を開催をしております。何か重大な問題が起きて、緊急的な協議ということではありませんでしたが、学校や児童・生徒の様子を報告を受けたりしながら意見交換をしていただきました。どんな問題にしても児童・生徒の発しているサインを早くつかむことが大切であると、基本的には学校での先生と子ども、そして学校と家庭との関係が大切であるなどの意見をいただいております。

このよりよい学校づくり推進委員会は、その発足の趣旨から基本的には第三者的な立場から提言をいただくということでございます。したがって、いじめ防止基本方針に示されておりますいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として問題の解決を図るためのいじめ問題対策専門委員会としての位置づけを考えております。このように、第三者委員会としての機能を持つよりよい学校づくり推進委員会の意見をしっかり参考にさせていただきながら、今後も学校問題に対応してまいります。

また、不登校への対応をしていくみまさか塾におきましても、青少年教育相談や教職員の研修の場であることから、いじめ防止基本方針に提言に沿った動きをしていくということになります。みまさか塾の先生が学校に訪問し、教職員との話を聞き、相談に乗ったり、それから塾の青少年といいますのは、卒業した子どもたちがまた来まして、学校へ行っておる子どもが悩んだり、それから就職のときに悩んだりすることの相談も受けるというのがみまさか塾の仕事でございます。

最後に、学びの共同体についてでございますが、津山市の学びの共同体の取り組みについては学びのアプローチのための一つの手法として学校へアピールしていく中で、各学校が主体的に取り入れていると聞いてはおります。学びの共同体とは、東京大学大学院の佐藤教授が提唱する教育実践でありまして、子ども同士あるいは教師と子どもの対話による学び合いを学びの基盤と考え、グループで考え、話し合う授業を通じて先生も生徒も共に学び合う取り組みであります。

本市におきまして、目標を明確にして活動意欲につなげる、自分なりの考え方を持ってペア学習や班学習

を行う授業内容と家庭学習をつなげる授業構成を行うなど、授業改善の視点としまして学力向上を目指した授業改善と小・中連携を行ってまいっておりますが、津山のように学びの共同体そのものの研究はしておりません。しかし、本市といたしましても魅力ある授業の推進ということで、各学校におきましてその実態に合わせて学び合い学習、共同学習、教えて考えさせる学習など、学校の学力課題に応じて主体性を持ってさまざまな取り組みを進めております。

学力向上への主体的な取り組みについては、何といたしても授業をする先生方の授業力をつけなければなりません。今、社会から求められている力である思考力、判断力、表現力を授業で教職員が児童・生徒に習得させられるよう、教育委員会といたしましても各学校の校内研修を活性化させるとともに、多くの教職員を有益な研修会に参加させ、力量を向上させたいと考えております。これまでも先生方の研修の場である美作市教育研修会において各専門部会を設け、指導者の資質と能力の向上を図ってまいりましたが、さらに本年度から勝田郡と共同開催することとし、授業改善に向けて授業研究を中心とした研修を深めております。また、中学校区や校内での先生方の主体的な研修、研究を支援するためにこれまでも県の事業や研究指定を積極的に受け入れてまいりましたが、本年度は新たに市独自の研究指定も設置し、さらなる活性化を図ってまいっております。さらには、児童・生徒への教材の提示や説明の補助として教材提示装置や電子黒板などICT機器を積極的に活用するなど、視覚支援を用いた授業改善についても先進地への視察訪問をするなどして、研究を進めております。

以上のように来年度に向けまして、さらに美作市としてのしっかりとした取り組みで進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、2回目。

12番（本城 宏道君）

2回目の質問ですが、最初に出しました県教委と市町村教育委員長との懇談については、本市としては参加をしていないということですが、報道にありましたようにいわゆる成果が上がった学校に対して奨励金を出すとか、いわゆるお金でよくしていくというような、その考え方は大きく間違っておるというように思うわけですが、この点については報道は訂正されたという教育長の答弁でございますので、それ以上追求しませんが、教育というのはお金で左右されたりするようなものではないということだけは指摘をしておきたいと思えます。

次に、美作市においては、いじめや暴力行為などは減少しているという答弁をいただきました。また、県教委が言う、頑張ったからお金を出そうという、先ほど言うた分ですけれども、これは問題だというように考えます。

それから、放課後教室、地域との連携、共同学習など、子どもがわかるまで学べ、学ぶ喜びを実感できる学校づくりということが最も大切ではないかと思えます。そういう意味において、きょうは学校へ行った、楽しかったという感じで子どもが帰ってこれるような、そういう教育というものが大事になってくるのではないかと思うんですが、宿題に追われてもうそういう余裕が全然ないんだというような環境づくりは余りふさわしくないなというように思えます。

それから、いじめ防止基本方針ですが、市内のある学校で前任の担任の先生は、学校での対応は十分なされておったようだけれども、家庭でのいわゆる心の通った指導というものがなかったのではないかと。後任の先生が来られて、家庭まで心配して訪問されたり、あるいはまた電話でこういうことがきょうあったんですがというような、そういうようなきめ細かい指導をしてくださったということで感謝をされておった事例

を見ましたが、やっぱり担任の先生の責任ということではなしに対応というか、そういうものが非常になってくるのではないかと思います。いわゆる第三者委員会の関係で、そこにはみまさか塾というのがあるわけですが、そのみまさか塾では、このいじめ基本方針や、あるいはそういういじめの対策についてしっかり先生方の指導をするというのがこのみまさか塾ではないかと思うんですが、そういう辺においてこのみまさか塾の活用というものが、先ほど言いました家庭との連絡、先生の接し方、こういうものにみまさか塾が直接かかわってくるのではないかというように思います。しっかりその辺について考えていただきたいなど。そして、このいじめ防止基本方針の中へしっかり盛り込んでいただきたいというように思います。

それから、学びの共同体についてですけれども、これは先ほど言いましたようなNHKのクローズアップ現代で取り上げられた問題だけに全国に広がりつつあるわけですが、せんだって津山の市会議員と私と鏡野町の共産党の市会議員で視察に行っていました。その中に長野県のある学校でもこの学びの共同体という取り組みをやっておりましたが、五、六人の生徒の班をつくって、それがコの字型になって、よくできる子どもが基礎がついてない、わからない子どもに対して直接子ども同士が教え合うというような雰囲気をする中で、子ども同士のコミュニティが発達をしたり、あるいはまた友達意識が芽生えたり、いじめやそういう非行がなくなったというようなことが実証されておるということを見てまいりましたが、この津山においてもその視察後、市会議員のほうから教育委員会のほうへ提案もあつたりして、そしてこの学びの共同体というものが津山市内の各学校へ今普及しておるとこのように報告を受けております。

これらの取り組みを十分参考にさせていただきながら、美作市においてもこの学びの形態というものを考えていただく必要があるのではないかというように考えます。

ひとつ2回目の質問としてよろしくお願ひしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

本城議員から2回目の質問をいただきました。

この県が奨励しております奨励金につきましては、県のほうが後から訂正ということで、子どもの前にエンジンをおろしたような施策じゃないように、考え方の、とり方の問題であったかなというふうに思います。政策ができておる以上は、我々もいじめとか学力の向上をしていかなければならないので、そういうものにチャレンジをすると、そして先ほども言いましたように子どもの心を傷つけない、先生方が失望しないような状況の中でそういう制度に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、いじめ防止基本方針でございますけれども、本城議員のお話にもありましたように、先生によってこの指導の仕方が違うというような内容について、市教委のほうへもいろんなものが入ってまいります。教員の経験年数による力量の差というようなもんも少なからずあるというふうに思っております。そういったことを少しでも解消、改善するいじめ防止基本方針であります。未然防止、早期発見、早期対応と、地域との連携、そういうもので取り組んでいくわけでありまして、一応案ができておる中をずっと見ましても、美作市の学校におきましてもこういうことをもう既にしないと問題が解決しないということで、実際には現場のほうは取り組んでおることをここに案に出しておりますけれども、そういうものをまた細部にわたって研究しながら、新たなものにまたこしらえていかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、学びの共同体でありますけれども、津山のそういう先進地の視察もやってみたいというふうに思っておりますが、今の学校の方式というのは寺子屋でなしにグループ、今言われましたようにコの字型にして、そしてグループでこう子どもたちを寄せて、お互いが考えながら友達といろいろなことを話をしながら

問題を解いていく、そしてまた先生に対する質問に対して答えていくというようなグループ活動に今現在美作市もなっております。この名前自体が学びの共同体ということを取り入れてないんで、その辺の研究をしながら、十分研究していきたいなというふうに思っております。

やはり学校で残って宿題、そしてまた予習、復習をやっていると、それが家庭に帰ったらゲーム等でなかなか時間がとれないということが多いんで、家庭の保護者、家族の方のやはりしっかりとした協力、理解の中で子どもたちに勉強する時間を与えていただくと。そして、先ほども言いました「早寝早起き朝ごはん」というの、しっかりと朝御飯を食べさせて学校へ送る、そして早く起こし、早く寝さすというようなことの習慣づけをきっちり家庭のほうでもやっていただかないと、これ先生方では家庭のことはできませんので、その辺もお願いしておるところでございます。

そして、学校に来れない子どもたちにつきましては、先生が家のほうへ訪問して勉強を見たり、また学校に来れるような面接をして勇気づけて、子どもと先生の距離を縮めていくというようなことはとっております。そういう意味でみまさか塾の先生方も学校へ出向いて、先生方といろいろな協議をしながら話をしながら、先生の助言となるようなことを話をしながら先生に勇気を与えないと、家庭のほうからいろいろな問題が出てお願いに来るやつがクレーマーになってしまうというようなことになりますので、そういうことにならないように学校と家庭とが相互のやっばし子どもに対する相互理解、そしてまた先生に対する理解などをいただきましてやらないと、片一方だけで本来である家庭でしつけをしないのを学校でしつけをするというようなことに逆転したりしてますので、その辺も学校で学び、しつけもし、そして家でしつけも学びもさすというような、やっばし相互理解の中で進めていかないと教育はなかなか進んでいかんのかなというふうに思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、3回目です。

12番（本城 宏道君）

これで質問を終わりますが、いずれにしても子どもたちが学校へ楽しんで行けるような、そういう雰囲気をつくるということが非常に重要になるんじゃないかと思えますし、きょうの新聞でしたか、たしか新庄村だったと思うんですが、いわゆる農業を楽しんでもらいながら、田植えから収穫まで、そして精米にしてお餅にして自分たちで食べるという、その取り組みが非常に素晴らしいということで、たしか農協のほうから奨励賞を出したというような、そういう記事が載っておりましたが、そういう課外活動といいますか、そういうものも子どもたちがいじめをなくしていく一つの基本ではないかというふうに思います。そういうことも含めながら、津山の共同の学習をしっかりと勉強をしていただいて、美作市の各学校においてもそういう取り組みができればありがたいなというように希望をいたしまして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号12番本城宏道議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号7番萬代師一議員が出席いたしております。議席番号17番鈴木悦子副議長が通院のため午後より欠席であります。

続きまして、通告順番5番、議席番号3番安本博則議員の発言を許可いたします。

安本議員。

3番（安本 博則君）〔質問席〕

まず、議長より質問の許可を得ましたので、しゃべらせてもらいます。

まず、前道上市長には大変残念なことになりました。心より御冥福をお祈り申し上げます。

私は今回1項目の質問をいたしております。項目は行政の役割と責務、質問の要旨として、特別職と職員の責務についてであります。

まず、市の執行期間は法令で定めるところにより条例予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令に基づく事務をみずからの判断と責任において誠実に執行する機関であると思います。市のトップである市長にお尋ねするのが本意でございますが、この質問を書いたときはまだ市長でありましたので、健康上の理由で辞職をされるということなので、副市長にあえてお尋ねをいたします。

副市長の役割と責務についてどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねします。

次に、市の職員の職責が市民の負託に基づくことを自覚し、条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して職務を遂行しなければならないと思います。ここにおられる各部長さんに本来尋ねたらいいんですけど、数が多いので時間もかかります。そういう関係で代表して中西総務部長に役割と責務についてどのような考えをお持ちなのか、お尋ねを申し上げます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

安本議員より行政の役割と責務ということで、副市長の役割と責務についての御質問でございます。

副市長の職務につきましては、地方自治法に定められております。副市長は市長を補佐し、市長の命を受け政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担当する事務を監督することとされ、市長の委任を受けたものについて執行されると規定されております。

また、副市長は特別職であるものの、地方公務員には間違いありません。当然ながら職員と同様、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例及び市長の指示に従い、誠実、公正かつ効果的に職務を執行するとともに、創意を持って自治の充実に努めなければいけないということをお覚悟をしておりますし、そのように認識をいたしております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）〔登壇〕

安本議員の職員の責務についてというお尋ねでございます。

職員のサービスの根本基準といたしまして、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と地方公務員法には規定されております。また、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為

をしてはならない」と、これは信用失墜行為の禁止ということで規定もされております。ほかにも秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等々各種の義務、制限、禁止行為が課されております。職員として市民の利益を向上させる方法を考えまして、それに沿って行動することが公務員の使命ではありませんけれども、一般的に法令や前例に固執し、やるべきことをやらないという批判が多いのも事実でございます。それらの批判は公益の実現よりも組織秩序や仕事のやりやすさを優先する悪い例に対するものでございますけれども、行政には迅速性、透明性、説明責任、コスト意識が求められております。これらの共通点は、市民の視点に立って要望に応えるという姿勢であろうと思います。

職員の責務とは、社会の規範やルールを遵守し、それによって市民の期待に応えること、市民の信頼を損なうと考えられるような行為を行わないこと等々もちろんのことでございますが、法令には定められておりませんが、市民が何を望んでいるかを考えて、市民のためになる行為を行うこと、これも大切な責務と考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

3番（安本 博則君）

2回目です。

副市長から職員の担当する事務を監督することというような答弁、それと中西総務部長においては、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと、信用失墜行為の禁止も規定されておりますというような答弁がありました。

副市長におかれては、道上前市長が病気で入院されたとき、職務代理者としていろいろと御苦労はされていると思います。まず、6月の定例での副市長就任の挨拶では、市長の手足となり、議会や市民の皆様方の御意見を伺いながら市勢発展の大変な重要な役目であると認識をいたしております。市長の意を酌み、美作市の発展のために施策の必要があると認識をしておるところでございます。皆様方の御意見や御指導、御鞭撻を得ながら何とかやりたいというふうに思っておりますというような副市長就任の挨拶がありました。確かに前市長が入院されるときに一生懸命やっていることは私も、全部が全部じゃないですけど、認めるところはあります。

これからが本題なんですけど、去る1月17日に産業建設委員会の調査のことについての委員会がありました。この内容は、去年の6月定例で雲海の問題が出ました。そのときにここにおられる4番議員の谷本議員が雲海について丸投げはしないでくださいというようなことの質疑がありました。それにもかかわらず、結果どうなったかといえば、丸投げそのものをして、おまけに通帳、印鑑を預け、やりたい放題にやられ、きょうのことになっております。今までに投資した額は1億1,000万円ぐらいになります。例えば改修費3,500万円、資本金の2,500万円、これは美作市だけです。それから、追加補正の2,200万円、それから12月から3月までの運営資金というて1,900幾ら、それと7月から3月までの運転資金として500,500の予定でしたが、それも既に使って、合計1億1,000万円ぐらいの投資をしています。

それで、産業建設委員会がこういうのはちょっとおかしいということで議会でいろいろ議場でもめたあげく、調査をするということで百条委員会等も否決されております。その委員会が先ほど申しました1月17日に行われました。その中で、事あるうか、岩崎副市長は休憩中ですが、退席をされました。それもただの退席ではありません。何に腹が立ったか、僕らは傍聴へ行っとってよくわからないんですけど、こんなんはもう議員にやってもろうたらいいんじゃないかと、議会にやってもらったらえんじや、職員引き上げじやと言って、職

員を連れて出ました。それだけならまだ、今度は後ろのドアからもう一度顔を出し、おい職員引き上げじゃと。そんな職場放棄みたいなことをされているような副市長が、今まで答弁でありましたような職員の担当する事務を監督すること、相反する行為じゃないですか。あのときには政策審議監の福原政策審議監がとめました。それも振り切っていました。そして、中西部長、小林検査参事ですか、その方も出られました。おられたのは政策審議監と田園観光の江見部長だけでした。その後、説明委員で山名課長ですか、今雲海に行かれとる、その人ともう一人帰ってきたんですけど、委員長が呼びに行ったそうです。そしたら、もう出ないということで、次の委員会の再開からは出てきませんでした。

そのときの話は、副市長と政策審議監は一応は声をかけてないんだと、だけど出られとんだと。じゃあ、この問題、誰が起こした問題だと。事の起こりは丸投げをしないでくださいとって忠告しておるにもかかわらず丸投げをして起きた問題を、議会では12月定例では反省の顔色を見せて、市長と相談すれば、市長が私が2カ月間、12、1と全額返納しますと、副市長、私は1カ月しますという神妙な反省の態度を示しながら、片やカメラが入らない委員会ではそういったとんでもない議会の軽視、甚だしいと思います。委員会はいくまで議会の延長です。それを議会にやってもらうたらえんじゃというような捨てぜりふ、とんでもない話です。ここにおられる議員全員が聞いとるか聞いてないか知りませんが、私はそのときにここにおられる西元議員と傍聴に行っていました。そんなことが許されるわけないでしょう。私もサラリーマンをして管理職までなっています。自分の部下が会議で、そんな勝手にもらうたらええがなと出ていったら、何らかの処分を科しますよ。

きのうの一般質問でも、岩江議員の質問でも県と市の職員を処分しました。西元議員の火葬場の件でも注意ですか、何かをしましてと言っておきながらみずからはどうなんですか。自分に対する職員の統制、できると思いませんか。そして、これを恐らく館内放送されておれば、知らない職員おられたときに、担当部署で会議が職員会議等あったときに、部長、あんたがすりゃあええがなと、わしら知らんがなとってても何の処分も与えないんですか。

それで、ここに今答弁あったように、中西部長は市民の信頼を損なうと考えられる行為を行わないこと、これ市民の信頼を損なうことじゃないですか、職場放棄は。違うんですか。その辺、しっかりと答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

先ほど副市長の職務のところでお説明をさせていただきましたけれども、市長の命を受けという前段がございまして。それから、今回の部分につきましては、1月17日に産業建設委員会のときで、確かに私どもは途中で指示のもとに退席をいたしました。この理由といたしましては、私どもがもともと市長、産業建設委員会の委員長にお話をしていただいていたのが、調査を市の執行部のほうでやります、ただしこの調査をするメンバーは、雲海とは関係のない職員で構成をして別仕事ということになりますけれども、調査をさせていただきますと。その中で調査をした職員並びに調査結果について、そこを責めないようにしてください、そういう中で調査した案件について全て御報告をいたしますという条件のもとに、1月17日に産業建設委員会で御報告をさせていただきました。そのときに調査の内容はでたらめだという御指摘がございまして、それでは皆さん方でしてくださいということで退席のほうをいたしました。もちろん資料を隠すものではございません。

それから、先ほど部長のほうの話がありましたけれども、これは私の命令に従わないとだめですから、彼自身はこれは対象になりません。

それから、安本議員のほうが私のほうに処分と言われましたけれども、地方自治法の中に、私を免職する規定もございます。もし何でしたら私に処分をしようと思えば、ここで議会の議決をいただければ、私のほうはその場をもって辞職いたしますので、そのようにお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）〔登壇〕

1月17日の産業建設委員会でございます。その委員会で報告は既に終わった時点での退席でございました。1回目の答弁で申し上げましたけれども、職に課された各種の義務、制限、禁止行為の中に、職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないという規定もございます。これもまた、組織秩序を維持するために必要であるからこそ設けられた条文であると思います。それに従いました。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、3回目です。

3番（安本 博則君）

今、先ほど副市長の言葉だと、みずからは議会のほうでやめてくれと言われれば、議決されればやめると、そういう軽いような発言をしないでほしい、責任上。やっぱり責任はあるわけでしょう、自分らに。自分らがもともと美作市と株式会社雲海は協定書をこしらえてやった問題で、美作市の責任として市長、副市長が減給、減納したんじゃないんですか。まだ、雲海の責任は残ってんですよ、取締役としての。それを私がやめるような話、そんなばかげた話をしないでくださいよ。

それで、中西部長は上司の命令に従ったと。じゃあ、従わなかった政策審議監や江見部長、職員、何ぼう休憩中のことといえども、腹を立てることは一つもないじゃないですか。じゃあ、休憩中だったら何してもえんかということになるじゃないですか。一応仕事で出とんでしょ。で、あつこに副市長、政策審議監と名札まで置かれて、意見までされとるわけでしょう、発言まで。腹を立てることは一つもないじゃないですか。もとに戻って考えてみなさいよ、腹を立てること、何ひとつないじゃないですか。

ここでは神妙に挨拶し、カメラが入らんとことではそういう横暴な態度、そんな話にはならんで、副市長、悪いけど。みんなはどう思うか知らん、僕はそういう話にはならんと思う。まして市長がおられん、ナンバーツー、そういう立場で出られており、わざわざ私は任命されて出ています、そりゃあ当然そうでしょうけど、それで議会で議決されたら辞職します、そんなことで済まされるものじゃないですか。だったら、今言われた政策審議監と江見田園観光部長の処分をされるんですか、どうなんですか。

それと、調査をした説明委員で今12月議会のときに言いました、確かに副市長は。担当部署以外でやりますと、それで委員会のときには3回調査しましたと、それで中西総務部長、それから小林検査参事ですか、小林検査参事なんていうのはメンバーに入ること自体がおかしいんです。自分みずから行って検査した場所でしょう。そこをどんな検査を調べるん、調査をするん。ここにおられんけど。そうでしょう、検査した者が何の調査をするん。悪いとこわかつとるわけじゃないですか。そんな者が調査委員会に入ることもおかしい。部署を変えることは別に何とも言いません。中西部長が悪いと言いません。でもメンバー、何でそがいな検査参事が入る問題なん。

だからその辺、副市長、出られた、私の言葉に忠実に従った中西部長とそれから小林検査参事は、処分の対象にならんような言い方でしたよね。従わなかった人は、処分せにゃあいかんわけでしょう、逆に言え

ば。だったら、政策審議監と江見田園観光部長の処分を考えとんですか。

もう時間が、たくさんばっかし言っても何なんで、その辺の処分をどう考えとるか、それから中西部長、ほかに総務部の中に小林検査参事ですか、しかおられなかったのか、ほかに適した人材がなかったのか。あのときには3回して、ある議員から、たった3回かと言われて、1回目のすり合わせですから、委員会は、お互い思っということが違うわけです。1回目から100%もん同士が会って、それで話がおさまる問題じゃないんです。現に委員長のきのうの報告の中で、文章みんな封筒へ入っというけど、今後も調査をしたいと、おかしいというようなことも書かれとるわけです。そういう認識があるのか。本当に市民のために税金を使い、市民の人たちに申しわけない気持ちがあるのかないのか、その辺よく考えて答弁してもらいたいんじゃないかと。

よろしいですか、その2点、3点、いろいろ言いましたけど。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

まず、調査委員の選任をしたのは、市長の許可を得て私のほうが行いました。

1月17日の件につきましては、会議に出る以前も、出た以降も、市長のほうに全て報告しております。その中で、安本議員御指摘の分ですけれども、例えば検査参事、検査参事と田園観光部長とは立場が違います。別組織で頼んだ人間とそうでないというこちらの解釈の中で、同じような質問をすること自体がおかしいですし、先ほど処分するかしないか、担当部署であるから出るのは当たり前です。調査をしたものについては、これを責めてもらっては困りますと。その中の条件で、会議を一緒にしたと。たまたま一緒にしただけでございますし、別々に議員の皆さんが調査をしていただければ結構だろうと思いますし、市のほうとしても調査をその後進めております。それは議会に報告をするためではなく、現実起きたものを調査をしてどうなるかという調査をしています。

それから、議会と執行部の中で違うということに関しては、自治法にも規定してあるように、私のほうがだめということになれば、この場で提案をしていただければ結構かと思えます。

以上です。〔降壇〕

〔3番安本博則君「中西部長、ほかにおらなんだん、副市長が選任したというんじゃないかと。まあ、ええわ、ほんなら。出んのんなら」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

〔3番安本博則君「考えがあれば言うてもらえばええ。ない」と呼ぶ〕

〔「ないんか。ないじゃ済むまいがな」と呼ぶ者あり〕

安本議員、総括をお願いします。

3番（安本 博則君）

総括なので、答弁はないと思いますけど、先ほど1回目の答弁だったかね、私の命令で中西部長と小林検査参事が出られたということなんじゃないかと、命令に従わなかったわけですよ、政策審議監と観光部長は。そうでしょう、職員引き上げじゃと言っただけだから。職員でしょう、政策審議監も田園観光部長も。職員じゃなかったらいいですよ。職員全員引き上げじゃと言っただけですから、その辺、私も時間が、もうこれで質問何もできない、総括だからできないんですけど、このままで議会、ここにおられる、きょう1人帰られたらいいんですけど、このままで済ます問題じゃないから、これも含めて、ここは産業建設委員会の委員

長が新しい人にかわりました。その中で、この私が言いたいことをよく委員会の中で、議会としても委員会の中でやらせてもらえばいいんですけど、なかなか難しい問題なんで、委員会の委員長さんに、私個人からもお願いしたいと思います。このことに関してはやっぱりきっちりお互い議員もそうですけど、職員も襟を正して市民のためにやるのが私たちの役目ですから、その辺だけ履き違えないように、ただやめたら済む問題とか。議会の議決、そういうことも大事です。だけど、百条委員会をつくろう思うても、多数決でできないですから、後からどうのこうの、討論するときには条件つき討論で、市長がどう言うた、ああ言うたから賛成します。その後、何も市長がしないのに、執行部が何の委員会も立ち上げないのに、そのままずるずるべった、東栗倉工房もそうでしょう。条件つきで皆賛成討論したわけです、5人も6人も。それでしないから、本城議員が百条委員会の設置を出しても否決されて、議会です。予算さえ通れば済む問題じゃないですから。その辺、今後よく反省をしてもらいたいと思います。総括なので、どうのこうの言えば、時間ばかりたつので申し上げますが、委員長、この件、よくやってもらいたいと思います。

私の質問、終わります。

議長（山本 雅彦君）

よろしい。

〔3番安本博則君「もういいです」と呼ぶ〕

以上をもちまして通告順番5番、議席番号3番安本博則議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番6番、議席番号10番岡崎正裕議員の発言を許可いたします。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

最後の質問になるかと思えます。よろしく願いをいたします。

まずもって、道上市長におかれましては、非常に若年、本当に私と1つ下でございまして、残念なことだと思います。平成9年に、当時4月に町議会の議員の選挙がありまして、その中でそのとき覚えておるのが、恐らく9人だったと思いますが、当時としては本当に新旧交代の時期でございまして、そのとき私も同時に立候補いたしまして、覚えておりますのが新人議員が全員当選したということで、議会の若返りが図れたかなと思いました。それからずっと一緒に1年生議員ということで、お互いに勉強しながら議会の運営をしてきたわけですが、合併の段階になってちょっと路線を異にしまして、なかなか一緒にやる機会が少なかったんですが、足かけ、私は4年間ブランクがあったんですが、16年議員をされたわけですが、その後1年、市長ということで非常に長い間おつき合いをさせていただきました。その中でいろいろなことがございましたけれども、本当に私らと同じ年代で御逝去されるというのは非常に悲しいなと思います。それを残された課題を我々が一つ一つ解決していくのが彼に対するはなむけになるんじゃないかと思えます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まずは、毎回これ言わにゃあいけんの、本当に心苦しいんですけども、非常にこの問題はまだまだ解決をしてないということで、東栗倉工房について、まず質問をさせていただきます。

昨年8月31日に増資をして清算という形になりました。普通ならば恐らく、私も会社の清算に立ち会ったことはありますが、大体3カ月ぐらいで清算終了総会というのをやりまして、それぐらいで決着をするんですが、いまだ半年たってもこの問題に解決がついておりませんし、報告も受けておりません。そういった中で、いろいろと不正があったということでわからない部分というのがたくさんあるかと思うんですが、早くこれを清算終了というのをやってほしいなと思いますので、先ほどの本城議員の質問にもありま

したんで、重複するかと思いますが、調査はどうなっておるのか、めどはいつごろつくのかということをまずお尋ねしたいと思います。

それから、被害届というのがこれ出てるんですけども、これも半年たっても全然経過がわからないと。捜査上の秘密ということもあるんでしょうが、そろそろこれに結果を出していただかないと、非常に関係者の方もだんだんだんだん私も含めて年がいくと非常に記憶が薄れてきますんで、これを早くやっていたかんと、本当にうやむやになってしまうということがありますので、その辺の経過をなるべく早くやってほしいというお願いも込めて経過報告をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

岡崎議員の東栗倉工房についての御質問でございますけれども、旧東栗倉工房への調査、そして被害届を出した後の経過についての御質問でございます。

まず、調査の状況報告でございますけれども、以前議会全員協議会及び臨時議会において報告した内容と重複する答弁ともなりますけれども、お答えをさせていただきます。

旧東栗倉工房が平成24年度単年で2,400万円を超える大きな損失を計上することになった原因について、市の職員が経理等を調査を行いました。内容につきましては、平成24年9月に津山労働基準監督署の立入検査により指導を受け、過去にさかのぼり支払いをしていた時間外勤務手当をいたしました。それが325万円と、9月以降に増加した時間外勤務手当253万円については以前に会社より報告を受け、今回の損失の要因の一つとして想定をしておりました。しかし、その後、調査を行う過程で新たに判明したのは、当時の店長による幾つかの不正な経理がありました。農業部門において本来旧東栗倉工房が受け取るべき野菜の販売代金が他の民間会社や店長個人の通帳に振り込まれていた事実を発見いたしました。この不正については、不適切な処理であることを店長に確認させた上で、東栗倉工房が受け取るべき販売代金数十万円については全額返却をさせていただいております。

また、この野菜の生産部門は平成24年3月より開始しておりますが、経費に対して売り上げのほうが多く、単年度で215万円の損失が発生していることから、無計画な会社経営がなされていたことが伺えます。そして、これらのほかにも棚卸し集計表とモチ米関係の月末在庫棚卸し一覧表の不一致、商品棚卸しについても帳簿と棚卸し表の不一致、また24年度から極端に増加した商品の運送料など、数多くの要因が重なって今回のような多額の損失となったものと思われまします。しかしながら、原資記録の不備などにより完全な原因の究明には至っていないのが現状であります。

本城議員のところでも御説明をさせていただきましたけれども、今月いっぱいには全てのものが完了するというふう聞いておりますし、そのようになるだろうと。それ以後について、決算書も含めまして議員の皆さんのほうへ御報告をさせていただこうと思っております。

次に、不適切な処理を行った店長に対する被害届の経過でございますけれども、会社の専務が昨年8月に美作警察署に相談に行っております。その後、専務等への聞き取り等、捜査活動が行われているようですが、事件の捜査にかかわることでございますので、我々には経過等に関する情報は知らされていないのが現状でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、2回目です。

10番（岡崎 正裕君）

今月中に決算ができると、これ言葉があるかどうかわかりませんが、修正決算というようなことになるかと思うんですが、それで一応こういうことになりますと、結了総会というのが開かれると思うんですが、そういった中でこの決算を認定していくという形になるかと思うんですが、その予定をちょっとお聞かせ願いたいのと、それから被害届の件ですが、もうこれ半年もかかるとるんですよ、被害届で。どうなのか、この被害届出して、それ受理されたのかどうなのか、その辺のところをもうちょっと知らされておらずで、このままずっと知らされておらずでずっといくというのはちょっと変な話にはなってくるかと思うんですが、この辺のところを例えばいつごろまでにめどをつけて、これについての調査を終えるんだというようなことは、全然それも聞いてないんでしょうか、その2点、ちょっと再度お願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

2回目の御質問ですけれども、まず決算の結了の関係でございますけれども、日にちは忘れましてけれども、社長と役員とお話をしたときに、今まで役員の中の1名の方が出てこられなかった経緯がございますので、今回の結了総会については必ず出てこれる日程をつくってほしいという要望の中で、日程調整についてもそこを中心に合わせた日程調整をやっというということで、日にちのほうについては未定でございます。3月中にしなければいけないということでございます。

それから、被害届の関係でございますけれども、私どものほうにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、経過や進捗状況等につきましては、私どものほうに知らされてないというのが現状でございますので、こちらのほうにつきましては御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、3回目です。

10番（岡崎 正裕君）

被害届について、半年、これたつとるわけですよ。そこの中で何もナシのつぶてなのか、それともこれ被害届出しとんだけど、ある程度進んでおるんだと。アバウトな話でもえんですけども、一切なしと、ナシのつぶてということで、被害届を出した時点から、誰かがどういうふうになつとんのかな、進展しとるのかなと、それも何もなしなんですか。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

私どもが直接被害届を出してませんので、多分警察のほうにお聞きしても、私どもに対しての答えはしていただけないだろうというふうに思っております。

逆に岡崎議員が警察のほうへ行って聞かれてもお答えはしていただけないと、同じような状況が私どももあるということで、本人のみが、聞かれているか聞かれてないかわからないんですけども、こちらに連絡がない限りわからない、警察には直接聞くことができても返事はしていただけないというのが現状でございますので、理解のほうをお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、総括。

10番（岡崎 正裕君）

被害届については、それは直接市は関係ないという形にはなるんですが、これは市が出資をしとる会社なんです。それで、非常にそれで市がまた増資をして補填をして清算をしとる会社です。その中で、市がもうこの市の職員じゃない者が行って相談しとんじゃから、もう関係ないがなというように、そういうふうに言われてもちょっと私には納得しがたいということがございます。ですから、市が出資をして補填をしとる会社ということで、その辺のところをどうなっとんかなと聞くぐらいのことはしていただきたいと思いません。

この東栗倉については、次の雲海とはまた形が異なりまして、要するにずさん経理と会社の基本を忘れた経理をやっております。そういったことでこれはずさん経理というのが一番の原因であるというふうに認識しておりますので、ぜひとも早く、不認定になった決算から導いていくんでしょうが、決算書をこしらえていただいて、うまく私たちに説明できるように、これ第三セクじゃから関係ないという話じゃないと思いません。お金をこっちが出しとるんですから、市から。そういうことで、速やかにやっていただきたいというお願いをしまして、次に移ります。

議長（山本 雅彦君）

はい、それじゃあ2項目めに入ってください。

10番（岡崎 正裕君）

2項目めですが、またこれ雲海の件なんですが、この雲海につきましては、経営がずさんというよりも、全く出発点で間違うとったということなんです。

申し上げますが、これは7月1日から協定書が有効になってやっとなる仕事なんですが、既に7月1日の時点で、時点です、正確に言えば6月の末です。6月の末に協定書が有効になる前にお金を全部使うて1,000万円ほどの赤字を出しとんです。変なことになっております、これは。そういった意味も踏まえて前回の12月で私3回やったんですが、なかなか明確な私の納得する答弁が得られなかったので、再度お尋ねをいたします。

まずは、美作市の公の施設の指定の手続に関する条例第8条第2項なんですが、これは破綻をした場合に、指定の取り消しがあるんですが、その中において、指定管理者に損害が生じて市長はその賠償の責めを負わないということが書いてあるんですが、にもかかわらず、増資をしてこれを清算したと、市のお金を出して清算をしたと。非常に相矛盾するということだったんですが、これについてそのときに答弁されたのが、これは第三セクターであるので、第三セクターでほとんど市が出資をしておるといった関係で、市が増資をして補填をするんだという説明があったんですが、私にはどうも納得がいきませんので、再度確認のため答弁をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、岡崎議員の雲海について1回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、先ほど議員、少し読み上げられましたけども、この第8条第2項についてでございますけども、これも12月議会のときに私のほうで答弁をさせていただきましたが、この文中、文章の中に条文の中に、再度繰り返しますけども、指定管理者に損害が生じて市長はその賠償の責めを負わないと規定されていることから同法を適用し、指定管理者である株式会社雲海の運営により赤字が発生している状況の中で指定管理者の取り消しは指定管理者の責に帰すべき事由であり、市としての賠償責任はないとする、これが第8条で

ざいます。

先ほど岡崎議員が言われました、その適用外であるという、この答弁でございますが、その根拠は何かということになりますけども、やはりこれも繰り返しになりますけども、美作市がほとんど株を所有しております、市が株式会社雲海の清算手続を行わないと、指定管理者である第三セクター、株式会社雲海には支払い能力がなく、維持管理を初め、取引業者にも未払いが発生するということになります、二度と大芦高原雲海の再生はできないということで判断をして、議員皆様の御理解を得て、株主であります美作市が清算手続を進めていると、こういう現状でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

これと同じようなものが協定書の中にもございます。それで、この中で協定書の中にあるのは、これは第何条第何項というてもわかりにくいので、そこの中にはこれ答弁されとんですが、株式会社雲海が管理施設の運営及び管理に関し損失を生じた場合は、その損失は株式会社雲海の負担とし、市はその損失の責めを負わないということがありますが、これにもかかわらず、要するにほとんど美作市が出資をしとんで補填をするんだということなんですが、その根拠というのはどこにあるんですか、どこに書いてあるんですか、それをお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時56分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岡崎議員の質問に対して、江見田園観光部長、答弁をお願いします。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

岡崎議員の2回目の質問でございますが、この支出についてどこかにきっちり明記はしてあるのかという御質問でございますけども、これにつきましてははっきりしたことを明記してある条項はございません。ただ、市営の施設である、地域の活性化にどうしても必要である、これを潰してはならない、そういう強い思いの中で議員皆様の絶大なる御理解を得て、この支出をしたわけでございますので、そして今、指定管理という形で進んでおります。そのことを御理解いただいて、御容赦のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、3回目です。

10番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

議員の皆さんの絶大なる支持を得てということなんですが、私は支持をしてなかったわけなんですけれども。この答弁の中で繰り返し聞かれるのが、第三セクターの株式会社であるから市が負担をするんだということを何遍も言っておられます。ということは、何も規定のない中で、何も決まってない中で物事をやっていくという行政展開、これは非常に問題があると。ほんなら、何でもかんでも解釈をして、違う解釈をして

何でもやればいいのかというような、例えば憲法で言えば自衛隊は軍隊であるとかないとか、そういうことにも通じるんですが、何でも自分たちが仕方がないからやるんだということで法律等を無視して物事をやられると。

これ本当に例えば監査請求が出たりしたら大変なことになると私は思うんです。ですから、それを守るだけのきちっとした条例なり規則なり条項なりをこしらえて、これから行政展開をやっていかなと、非常に説明しにくいと。違法な出資じゃないかという監査請求が出たら、これ変なことになるんです。出す人がおらんと、そういうことはあるんですが、このことについては非常に私も危惧をしております。何も文章で書いたものがない中でこういう何千万円も支出をします。私どもにも責任はあります。議会に諮って、先ほどの言葉では絶大なる賛成を得てやっていただいたんだということなんです、非常に私は納得できません。

以前に、先ほど部長と話をしたんですが、よど号事件というのがありまして、ハイジャックで人質を取られた、その中で赤軍派のメンバーを釈放したと、そのときに使われた言葉が超法規的処理、そういうことを言われました。私はこれは小さくとも超法規的処理じゃないかというふうに思うんですが、その辺のことについても一つ、副市長でも総務部長でも構いませんが、このことについてどういう見解でおられるのか、お聞きをいたします。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

条文上に、こうなった場合にはこういうふうという項目はございません。しかしながら、雲海施設そのものについては、今これは全ての人、もちろん条例もあります、市の施設というのは、これは間違いのない事実でございます。その市の施設に第三セクターとして指定管理をしている施設が支払いができずに倒産をしたと、その場合に前の議会のときでも御説明させていただきましたけれども、債権者並びに裁判所等の差し押さえができた場合に、後の運営に非常に困難を要する、金額的にも多大な経費が要る、そういう中で皆さん方にお諮りをいたしまして、万やむを得ぬ措置でありますけれども、増資の中で清算という方向を出させていただきました。このことにつきましては、条例等、先ほど言いましたように書いてないんですけれども、今後の市の財産の運営についてそのようにしたと。その中で今後第三セクについては、運営のための三セクについてはもう市としてはつくらない、これはもう亡くなられた道上市長も含めてなんですけれども、そういう方向の中で進めました。

今後、市の施設の部分についてそういう危険性があるかないかという問題もありますけれども、そういうふうになった場合にどうするかという議論までは詰めておりません。ただ、管理運営について親会社がびっしりしているようなところであれば、幾ら赤字が出て契約期限までは整理をしていただけたと思いますし、支払いのほうもしていただいて、市の備品等々については手をつけられずに済むだろうと。今回の場合につきましては、壁紙それから机、テーブル、もろもろのものを私の権利ですからというて持って帰られると、運営をするのに、そこに直すまで非常に時間がかかる。その間、機械等についても故障する可能性があるということでお願いをしたという現状でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、総括です。

10番（岡崎 正裕君）

総括いたします。

副市長答弁、本当に私から見ようても非常に苦しい答弁だなと思います。そういうことをやるということと法令に書いてあるということとはまた別次元の問題になってくると思うんです。ですから、先ほど言われましたように、第三セク、まだ残っております。それについてこうなったらこうなる、こうなったらこうなる、それについてはただし書きでもカバーできる場所があれば、今の思いがあれば、ただし書きにでも書けるのであれば、そこら辺のところも加味してきちんとした行政執行をお願いしたいと思います。

そういうことをお願いするんですが、先ほど申し上げたように、この雲海については経営破綻という、新聞にも経営破綻と出ました。これ経営破綻の問題じゃないんです。7月1日から出発して協定書も何も経営アドバイザーも全部7月1日からです。1日からして、経営が悪化して破綻になったというふうに皆さん認識しておられる方もおるんですが、それ違うんですよ。6月30日に、まだ指定管理者にもなってない会社がお金を全部使ったんです、1,000万円の赤字を出して。そういうこれ、本当に異常な事件なんです、これは。

東栗倉とどっちが異常かというのは、それは個々の皆さんの判断でございませうけれども、東栗倉の場合はずさん経理、会社としての組織として保険とかそういうものに入ってなかったとか、非常に会社の初歩のことができてなかったということなんです、この雲海は運営以前の問題で、破綻という言葉がちょっとおかしいですけど、だめになつとんですよ、これ。その原因、どうなったのか。指定管理者になる前にお金を使つとんですよ。そこのところをよく考えていただいて、これは時系列が全くむちゃくちゃなんです。そういう中でこういう事態に陥ってしまったと。

本当に私は百条委員会の設置案の提案に賛成者として出させていただきましたけれども、これ異常な第三セクのやり方だと思っておりますので、今後とも、先ほどいろいろありましたけれども、行政としても調査をしていただいて、二度とこのようなことにならんように。特異な事件です、これは。全国的にもこういうものはないと思います、ずさん経理というのはあるかもしれませんが、要するに指定管理者になる前に勝手にお金を使つとんですよ。それで、報告とかなんとかは、生きてくるのは7月1日以降ですから、一月に会計について報告をせよというのは7月1日、ですからもう7月1日を一月以内にやるんですから、8月中ぐらいに7月のを出すんだと思うんですが、その時点でもうアウトですわな、当然。

ですから、これを真摯に受けとめていただいて、本当にどうやっていったらいいのかなど。この事例を見ると、本当に私どもは行政というのはいつもええかげんなことをしょんじゃねえかなと、この一端を見ると。そういうふうに思わざるを得んわけですから、きちっとやっていただくことを希望いたします、次に移ります。

議長（山本 雅彦君）

それでは岡崎議員、3項目めをお願いします。

10番（岡崎 正裕君）

3項目めですが、新クリーンセンターについてですが、これは簡単にいきたいと思うんですが、工事の進捗状況なんです、私ここへ1枚、資料あるんですが、公共工事の設計労務単価が7%増というような記事が入つとんですが、これ東日本の震災の影響でしょうか、非常に労働者が足りなくなって労務単価が上がってきておることがございます。それから、もう一つは機材、材料です、材料も非常に上がってきておるといった中で、今のクリーンセンターが本当に期限内でできるのかなという心配もしております。それから、労務単価が上がってきておるので、やっていけるのかと、そういう心配をしておるんですが、これは期限内に工期内にできる見通し、今の進捗状況を見てどう思われておるのか、お尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（石田 薫君）〔登壇〕

岡崎議員のほうから新クリーンセンターの工事の進捗についての御質問をいただいております。

岡崎議員のおっしゃるとおり、全国的に建設現場においての人員不足、資材コストの上昇等はお聞きをしております。クリーンセンター建設工事におきましても、作業員確保には苦慮しているところではございますが、工事着手後、定期的に月2回、また随時の工程会議を実施し、請負業者と十分な打ち合わせを行いながら、工期内の施設引き渡しに向けた工程管理に努めております。

先ほどおっしゃられました全国的な作業員不足の問題から、工事のおくれは危惧をされておりますが、長期的な人材確保に努めるように指導をするとともに、資材等の早期発注を行い、工期内完了を厳守するように再度徹底していきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

この件については、できるということで了解をしたいと思います。非常に大変なことだと思いますが、工期に間に合うように、非常に今の施設も老朽化しておりますので、これがまた工期が延びて、その間にこっちが壊れて、またお金を投入せにゃあいかんと、つなぎに、そういうことになったら大変困りますんで、きちっとこれをやっていただければと思います。

それでは、次に入ります。

議長（山本 雅彦君）

はい、4項目めに入ってください。

10番（岡崎 正裕君）

次に、以前に請願が出まして、これは建設業あるいは地元の小売業あたりから出ました。その中で、私も建設業関係の方から聞いたんですけども、非常に下請なんかでも地元が入れないと、どうなっとなのかなど。それで、よその市町村を聞くと、うちの場合が一番下請に入る率が少ないんじゃないかなと。それから、これはランクの関係で元請もあるんですけども、ランクの関係で入れないということもあるんですが、できたら地元の仕事をとということで質問をさせていただきます。

そういった関係で請願が出ました。その中でその請願が出たことについて、請願というのは私らも採択をするわけなんですけど、実現できない請願は採択しないというのが私らの方針でありまして、実現できるだろうという、具体的にこれは実現できるんじゃないかなということについては積極的に採択をしてきております。その請願の採択を反映をして、どのような方策をとられたのか、お尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

岡崎議員のほうから地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願について、具体的な策をどのようなという御質問でございますけれども、市といたしましては、以前から市内で調達できる工事や物品については旧町村を単位として市内業者から調達をしておりました。しかしながら、ランクづけの関係から、市内業者への発注が困難な場合は、市外業者にも範囲を広げて発注し、落札業者に対し、口頭ではございますが、市内業者を下請者にしていただくようお願いをしてくれており、市といたしましても最大限の努力をし

ているところでございます。豪雨などの災害対応は、大規模災害時における応急対策業務に関する債務協定書により地元建設業者に応急対応をお願いしている現状です。また、除雪につきましても地元業者と契約をし、対応をしております。

一昨年の9月議会終了後に市内建設業者47社の連名による要望書の提出がございました。この要望書には、美作市議会宛てに請願書を提出したことにより、市内建設業者と美作市との良好な信頼関係について誤解を招いたことに触れられております。本年7月からは予定価格が4,000万円以上の工事について、市内に本店または支店のある業者に限った条件つき一般競争入札を実施しております。これは旧町村の範囲ではランクづけにおいて指名ができない地域もありますので、公平性、競争性を確保するため実施しているものでございます。しかしながら、3地域の行政事務連絡協議会からもとに戻すよう要望書が出てまいりました。このことから、新市長のもとで関係団体等と連携を強化しつつ、よりよい入札制度を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

訂正をお願いいたします。

先ほど、「本年7月」と言ったのは、「昨年7月」で、本年度という意味ですから、お願いいたします。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

私が聞きたかったのは、請願書が採択をされて、以前とどのように変わったのかというのを具体的に聞きたかったわけなんです。それは答弁の中にはなかったんですが、2回目にちょっとお尋ねしますが、これ下請業者のお願いということで口頭でございましてということになつとんですが、まずこれを文書でもってできないのか。

それから、総務部長にはお渡しをしておりますが、岡山県土木部から出た資料なんです。これには特記仕様書というのがありまして、県内業者の選定に努めること、これは努力義務です。それから、県外業者を採用する場合は、理由書を提出してくださいということが書いてあります。これを市に置きかえてやれることができるのか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

それから、市内業者あるいは準市内業者、これのすみ分けをどういうふうにされておられるのか、その辺のところもあわせてお聞きいたします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）〔登壇〕

岡崎議員、2回目の御質問でございます。

県の特記仕様書の件でございます。下請負につきましては、県内業者の選定に努めること、県外業者に下請負をする場合には、その理由書を提出することというふうになっておるようでございます。これにつきましては、今美作市では口頭でお願いをしているというのが実情なんです。内容を十分協議しまして、これはできることはやっていきたい、検討してみたいというふうに思っております。

それから、市内業者と準市内業者についてでございますが、建設工事で言いますと、市内業者は市内に本店のある業者と、市内に支店または営業所があり、当該支店及び営業所に見積もりから契約締結に関する行為について本店の判断を得なくても契約ができる業者を市内業者というふうに位置づけをしております。そ

れから、準市内業者につきましては、市内に支店、営業所がありますけれども、市外の本店の判断を仰がなければ契約できないという業者を準市内業者という位置づけをしております。

今後も地場産業の振興を含めて公平性、透明性、競争性を含め、入札制度の整備を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、3回目です。

10番（岡崎 正裕君）

3回目ですが、先ほどの岡山県の土木部から出とる資料についてなんですが、これ入札時に特記仕様書というのをこしらえるんだと思うんですけども、これちょっと間違えれば独禁法に違反するかなということも考えられるんですが、その辺のあたりの解釈は現時点でどう思っておられますか。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

岡崎議員の文書に書いて入札前にお願いすることについて、つい先日内部で話し合いをしたときに、美作市においては数年前に市長の指示によって調査をした結果が残っております。そのときの時点ですけれども、他県においてその条件を付してした場合に法的にどうなるんですかという部分で公平取引委員会ではだめですよと、入札後にお願いすることについては地場産業の育成で万やむを得ないですけど、入札のルールに関して、公平性を欠くというふうな判断を国としては出されております。すなわち条件がマイナスになるということについては、逆にその部分についてはペナルティーを科せれるか科せないかという問題に発展しようと思っておりますので、非常に難しい。結果的にはお願いをするしかないだろうと、文章どうのこうのは別としても、ペナルティーを科すというわけにはいかないだろうというふうに思います。

それから、先ほど具体的にという話がありましたけれども、市のほうにつきましてはでき得る限り市内発注ということを入れてまして、私の記憶では昨年簡易水道の工事の中で、本体工事と土木工事がありまして、それを一体的な工事をしたいと、工程表の中でしたいという話がありましたけれども、特に土木工事については市内業者でもできるだろうということで、分けさせた記憶が1件残っております。これは先ほど請願の出たきたということももちろんありますけれども、それ以前に市内でできるものについてはでき得る限り市内のほうへお願いしよう。

ただ、来年度工事、26年度工事、予算してませんけれども、大きな建築物、湯郷幼稚園みたいな建築の部分につきましては、分けれる部分は分けれますけれど、工事の進行上どうしても分けれない部分というものもこれできてきます。こういうふうな場合には万やむを得ず市外大手という条件、ランクづけもありますので、そういう状況になるだろうというふうに思ってますし、その内容についてはまだ協議も一切してませんので、今後されると思っておりますけれども、非常に難しい部分と比較的簡単に分けて市内に発注できる部分が両方あるというふうに理解をしています。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、総括です。

10番（岡崎 正裕君）

失礼しました、独禁法じゃなくて公正取引でございましたので、訂正をさせていただきます。

本当に市内の業者の方からいろんな話を私らも聞きます。何とか市内の業者に仕事を回してもらえんだろ
うかということの中でお願いをしとるわけなんです、このことについては議会の専決事項ではございませ
ん。行政の専決事項なので、我々が願うするにも限度がありますので、そこを踏まえて本当に市
内の業者の方、いろんなことで市に協力をさせていただいておりますので、ぜひともこれがもう少し広がるよ
うにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番 6 番、議席番号10番岡崎正裕議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2 時22分 休憩

午後 2 時32分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

14 番（小淵 繁之君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど休憩時間に議員控室において、議長、委員、市長職務代理者副市長、教育長、担当部長出席のも
と、議会運営委員会を開会し、会議の日程の変更について協議をいたしました。

本日、3月6日は一般質問となっておりますが、日程を追加し、追加日程第1、議案質疑、追加日程第
2、請願・陳情といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本日の日程を一般質問のみとしておりましたが、一
般質問終了後、議案質疑と請願・陳情を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2といたしたいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、一般質問は終了いたしましたので、議案質疑と請願・陳情を日程に追加
し、追加日程第1、追加日程第2とすることにいたしました。

それでは、これから資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1 議案質疑（議案第2号～議案第48号）

議長（山本 雅彦君）

それでは、追加日程第1、「議案質疑（議案第2号～議案第48号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑として、自席で行うことになっております。議案質疑の通告一覧表を配付いたしております。発言通告順に議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けをいたします。

それでは、議案第2号「美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第3号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

安本議員。

3番（安本 博則君）

ケーブルテレビのことなんですけど、今年度は値上げを行わないと、27年3月31日までの間は同額の規定、それ以降はまだ未定のようなのですが、このケーブルテレビの件につきましては、光ファイバーに入っかないと見れない地域とそうでなくても見える地域というのがあるので、なるべく市民が平等になるように今後なるべく値上げをしないような方向でいくのかいかないのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）

このたびの条例では、来年度、平成26年度ももう一年間、消費税アップはございますけれども、特例措置を設けて1,010円のところは610円、1,420円のところは1,020円ということでもう一年の延長は決まっております。

あともう一年、次年度、27年度からのことにつきましては、財政数値等を検討しながら新市長と執行部のほうで検討していきたいと思えますので、今回は答弁を避けたいと思えます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この使用料の特例というのが、例規集を見たんですが、15条の3というのが例規集に載ってないんですが、これは差しかえがまだできてないということなんですか、その辺をちょっと確認をしたいと思えます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、確認のため暫時休憩します。

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

答弁をお願いします。

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）

この条例につきましては、附則の第3項に載っておりますので、加除のほうは済んでおるものと思いません。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

12番（本城 宏道君）

附則の中で訂正ができるということですが、差しかえのときにはその附則の部分で、正規のこの条文が5条の3と、こうなっておるわけですから、整理のときには訂正をして、条文の中へ載せていくというのが正しいのではないかなと思われま。附則のところでいつまでも附則へ残るとするのはどうも見づらいなという気がいたしますので、とりあえず。

終わります。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

西元議員。

11番（西元 進一君）

簡単なことです。加入率を確認しておきたいと思うので、よろしくをお願いします。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）

美作市の世帯数が1万2,480世帯ございまして、平成25年12月現在ですけれども、加入世帯数は8,289世帯となっておりますけれども、この中には集合住宅も1回線の加入となっておりますので、世帯数につきましては8,289世帯よりは多い世帯になっております。

以上でございます。

〔11番西元進一君「はい、いいです」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第4号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行い

ます。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第5号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第6号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第6号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第7号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第8号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第9号「美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この条例改正につきましては、何らかの補助事業かなんかでやられた施設のみを上げてあると思うんですが、それ以外の集会所というものはたくさんあるわけです。これらについて各種施策からここへ載っていない集会所について取り残されるようなことはないのかということだけちょっと質問しておきたいと思うんですが。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）

コミュニティハウスの整備につきましては、各集会所とも同じ、公正に改修等をする場合には50万円の限度でやっておりますし、新築される場合には世帯規模によって新築できるというふうになっておりますので、載っていない関係ないと思います。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

12番（本城 宏道君）

答弁がなかなか聞こえづらいんです。もう一つわかりやすく聞こえるように答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

以後、答弁にはできるだけマイクを声を近づけて答弁をお願いしたいと思います。
よろしいか。

[12番本城宏道君「はい」と呼ぶ]

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第10号「美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第11号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第12号「美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第13号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第14号「美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号10番岡崎正裕議員の発言を許可します。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

私はこの条例についての、どうしてこういう条例を制定するに至ったのかという経緯を説明していただきたいんですが、これは消防組織法の中での条例ということなんですが、この条例がなかった時代にはどういう基準でこれをやっておったのかな、ここで条例を施行することにより、どう変わってくるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

消防長。

消防長（森 正彦君）

この条例ですけれども、現在は消防長及び消防署長の資格については、消防組織法に基づいて市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令というもので、これで定められております。これに従って運用しております。

そして、昨年、平成25年6月14日に公布されました第3次地方分権一括法によりまして消防組織法が改正されます。そして、平成26年4月1日より施行されます。この改正によってこれまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格を新たに定められた政令、これは平成25年9月に出されましたけれども、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令、これを参酌して市町村条例で定めなさいというふうになりましたので、ここに条例を制定しようとするものでございます。

それで、どのように変わるのかということですが、その消防長及び消防署長の資格の中の基準が幾つかございました。その中のうち、ここで新たに出されました政令の中に消防署長を2年以上、または同等の職にあるものを2年以上の者、それから行政関係の市長部局の、具体的に言いますと課長以上の職、失礼しました、消防署長のほうは1年以上、それから行政のほうの課長を経験者2年以上というものがございます。これは同じように今までもございました。これは変わっておりません。異なりますのが、消防団長の職2年というものがございますけど、今回は消防組織法ができて、いわゆる常備消防ができて40年という経過の中で、もうここまで広げておく必要はないだろうということから、この条項は落としております。大きなものはそういうところになります。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

消防団長等は外すというようなことも聞いたんですが、ここの中で、それでは条例で定めるということは、各自治体によって資格が異なってくるということも生じてくるかと思うんですが、その辺、この政令で定めたよりも条例というのはその範囲が幾らか狭まってくると、資格については範囲が狭まってくると解釈

をしてよろしいでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

消防長。

消防長（森 正彦君）

これ全国的に基本的にはこの新たに出されました資格の基準を定める政令、これを参酌して全国的に条例をつくるのでございますけれども、美作市においてはこれのうちの必要である部分のみを適用したという解釈でいただきたいと思います。

〔10番岡崎正裕君「はい、よろしい」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第14号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第15号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第15号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第16号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第16号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第17号「美作市・西粟倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第17号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第18号「英田郡西粟倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第18号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第19号「美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第19号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号10番岡崎正裕議員の発言を許可します。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

それでは、24ページの交通運行費についてお尋ねします。

節の13から19まで減額になっておるんですが、これのもうちょっと詳細な説明を求めます。

議長（山本 雅彦君）

一括ですよ、一括。

10番（岡崎 正裕君）

ただいま目で一括で申し上げたんですが、全部個々に申し上げます。

まずは、24ページなんですが、款2項1目12の測量設計等委託料200万円の減、それから款2項1目12の工事請負費1,226万5,000円の減、それから款2項1目12の車両購入費1,161万5,000円、それから款2項1目12の民間路線バス運行費助成補助金700万円の減、この説明を求めます。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）

それでは、お答えいたします。

まず、24ページの款2項1目12節13の設計等委託料200万円の減につきましては、測量設計等委託料の減でございますが、今年度いたしておりましたバスの結節点の調整がつかず、減額するものでございます。これはもうもう工房跡地利用を前提に計画を進めておりましたが、NEXCO西日本やJRバス、神姫バス等と協議を進めておりますけれども、協議が調うまで相当時間がかかることや市道の改良計画などについて協議が調うことができてないために減額するものでございます。

続きまして、目12の節15の工事請負費1,226万5,000円の減につきましては、今年度は市民センター前の停留所を整備いたしました。そのほかに結節点整備を行う予定をしていた箇所は、先ほど申しましたもうもう工房跡地の結節点整備でございますので、同じ理由で減額したものでございます。ちなみに、市民センター前の停留所は73万5,000円で工事のほうを実施して完了いたしております。

続きまして、款2項1目12節18の車両購入費につきまして1,161万5,000円の減額につきましては、当初は大原地域に路線バス仕様の装備を備えているバス購入を予定しておりましたけれども、平成26年度から大原

地域の福祉バスを市営の有償運送バスに再編いたします。これに伴いまして乗降調査等を行った結果、マイクロバス仕様で運行可能と判断いたしましたので、このことからマイクロバス1台を購入し、入札残を減額するものでございます。ちなみに、マイクロバスは1台29人乗りで、738万5,000円で購入のほうを今入札を行いまして発注をいたしております。

続きまして、項1目12節19の民間路線バス運行費補助金700万円の減でございますが、これは当初は民間事業者が運行している路線バスの国の補助金について補助制度が大きく変更されまして、国の補助対象にならないこととなっており、市補助分を計上いたしておりました。しかし、このたび国のほうは補助金はつきませんでしたけれども、県の単県の補助になったことと、経営努力によりまして経費の削減を行ったことによりまして、対象の補助金額が減少いたしましたものでございます。ちなみに、当初は3,800万円を予定していましたが、経常利益とか経常費用の削減によりまして市の補助が3,085万8,000円となったもので、700万円を減額したものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

ということは、この測量設計等委託料と工事請負費、これはあそこの今できておりますわな、市役所の前を除いたもので、これはもう表裏一体のもの、結節点の測量設計等委託料と工事請負費、それだけになったんでしょかな、これは。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）

そのとおりでございます。市民センター前の停留所につきましては、市のほうで設計いたしましたので設計委託のほうは使っておりませんので、測量設計委託料200万円を減額したものでございます。

以上でございます。

[10番岡崎正裕君「はい、よろしい」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番2番、議席番号12番本城宏道議員の発言を許可いたします。

12番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、通告いたしておりますように13ページですが、歳入の部分でお尋ねをしたいと思います。

固定資産税の滞納繰越分として非常に大きな金額が出ておるわけですが、これについては何か大きなものが徴収されたのか、その大きなもの内容について説明をお願いしたいと思います。

また、入湯税の関係とそれからこちらのゴルフ場利用税の関係ですが、これも非常に減額の幅が大きいような気がするわけですが、これは今の不況によっての関係なのか、そのほか特別の何か理由があるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、19ページですけれども、19ページの滞納延滞金、これについても市税等滞納延滞金となっておりますが、9,600万円というのはかなり延滞金としては大きいような気がするわけですが、最初に出てきました過年度分の滞納整理、こういうものが影響しておるのかどうか。

また、もしそれが滞納整理組合へ委託をしてやった場合に、これらが整理組合に整理部分の何%というような取り決めがあってやられておるのか、その辺についてお伺いをしておきたいと思っております。

歳出についても全部。

議長（山本 雅彦君）

一括ですから。

12番（本城 宏道君）

それでは、24ページのところですが、ここでは測量設計委託料ですが、コミュニティハウス、24ページのコミュニティハウスでどこか取りやめられたので、このものが余ったということになるのか、その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

次に、これは岡崎さんの質問で出てきましたのでいいとしまして、ここの部分の車両購入費というのがあるんですが、交通運行費の中の節の中で18番の備品購入1,161万5,000円というのがございますが、これは予定をしておいた車両というのはどこなのかということをお聞きしておきたいと思います。

次に、24ページの同じく滞納整理の賦課金徴収費、19の負担金及び交付金ですが、滞納整理徴収負担金とありますが、これが先ほどの歳入のところでも質問しましたが、それらの関連について、この割合とかそういうものが決められておるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

議長（山本 雅彦君）

本城議員、10番目がありますが、よろしいか。10番目。

[12番本城宏道君「議案第21号は、議案がまた違おう」と呼ぶ]

27ページはいいんですか、10番目は。

12番（本城 宏道君）

27ページか。これは27ページの民生費、児童福祉、保育所費の関係ですが、賃金が1,800万円以上にわたって減額をされておるわけですが、この保育所職員の賃金がここでこれほどの金額が減らされるということは、職員そのものが不要だったのかどうなのか、それを聞いておきたいということです。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

まず、歳入のほうからの説明をお願いします。

税務部長。

税務部長（西浦 豊照君）

本城議員御質問の税務部の関係に関しまして、歳入が3つと歳出が1つなんですが、関連しておりますので、一括で説明させていただきます。

固定資産税の滞納繰越分1億3,000万円の増額、それから入湯税の現年度分の110万円の減額、延滞金の9,620万円の増額、滞納整理徴収負担金2,870万円の増額について説明をさせていただきます。

それでは、歳入で13ページの款1項2目1で滞納繰越分の1億3,000万円の増でございますが、これにつきましては昨年の11月に大原地内で営業しておりました法人で16年度から滞納になっておりました固定資産税が、延滞金、本年度分も含めて合計で2億3,900万3,884円の収納がありました。内訳といたしましては、滞納分が1億3,036万2,064円、本年度分が1,241万1,100円、督促料を含む延滞金が9,622万8,900円でございます。このうち、滞納分の収納ということで1億3,000万円をここに計上させていただいております。

それから、延滞金につきましては、今申し上げました内訳の滞納分の延滞金の9,620万円でございます。

それで、関連がございますので、9のページ24の滞納整理徴収負担金のことについて御説明を申し上げます。

2,870万円の計上をしておりますが、滞納整理徴収負担金につきましては、この件は岡山県の市町村税整理組合に委託しております。その中で収納金に対する費用——滞納徴収負担金ということがございますが——として収納額の12%と、それから旅費等の経費を市町村が負担するというようになっておりますので、収納額の2億3,900万3,084円に対する12%で2,868万370円とそれから旅費等の相当分で1万9,630円、合計2,870万円を計上しております。

それから、入湯税についてでございますが、申しわけございませんが返っていただいて、13ページの分の入湯税の110万円の減でございますが、こちらにつきましては雲海等の営業休止等によるものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）

それでは、歳入13ページの款7項1目1節1のゴルフ場利用税交付金1,000万円の減につきまして御説明を申し上げます。

ゴルフ場利用税交付金は、岡山県が徴収いたしまして、その7割が所在市町村に年3回、8月、12月、3月に交付されますが、平成25年度の第2期、12月までの収入済額が前年度と比較いたしますと約900万円の減収となっております。また、平成24年中と25年中の市内6施設の利用人員を比べますと、24年が17万2,200人から25年が16万3,800人と約8,400人、率にして4.9%の減となっております。5施設で利用人員が減少している状況でございます。岡山県全体でも平成19年度以降、利用人員の減少は続いております。

なお、市内のゴルフ場の利用税は1日1人650円または500円で、各ゴルフ場が徴収いたしまして、岡山県に納付しておりますけれども、一部納付がおくれているところがあると聞いております。

ちなみに、70歳以上または18歳未満、障がい者の方は非課税となっております。特に近年、70歳以上の方の比率が多くなっているということで、今回1,000万円の減額をいたしております。

続きまして、24ページの款2項1目7節13の測量設計委託料154万3,000円の減につきましては、これは北山コミュニティハウスの設計監理費を計上していましたが、実績により減額補正するものでございます。これは北山地区は150世帯以上ありまして200平米のコミュニティハウスを建てることができますが、地元の希望で面積が143.4平米と規模が縮小したことによりまして、設計費、事業費とも、次のページになりますけれども、減ったものでございます。

次の工事請負費につきましても1,300万円の減につきましては、200平米の計画が143.4平米に減ったということで工事費が減ったということでございます。

続きまして、24ページ、款2項1目12節18の車両購入費1,161万5,000円の減につきましては、先ほど岡崎議員に申し上げましたけれども、大原地域に当初は路線バス仕様の装備を備えているバスでかなり高いものを予定していましたが、26年度から大原地域の福祉バスを市営の有償運送バスに再編いたします。これに伴いまして乗降調査等を行った結果、マイクロバス仕様で運行可能と判断いたしましたので、このことからマイクロバスに変えたということで、事業費が738万5,000円と減少したためでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

教育次長。

教育次長（小林 昭文君）

27ページでございます。

27ページ、款3項2目4保育所費でございますが、保育所費の嘱託賃金の減、1,850万円の減額についてのお尋ねでございます。保育士が不足をしているということは今も状態が続いておりますが、そういうことで募集の当初は、当初予算では56名の予定をしておりました。ところが、52名ということで少なくなっております。そのうち、また早出とか遅番をしていただけない方が52名のうち15名と、それから短時間で勤務という方もありまして、17名がそういう勤務になっておりまして、そういう方の賃金を含めまして1,850万円が不用になってきたということでございます。現状は保育士は不足しているという状況には変わりはありません。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

12番（本城 宏道君）

最後の賃金の分ですけれども、当然最低賃金は守られておると思いますが、その辺もひとつよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

議案第20号、21ページ、款21項1目3節2クリーンセンター整備事業債の2,240万円が減額されておりますが、なぜ減ったのかという内容。

それから、28ページのクリーンセンター建設費測量設計委託料が3,500万円減っております。款4項2目3節13でございます。この説明をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（石田 薫君）

お答えいたします。

21ページ、起債対象事業の2,240万円の減額でございます。この工事費はクリーンセンターの建設費、今発注をかけております焼却施設とリサイクル施設の工事費の年度割、これは債務負担行為で発注をかけておりますが、年度割の変更に伴う減額でございます。今詳細に年度割を出来高を相殺をしておりますが、当初の出来高より約2,730万円程度起債対象事業費ができないということに伴いまして起債対象の経費を、起債を落とすものでございます。

それと、委託料でございますが、この委託料の350万円の減額でございますが、これは入札等の実施に伴う入札差金と事業実施に伴う精算に伴う減額によるものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

そしたら、この債務負担行為でやっとなつての仕事が進捗状況に応じて債務負担行為でやっとなつて、それでその進捗状況に応じて、これ仕事が進んどらんでこれだけ減額しとるといふ話か、そうかな。

それと、この350万円にしてみても、クリーンセンターの建設費の設計委託料、これ350万円と言ふんじやけども、クリーンセンターの建設費の設計委託料じやというて350万円というて、わしようわからんのんじやけどな、もうクリーンセンター再々やりよるから。どの時点をどういふふうな形の中でするけん、350万円減額されたんじやという説明をしてもらわんだら。ちょっとその説明をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（石田 薫君）

まず、委託料でございますが、今回委託件数は13件委託をしております。そのうち、入札が5件、随意契約が8件、それに伴う実施に伴う委託料の減額でございます。

それから、先ほど工請のほうでございますが、この工事でございますが、全体の契約額は29億9,880万円のクリーンセンターは請負工事となっております。それを25年と26年に分けて債務負担行為で実施、要するに年度割、25年度の払うお金と26年度で払うお金を決定をしておりました。しかし、今回の減額部分につきましては、熱回収施設、要するに焼却、燃やすところなんです、燃やす施設の維持管理用の、要するに点検をするために廊下があるんですけど、廊下等に使用する鉄骨部分というのは、これは起債対象になります。それを3月中に納入をする予定でございましたが、3月にちょっと納入ができないという見通しになったために、この起債部分を減額したものでございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ほんなら、後の話からいうていったら、この測量設計委託料というのは、350万円というのは、この29億8,800万円の全体の工事費の中でこれを債務負担行為で25年から26年にかけてやるんじやと、そこの中で何とかいらいやつの中で起債が対象になるんじやと。そういうこっちゃろう、あんたが言ふのは、鉄骨のどがいやらこがいやらというて言ゆる、わしらその図面がどがいになつとるやら、図面も何もわからんやつで聞きよるやつじゃからようわからんのんじやけども。

それから、その上のクリーンセンターの整備事業の関係についても聞きよんじやけど、随意契約は8件あって、10何ぼの中で、13件の中で5件が入札して、随意契約が8件じやというのは、随意契約どこどこにしよんか、それは全然ようわからんのんじや、ちょっと詳しく、あんたが言ふようたら何か知らんけど、次から次へ出てくるけん、話が。ようわかるようにこれちょっと説明して、もう1番目だけでもええけえ。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（石田 薫君）

起債のほうの減額変更でございますが、クリーンセンター建設事業を行う場合に、交付金とそれから起債対象事業と、交付対象事業でできるものと起債でできるものがあります。つまりは起債でできるものというのは、維持管理にかかわるものにつきましては起債対象となつてまいります。だから、本来このごみ処理をするためのものは交付金対象でございますが、点検等、先ほど申しましたように維持管理用の点検廊下と、維持管理等に使うものは起債対象になります。その鉄骨が3月中に入らない見通しとなったために起債を落とすと。

[13番岩江正行君「維持管理費と鉄骨が出たりするけん、わしがわからんよんじゃ頭が」と呼ぶ]

要するに、起債対象の工事が少しおくれとということ。そういうことです。

議長（山本 雅彦君）

3回目でございますので、もう質問はございませんので。

[13番岩江正行君「いや、こっちは。上のやつは」と呼ぶ]

環境部長（石田 薫君）

委託料につきましては、これは実施に伴う入札残、入札差金の減額でございます。

ちょっと詳細、それぞれの詳細については今ちょっと持ち合わせてないんですが、これは実施に伴う入札残の減額でございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、よろしいか。

[13番岩江正行君「はい」と呼ぶ]

他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第20号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号12番本城宏道議員の発言を許可します。

12番（本城 宏道君）〔質問席〕

議案第21号の質問をさせていただきます。

13ページでございますが、前期高齢者交付金の関係で、1億4,900万円という歳入が見込まれておりますが、これはどういう理由でこれだけの金額が入ってくるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

それから、16ページ以降ですけれども、大部分が財源更正ということになっております。それぞれ質問項目を上げておりますが、17ページに至るまで、この財源更正がなされております。国・県の支出金が合計で5,100万円ぐらいですか、減らされるようになっておりますが、その分、一般財源でつぎ込むということになりますと、この一般財源のほうが大変苦しくなってくるということになると思うんですが、その国県支出金がなぜとまって財源振り替えをしなければならないようになったのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安東 弘子君）

本城議員御質問の歳入13ページ、前期高齢者交付金1億4,902万9,000円の大幅増額の理由ということでございますが、前期高齢者交付金の算定は25年度の概算額と23年度の精算額を合算したものが交付されることとなっております。当初予算を立てるに当たり、前期高齢者交付金額を試算するための参考値が支払基金より示されますが、毎年2月の中下旬となるため、近年の動向を参考に過大とならないよう予算を立てております。また、精算のありました平成23年度につきましては、保険給付費の伸びが大きく、その結果、精算額

が増額になったことが当初の見積もりよりも大幅な増額となった要因でございます。

続きまして、16ページから17ページの歳出の財源更正につきましては関連がございますので、まとめて御説明をさせていただきます。

国県支出金から一般財源に更正される理由ということでございますが、今回の補正予算におきまして、先ほど御説明申し上げました前期高齢者交付金が増額となったことに伴い、歳入にあつては国保会計の仕組みにより療養給付費交付金が減額されることとなり、また財政調整基金繰入金が減額となっております。

歳出にあつては、御質問にあります16ページ、款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費、目3一般被保険者療養費、それから項2目1一般被保険者高額療養費、17ページ、款6介護納付金につきましては、療養給付費を財源としていることから財源更正を行っております。

なお、後期高齢者交付金につきましては、一般財源化を行っていることから、特定財源から一般財源へ財源更正を行ったものでございます。

また、17ページ、款8特定健康診査等事業費につきましては、対象被保険者数の減少に伴い、国、県からの補助金を減額したことにより、同額を一般財源に財源更正を行っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

12番（本城 宏道君）

十分理解できましたということまでいかんのですが、後ほどまた詳細について聞かせていただきます。

財源振り替えて国・県の支出金がこれだけ大幅に減らされて、一般財源のほうから持ち出しということになってくると、今後の国保会計がかなり厳しくなってくるのではないかなという懸念がございますので、その辺について何か影響が出てくるかどうか、もう一度答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安東 弘子君）

ただいまの御質問でございますが、前期高齢者交付金が増額しております、多額に、先ほど申し上げました。1億4,902万9,000円でございますが、これを一般財源化としておりますので、一般財源を投入したということではなくて、ただいま言いました前期高齢者交付金を投入しております。

議長（山本 雅彦君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）

15ページのほうをちょっとごらんいただきたいと思いますけれども、もともと決算するまででございますけれども、予算を立てるときに税収を集めたお金からだけでは予算が立てれないというのが国保会計です。その中で国保料を特に本城議員なんかは下げる方向の話がありました。その中で市としまして、歳出はどうしても確保しなきゃいけないんで、その不足分を財政調整基金のほうから繰り入れをやっている、それが先ほど御説明させていただきましたように前期高齢者交付金が増えたことによりまして、税収はふやしているわけではないんですけども、財政調整基金のほう7,100万円ほど減額をさせていただいてます。いうことは、国保財政そのもの、これは国保財政そのものというのは単年度でなかなか推しはかるというのでできません。先ほど言いましたように23年度、25年度、24年度全ての年度が他年度に影響しながら会計が進むわけなんですけれども、まず25年度そのもので言いますと7,100万円ほど当初予算から比べまして、当初予算に

比べたらお金がこれだけ使わなくて済むだろうということですから、財政的に言えば安定とは言えないんですけれども、思ったよりはいい方向だろうというふうに理解のほうをしていただいたほうがわかりやすいと思いますので。

以上です。

[12番本城宏道君「終わります」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第21号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第22号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第22号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第23号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第23号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第24号「平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第24号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第25号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第25号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第26号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第26号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第27号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第27号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第28号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第28号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第29号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第29号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第30号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第30号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第31号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第31号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第32号「平成25年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第32号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第33号「平成26年度美作市一般会計予算」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号10番岡崎正裕議員の質問を許可いたします。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

それでは、60ページの款2項4目3の節13ポスター掲示場設置等委託料51万9,000円なんですけれども、これは市長選挙費が補正予算で702万円上がっております。それで、26年度の当初予算に額が少ないんですけど、51万9,000円というのが上がってんですが、これは要するに選挙が30日ですから、それが終わってからの予算ということになるんですが、これは単純に考えたら、掲示場の撤去費用なんではないでしょうか。と思うんですが、確認をします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）

岡崎議員おっしゃいますとおり、これはポスター掲示場の撤去と処分費用、それを計上させていただいております。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

私何でこういう質問をしたかという、以前にも予算の時期的な成立したときのずれというのをまず前に感じたことがありますんで、その辺のところ、どうなってるのかなと。ここで当初予算で計上して、これをやるのが正しいやり方であるということを確認したかったんで、こういう質問をさせていただきました。

はい、よろしい。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

安本議員。

3番（安本 博則君）

69ページかな、款の3で目の7人権推進費、一番下なんですけど、前年度予算より899万円ほど予算がふ

えとんですけど、このふえたのはどういうことが原因というか、何をされようとしてふえとんのか、その説明をしてもらいたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

それでは、答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 3 時 46 分 休憩

午後 3 時 55 分 再開

議長（山本 雅彦君）

それでは、休憩前に続きまして再開をいたします。

答弁調整のために少し時間をいただきました。みまちゃんネルをごらんの皆様方、大変御迷惑をおかけいたしました。

それでは、答弁のほうから安東市民部長。

市民部長（安東 弘子君）

大変失礼をいたしました。人権推進費の増額でございますが、職員人件費の増でございます。昨年度当初予算では職員 2 名分としておりましたが、26 年度は 3 名分を組ませていただいております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

3 番（安本 博則君）

職員が前年度より 1 名ふえて 3 名だと、そのふえる意味はわかるんですけど、どういうことをするためにふやすのか、その辺を言わないと、ただ単にふやしたというだけじゃ、ちょっと説明不足じゃないかと思うんで、その辺をもう一度、何をするためにふやしたのか。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安東 弘子君）

昨年、補正予算におきまして人権推進費の関係で補助金との関係がございまして、県との協議の中で総務費から人権推進費へ移させていただいております。それで、事業費については総額は変わっておりません。その 1 名分、補正で上げさせていただきました 1 名分につきましては、勝田のふれあいセンターの職員を補助対象であったにもかかわらず、総務費で組んでおりました。その関係で今年度は当初から人権推進費のほうへ計上させていただきました。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

3 番（安本 博則君）

よくわかりましたけど、しっかりその人権推進をやってもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

終わります。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

同じ質問じゃけど、何で勝田のふれあいセンターのやつがここへ回ってくるんなら、ほいで。勝田であんだけ差別事件が起きとるのに、何をしたんな、ほいで。おかしいんじゃ、人権推進費というて、人権の推進、啓蒙啓発をどこでどがいしてしょんなら、ほいで。人権のじの字がわからんのんばあがおるんじやろがな。専門職を置くんか、頭数だけ並べるんか、どがいなんなら、その辺のどこ。はっきりせにやあいけまいがな、その辺のものを。いつからの話なら。

大原の問題にしたってそうじゃがな。全然。西町の話だったって、西町の部落長さんになった人がおんぶして、よう人権教育を自分が習うとることを全部向こうに話をして、皆さんが理解して、そりゃあわしらが間違いだったという方向で進んできたんじゃねんか。あんたところ、この間、3,000万円の上の予算を組んどって、何をしょんなというんじや、わしが言いたいのは。あんたんとこの課長やこうでも何をしとんな、これがほいで。850万円ぐらいな予算を組んどつたろう、去年でも。

仕事というのは、ちょっと勘違いしたらいけんど。仕事してお金をもらうんじやから、市民に。市民の血税を仕事をしてからもらうん。みんな、よう聞いとけ。取り違うとる、皆話が。これは総務部長もじや。あんたの答弁しょうた、あんなこと許される答弁じゃないぞ、ほんまに、けさから。仕事をしてもらうて、その見返しにお金をもらうんじやから。これちょっとはっきり説明せえや、専門家を置くんか。

議長（山本 雅彦君）

その部分について説明をお願いします。

[13番岩江正行君「頭数だけ要らんぞ」と呼ぶ]

要は専門家を置くのか、通常の職員なのかという、そのあたりの説明をお願いします。

[13番岩江正行君「わからんもんばあに錢払うわけじゃねえ」と呼ぶ]

[「専門職じゃねえ、ありのまま言うたらええが」と呼ぶ者あり]

[13番岩江正行君「仕事せん者に錢出せるわけなからうがな、ほんで。とろいこと言うな。勝田のふれあいセンターにおった者がまたこっちへ回るんか。何しょんなら」と呼ぶ]

[「副市長、答弁」と呼ぶ者あり]

[13番岩江正行君「早うせえ、早う」と呼ぶ]

[「議長、答弁が時間がかかるようなら休憩したほうがええ」と呼ぶ者あり]

[13番岩江正行君「答弁、長引くような答弁じゃありやせんがな、仕事する者を置きます言うたら済む話じゃが、そうじやろう」と呼ぶ]

[「ありのまま言うたらえんじや」と呼ぶ者あり]

[13番岩江正行君「どがいなら、仕事せん者を置くんか、する者を置くんか、どがいなんな、はっきりせえや」と呼ぶ]

[「それほど恐れることじゃなからう、ありのまましか言えんのじゃけ。それがどうなろうとこうなろうと、作り話はできんのじゃから」と呼ぶ者あり]

たびたびまことに申しわけございませんが、答弁調整のため10分間の休憩をいたします。

午後4時04分 休憩

午後4時11分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの岩江議員の質問について答弁のほうから入ります。

市民部長。

市民部長（安東 弘子君）

人件費3名分につきましては、勝田ふれあいセンターが1名、三倉田コミュニティハウスが1名、本庁1名の計3名分でございます。体制は今までどおりでございます。専門員の雇用というお話もございましたけれども、現状で努力して行ってまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

現状でえんじゃ、現状で。仕事をせえよ、そのかわり、仕事。法務局は法務局でお金をもらよんじゃからな、言うとかけど、国から。民生委員は民生委員で手当をもらよんじゃから。あんたとこのは全然仕事をせん者があつこで1人で、もう仕事を全然1年間しとらんのがお金をもらようというて、そがいなもんをこがんとこへ上げるのはおかしいというて言ようだけの話じゃ。そういうこっちゃ。

以上。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第33号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第34号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第34号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第35号「平成26年度美作市介護保険特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第35号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第36号「平成26年度美作市簡易水道特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第36号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第37号「平成26年度美作市土地取得特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第37号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第38号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第38号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第39号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ひどく変わった話じゃないんじゃないけども、この英田の公園墓地、これちょっとクラックが入ったり、いろいろと墓が建たない、すぐ売れんような状況の中であるというのかな。これについてはその辺のどこ、市の考え方を早いこと内部で検討して、やっぱりあんだけのものをしとるわけですから、墓を建てたわ、崩れしもうてぽてっと石塔が倒れるようなことになったら困りますんで、その辺のどこについての御検討をさせていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（石田 薫君）

先ほど岩江議員がおっしゃられたとおり、英田のこの墓地については沈下が現在も多少起こっております。それで当時、墓地の上に池がありまして、その池を切りまして、池の水は今抜いて、その池の地下水が沈下する影響ではないかということで、池を今抜いていますが、現在も沈下の状況を毎年見ておりますが、まだ若干の沈下が見られております。岩江議員のおっしゃるとおり、今後全面改修をするか、それとも例えばもうその分については公園化にするとか、そういう検討はしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ここの中にそういうような現状が、そういうような不安定な中で石塔を建てるわけにもいきませんし、この予算の中でお金が全然出とらんので、工事費の関係についてでも。やっぱりそういうふうなことについて早急に対応していただきたいと、かように思う。

以上。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

石田部長、そういう格好でいつも言われるし、僕も余り言いたくないんじゃないけど、本当は5年前なんですよ、この問題が起こって。僕らが最初議会に当選して万殿議長の時には、見て回って、あっこへクトラックが入るとというのはわかっと思ったんです。そういう状況だから、直すんだということを中心に考えていくということと言われたんです。

だから、そういう点ではそれに対する対応がきょうまでどうだったんかという問題を含めて、あなたたちに責任があるということを感じたら、やはり今岩江議員が怒るから、それでその場をしのぐというんじゃない……

〔13番岩江正行君「〔聴取不能〕言よんじゃ」と呼ぶ〕

そういうことで、やはり行政というのは継続性がある積み上げていくわけですから、そういう点ではばつと予算書が出てきて質問が出たから、この瞬間だけをいわゆる乗り切れればいいんだという感覚でなしに、歴史があるわけですから、その点でのあなたたちのトライというか、取り組みというものがどうなんかということについて、そりゃあほんまに仕事の問題として考えたら、私たちが文句は言いたくなるわけですけど、そういうことについてはちゃんと覚えて、しかも引き継ぎをして、しかもそれが検討され浮上し、あるいは浮上せんでも消滅してもえんですよ。いけんということになれば、結論としていけんという結論を出すとか、そういうことをしないといつまでもこれがずっと続くんですよ。

だから、その点だけはちゃんと仕事をしていくということをしてください。そうでないと、私たちがあなたたちを信用したいけど、信頼ができませんというところにそういう問題があるということだけを言うときまず。

議長（山本 雅彦君）

要望でよろしいか。

〔11番西元進一君「いや」と呼ぶ〕

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）

部長のほうから御説明をさせていただいたとおりでございますけれども、私のほうも相談を受けております。その中で、先ほど部長が言いましたように、池の水を張るのをやめた時点で、数年は様子を見させてもらおうという中で、それで池の水を張らなくなった時点で、池が影響がすごい大きいだろうという話があった中で、地下水の問題もありますので、様子を見させていただこうということで、現状までまだ来ております。

その後、目視の中で、目でその亀裂の状況の部分も確認をしながらやっております。その間、じゃあどのようにするのがベストなんかといった場合に、補強工事、補強工事でもいろいろな工事があると思います。それから、もう土地を、墓地を売ったところというのもありますんで、地下水を抜く工事をするのがいいのか、もしくは何がしかの工事をした中で沈下をするのを防ぐのがいいのかということも含めて協議をしておりますけれども、何分にも金額が非常にかかるということで、墓地はその影響のあるところについては販売は当分ストップしよう、それ以外のところについては管理しながらお願いするということで、西元議員が御指摘がありましたけれども、様子見をしている状況と金額が多大にかかるということも理解していただきながら、投げているわけではないということだけは御承知していただきたいなというふうに思います。

〔11番西元進一君「はい、よろしい」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第39号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第40号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第40号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第41号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第41号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第42号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第42号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第43号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第43号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第44号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第44号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第45号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第45号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第46号「平成26年度美作市水道事業会計予算」について、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第46号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第47号「平成26年度美作市病院事業会計予算」について、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第47号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第48号「平成26年度美作市下水道事業会計予算」について、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第48号の質疑を終了いたします。
以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。
これより議案の委員会付託を行います。
お手元に配付しております審査付託表をごらんください。
お諮りいたします。
ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会及び予算審査特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

追加日程第2 請願・陳情について

請願第1号「美作市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」の改正に関する請願書」

議長（山本 雅彦君）

追加日程第2、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願第1号につきましては、紹介議員からの請願の紹介をお願いいたします。

請願第1号、岡崎正裕議員、お願いします。

10番（岡崎 正裕君）〔登壇〕

それでは、紹介議員として請願の趣旨説明を朗読をもって説明をさせていただきます。

〔以下朗読〕

よろしく御審議の上、採択をお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

お諮りいたします。

明日7日の議事日程は一般質問、議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑が終了いたしましたので、明日7日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。あす7日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

再開は19日10時からでございます。

大変御苦労さまでした。

午後4時30分 散会

平成26年3月19日

(第 4 号)

1. 議 事 日 程 (4 日 目)

(平成26年第1回美作市議会 3月定例会)

平成26年 3月19日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第2号 美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について
議案第3号 美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第4号 美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について
議案第5号 美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号 大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第7号 美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第8号 美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について
議案第9号 美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について
議案第10号 美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第11号 美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第12号 美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
議案第13号 美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
議案第14号 美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
議案第15号 美作市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第16号 美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第17号 美作市・西栗倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について
議案第18号 英田郡西栗倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について
議案第19号 美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について
議案第20号 平成25年度美作市一般会計補正予算 (第5号)
議案第21号 平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
議案第22号 平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
議案第23号 平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算 (第2号)
議案第24号 平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算 (第1号)
議案第25号 平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第26号 平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第27号 平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算 (第1号)
議案第28号 平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第29号 平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算 (第1号)
議案第30号 平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
議案第31号 平成25年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算 (第1号)

- 議案第32号 平成25年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 平成26年度美作市一般会計予算
- 議案第34号 平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算
- 議案第35号 平成26年度美作市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 平成26年度美作市簡易水道特別会計予算
- 議案第37号 平成26年度美作市土地取得特別会計予算
- 議案第38号 平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第39号 平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第40号 平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算
- 議案第41号 平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第42号 平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算
- 議案第43号 平成26年度美作市武蔵の里特別会計予算
- 議案第44号 平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第45号 平成26年度美作市愛の村パーク特別会計予算
- 議案第46号 平成26年度美作市水道事業会計予算
- 議案第47号 平成26年度美作市病院事業会計予算
- 議案第48号 平成26年度美作市下水道事業会計予算
- 請願第1号 「美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」の改正に関する請願書

追加日程第1 発議第2号 株式会社雲海に関する事務の調査決議

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	重平直樹	2番	安藤功
3番	安本博則	4番	谷本有造
6番	則本陽介	7番	萬代師一
8番	山本重行	9番	尾高誉久
10番	岡崎正裕	11番	西元進一
12番	本城宏道	13番	岩江正行
14番	小淵繁之	15番	万殿紘行
16番	日笠一成	17番	鈴木悦子
18番	山本雅彦		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長職務代理者副市長	岩崎清治	教育長	内海壽志
政策審議監	福原 覚	総務部長	中西祐司
危機管理監	欽先耕二	企画振興部長	大寺剛寅
市民部長	安東弘子	環境部長	石田 薫
税務部長	西浦豊照	保健福祉部長	山本直人
建設部長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	山本和利	教育次長	小林昭文

消 防 長 森 正 彦
建設部建設管理課長 青 山 元 美

会 計 管 理 者 谷 和 彦
建設部工務課長 真 野 弘 紀

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長 内 藤 淳 子
課 長 皆 木 敏 治
主 事 平 田 敦 士

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止されております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

6日に引き続き会議を開きます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

出席議員は全員の出席でございます。

日程第1 議案第2号～議案第48号、請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「議案第2号～議案第48号、請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、3月6日に各常任委員会及び予算審査特別委員会に付託しております。

いずれも各委員会及び特別委員会において審査終了の旨の報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各常任委員長及び予算審査特別委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

まず、総務委員長報告を求めます。

総務委員長。

9番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、これより平成26年3月定例会美作市議会総務委員会の委員長報告を行います。

去る3月10日午前9時より、美作市役所4階議員控室におきまして、委員5名出席のもと、執行部から市長職務代理者岩崎副市長、福原政策審議監、各担当部長以下関係職員が出席し、総務委員会に付託されました議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第30号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第44号、請願第1号について慎重に審査いたしましたので、主なものを御報告いたします。

最初に、消防本部所管の議案について審査いたしました。

まず議案第11号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、質疑はありませんでした。

続きまして、議案第14号「美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、委員より、消防長の資格のところに消防団員が入っているが、わかりやすく説明してほしいとの質問があり、執行部から、これは消防団員を指しているのではなく、消防団員の訓練機関を指していますとの答弁がありました。

続きまして、議案第15号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、委員より、建築基準法施行令第13条の3第1号の内容を教えてくださいとの質問があり、執行部より、この条文には避難階の説明がしてあり、火災予防条例で引用されています。これが一部改正で繰り上げになり、第13条第1号になってい

ますとの答弁でした。

続きまして、議案第18号「英田郡西栗倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について」、委員より、平成27年度から5年間、毎年金額は変わる可能性が高いということかとの質問があり、執行部より、そのとおりですとの答弁があり、また委員より、西栗倉村はそのことをわかっているのかとの質問があり、執行部より、事務担当者間で話し合いはしていますとの答弁でした。

続きまして、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員より、デジタル無線を3消防でやるメリットがあったのか教えてほしいとの質問があり、執行部より、メリット1、指令センターの親機につなげて運用するには同じメーカーのほうが支障がない。メリット2、同じメーカーにすることで親機の部分を共有できる、つまり減額できるというメリットがありましたとの答弁でした。委員より、結果的に安くついているということかとの質問に対して、執行部より、そのとおりです、予算では8億円見ていたが、共同実施により減額、入札等によって美作市の負担額は6億円くらいになりましたとの答弁がありました。また、委員より、旧庁舎の駐車場と伐採代も入札しているのかとの質問があり、執行部より、伐採代についてはデジタルの本体工事になったものです。旧庁舎の擁壁については本庁に頼んで入札を行っていますとの答弁でした。また、委員より、無線設備等は過疎債、新庁舎は合併特例債でやったということかとの質問があり、執行部より、そのとおりですとの答弁がありました。

以上で消防本部所管の議案について審査を終わりました。

次に、出納部所管の議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員から、基金を預けている金融機関について説明が欲しいとの質問があり、執行部から、指定金融機関の中国銀行、他市内に本店、支店のあるJA勝英、トマト銀行、津山信用金庫、計4つの金融機関へ預金しており、ペイオフ対策として4つの金融機関から借り入れしている市債残高等を考慮して預金額を決めているとの答弁がありました。他に質疑はありませんでした。

次に、市民部から、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員から、後期高齢者医療特別会計精算金とあるが、どういう性格のものかとの質問があり、執行部から、事務費について一般会計より後期高齢者医療特別会計へ繰り入れをしており、平成24年度実績によって精算をした結果、繰入金と事業費実績との差額分を一般会計に戻しているとの答弁でした。委員から、市の会計の中でのやりくりということで、広域連合の会計から入ってくるわけではないのかとの質問があり、執行部から、一般会計からの繰入金の精算金であり、広域連合からのものではないとの答弁がありました。他に質疑はありませんでした。

次に、議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、委員から、平成25年度の特設健診の受診率はどうなっているのかとの質問があり、執行部から、受診勧奨事業及び人間ドック事業を平成23年度から開始して、徐々に市民に浸透していった結果、昨年度は40%を超える受診率を示したが、事業が3年ということもあり、今年度は今のところ、昨年度に比べて受診率は少し落ちている状況であるが、38%くらいには届くという見込みを立てているとの答弁がありました。

他の委員から、市内の全病院がジェネリックを使ってくれているか調査したことがあるか、また医師が指示をしないと薬局で勝手には変更できないのかとの質問があり、執行部から、医療機関等へ調査は行っていない。尋ねた薬局によると、処方箋にチェック欄が設けてあり、変更不可にチェックが入っていなければ、薬局のほうで患者さんにジェネリックの説明を行い、意思を確認して変更している。また、変更した場合は病院に連絡を行っており、連携が図れているとの答弁がありました。

他の委員から、合併して保険税が上がったところがある。年金は下がり、消費税や保険税は上がる、これ

からどうなるのかという思いがある。行政が国に強く働きかけてもらわないと単独ではとてもやれないとの質問があり、執行部から、以前市長会へも要望を出したが、一市町村だけが統一しませんということにもならない。国の施策として数年後には国保会計が広域になる。負担割合の公平化という問題があり、何とか努力したいが、厳しい状況であると感じている。また、合併前に国保税が安かったところについては、そこは毎年赤字だった。基金を持っていたから政策的に安くしたというのが事実で、保険税について、毎年変動するといったことにならないようにすべきであると思っているとの答弁でした。他に質疑はありませんでした。

次に、議案第25号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんでした。

次に、議案第30号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員から、後期高齢者医療がこれからどうなるのかと思う。後期高齢者医療広域連合会議でも話が出ていると思うが、保険料が上がり、市民の負担、市の負担がふえる、国に対して広域連合から強く働きかけてもらうようにとの質問があり、執行部から、国保、介護保険、後期高齢者医療と予算がどんどんふえている。後期高齢者医療については県内一本であり、他の市町村が医療費をどんどん使ったとしても、負担割合は一緒であり、国の施策で料金を決めていかなければならない。医療費がふえれば負担割合は市も個人もふえていく。何とか努力したいと思っているが、一市町村だけでなく、国民的課題として努力しないと厳しいとの答弁でした。

次に、議案第38号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、委員から、滞納が962万円あるが、歳出で弁護士5件との説明であったが、この962万円のものかとの質問があり、執行部から、962万円は今までの滞納者の過去の状況などを推定して計上している。これは弁護士委任によるものではなく、職員が回収に行ったり、納付書を送ったり、口座振替により収納できる金額の見込みを計上しているものであるとの答弁がありました。委員から、弁護士委任の5件というのは何に対する5件かとの質問があり、執行部から、予定としては10年以上の長期滞納者が金額で5,000万円近くあり、手続きができるものから弁護士へ委任していきたい。相続関係を調べるなど、いろいろなことがあり、平成26年度に新たに単独で5件委任させていただく予算を計上しているとの答弁でした。また、委員から、どうにもならないものに弁護士費用をかけても仕方ないのではないかとの質問があり、執行部から、弁護士の1件当たりの手数料は、債権回収のありなしにかかわらず7万5,000円かかる。回収できた分については31.5%を成功報酬として支払う契約となっている。24年度、25年度の2件については、成功報酬を支払うまでに届いていないが、24年度の2件については、1人は毎月1万円ずつの入金があり、もう一人については、年金月に幾らか入れてもらうという話をしていたが、生活困窮となり、徴収がとまっている状況である。金額的にはわずかであるが、滞納金の回収に努めていきたいとの答弁でした。他に質疑はありませんでした。

次に、議案第44号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、委員から、滞納金などについて、担当部署が横のつながりを持って取り組みをしているのかとの質問があり、執行部から、市全体での滞納金の徴収そのものについては連携はできていないが、内部協議は続けている。どうしても支払うお金がないと言われた場合には、なかなか強硬に徴収できないということもあり、状況に応じて弁護士などに相談しながら事務処理を行っているとの答弁でした。委員から、払えないものは仕方ないと言われるが、どこで際をつけるか、払えないだけでは他にも示しがつかなくなる、またどうにもならないものを滞納でいつまでも残すというのいかにかなものかとの質問があり、執行部から、非常に難しい問題で、画一的に判断できない。年金収入だけでは生活が苦しい状況もある。美作市の現実も高齢化がどんどん進んでいる、収入は

少ない、しかし税金ですから、あなたは払わなくてもよいですよとは言えない状況であるとの答弁でした。

他の委員から、国保の場合、資格証明書を出しているが、後期高齢者の場合、どのような対応となるのかとの質問があり、執行部から、後期高齢者医療制度においても資格証明書を交付するという制度はあるが、国は、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないという基本的な方針を示している。美作市においては、高額な滞納者は数名で、8割から9割の方は納め忘れで、働きかけをすれば徴収が可能な方がほとんどであり、資格証明書の交付は行っていないとの答弁でした。他に質疑はありませんでした。

以上、市民部の審査を終わり、次に税務部に移りました。

議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員より、滞納金がふえたことをどう理解しているかとの質問があり、執行部より、滞納額を減らすべくいろいろな徴収努力の中、インターネットによる公売等、ある程度の方向性が出ております。平成24年度より収税強化ということで特別徴収班を設置しており、滞納金の収納増額となっていると考えております。滞納処分は税法及び税条例に従い、差し押さえ、公売、換価により対処していきたいと考えておりますとの答弁でした。また委員から、税の公平性という立場から努力してほしいとの要望がありました。

次に、議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、質疑はありませんでした。

続きまして、議案第34号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、質疑はありませんでした。

以上で税務関係の審査は終わり、続いて環境部の審査に入りました。

議案第5号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑はありませんでした。

次に、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員より、減額の工事内容についての質問があり、執行部より、工事の減額は新クリーンセンター建設工事の点検廊下の鉄骨部材の納入が3月までにできないことによる年度割額の2,730万円の減額と周辺整備工事の入札残等による350万円であったとの答弁でした。委員より、委託料の減額についての質問があり、執行部より、委託料の減額は入札差金の集計と杉原地内に橋をかける予定であったが、岡山県との協議によりボックスカルバートでもよいこととなり、設計費が安くなったことと、事業実施により延長が短くなったものなどがあり、これらの集計で減額になったとの答弁でした。他に質疑はありませんでした。

次に、議案第26号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員より、地盤が傾いているため、池を埋めたりしているが、今後どのように考えているのかとの質問があり、執行部より、池を埋めたということで地盤の動きを調査しているが、依然としてわずかではあるが動きがあり、本格的な調査をするには多額な費用が想定されており、平成26年度以降において方向性を出していくとの答弁でした。他に質疑はありませんでした。

次に、議案第39号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、質疑はありませんでした。

以上で環境部の審査を終わり、総務部の審査に入りました。

議案第2号「美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について」、委員より、回数制の廃止であるが、過去の利用者数などの質問があり、執行部より、過去に利用はありませんとの答弁でした。他に質疑はありませんでした。

次に、議案第10号「美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑

はありませんでした。

次に、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、質疑はありませんでした。

続きまして、企画振興部の審査に移り、議案第3号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員より、市民への周知の方法はどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、議会議決後、告知放送、ケーブルテレビ等の手段で周知したいとの答弁でした。

次に、議案第9号「美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について」、質疑はありませんでした。

次に、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員より、公共施設整備基金の残高は幾らになるのかの質問があり、執行部より、補正の積み立てを含めて13億100万円になりますとの答弁でした。

次に、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員より、もうもう工房跡地の計画はどうなっているのかの質問があり、執行部より、消防署からもうもう工房を含めた形で交差点の改良を計画していたが、消防署側だけの改良だけの実施を進めていきたい。もうもう工房側の道路については議会の反対意見が多く、市長不在でもあったため、しばらく実施は見送りたいとの答弁があり、また委員から、当初用地を購入した目的とずれてきてはいないかとの質問があり、執行部から、当初の計画どおりの実施には至っていないが、考え方としては変わっていないとの答弁でした。委員から、頑張る地域応援事業の補助が不採択となったということだが、どういう経緯かとの質問があり、執行部から、梶並地区については長年補助を受けており、県内で新規の申請が多くなったため不採択となった、美作市単独の補助は行っているとの答弁でした。また、委員から、光イントラ設備線路保守点検委託料の内容はどの質問があり、執行部から、以前は岡山県全体の協議会で保守を行っていたもの、脱会して安価に実施できるようにしたとの答弁でした。

続きまして、議案第24号「平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんでした。

次に、議案第37号「平成26年度美作市土地取得特別会計予算」について、質疑はありませんでした。

以上、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会に付託されました議案について、討論、採決に入り、議案第2号「美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第5号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、議案第15号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、議案第18号「英田郡西栗倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について」、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」、議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第24号「平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」、議案第25号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第26号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第30号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第37号「平成26年度美作市土

地取得特別会計予算」、議案第38号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、議案第39号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予算」、議案第44号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」の19件について討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

また、請願第1号「「美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」の改正に関する請願書」について、討論はなく、委員全員の賛成により趣旨採択することに決定いたしました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

御苦労さまでした。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

7番（萬代 師一君）〔登壇〕

それでは、3月定例議会で文教厚生委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月11日午前9時より、美作市役所4階議員控室におきまして文教厚生委員会を開催し、委員全員、議長出席のもと、執行部より岩崎職務代理者副市長、内海教育長、福原政策審議監、担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案第4号、議案第12号、議案第16号から議案第17号、議案第19号から議案第22号、議案第28号から議案第29号、議案第35号、議案第41号から議案第42号、議案第47号、以上の14議案の審査を行いましたので、主な内容につきまして報告をいたします。

まず、教育委員会の所管部より審査を行い、説明を受けた後、質疑に入りました。

議案第12号「美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」、委員より、具体的な委員の選考基準はあるのかの質疑があり、執行部より、委員には、第1号の学校教育関係者からは、小・中学校校長会の代表者、保育園、幼稚園の園長会の代表者、また社会教育関係では、文化連盟、人権教育推進委員会の代表者、第2号の家庭教育の向上に資する活動を行う者としては、PTA連合会、PTA母親委員会の代表者を、また第3号の学識経験者としては、市内の各地域の代表として行政事務連絡協議会より1名ずつ、また美作青年会議所の代表の方に入ってください、総勢が15名の委員で構成しているとの説明でありました。

次に、議案第16号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」は、委員より、ALTの配置人数について、またJETと民間業者委託との区分についての質疑があり、執行部より、ALTは、現在JETプログラムの派遣で中学校に2名、比較的日本語ができる外国人の派遣が可能な民間業者への業務委託により小学校に2名の計4名を配置しているとの説明でありました。また、JETプログラムと民間業者への業務委託の場合とは費用的に違うのかの質疑があり、執行部より、民間への委託は、報酬だけでなく、居住費や生活の支援費も含まれ、年額にして約920万円程度が必要ということでございます。また、JETプログラムの場合には、本人との直接契約を結ぶのではなく、報酬のほかに保険料を含め約900万円程度が必要であるとの説明でありました。委員より、ALTは必要であるが、子どもとの意思の疎通を図るためにお金がかかっても日本語が話せる外国人を雇用する方がよい、教育の向上を図るために財政のことより事業の推進に努めてほしいとの要望がありました。

次に、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」の審査に入り、各課より補正内容についての説明を受けた後に質疑に入り、まず教育総務課関係では、委員より、中学校費、学校管理費の備品購入費のスクールバスの購入について、修繕費が多額に必要となったとの説明の理由で、更新したのか、ま

た別の理由があるのかの質疑があり、執行部より、スクールバスの更新は当初予算において1台を更新する予算を計上していたが、年度途中にさらにもう一台が故障したため、補正で予算化し購入したもので、スクールバス2台の購入に係る精算での減額補正である。2台のスクールバスは、ともにエンジン部分の燃料噴射ポンプの故障によるもので、1台当たり修繕費が約100万円程度必要との見積もりを受けた。また、2台ともに購入から13年から16年が経過した45人乗りの大型バスで、維持管理費の面からも、また児童・生徒数に応じた29人乗りの中型車への切りかえ移行する時期も来ている。スクールバスの更新は計画的に行っており、児童・生徒の安全と安定した通学を確保するという観点より協議をしながら決定をしているとの説明でありました。委員より、修繕の場合には、まずはディーラーに相談し、相見積もりをとる場合には複数からとるとか、今後の予算執行においてはよく検討し実施するようとの指摘がありました。

委員より、繰越明許費で東栗倉小学校給食室改修工事がなぜ繰り越しになったのかの質疑があり、執行部より、4月から英北給食センターで調理した給食を東栗倉小学校へ配送することになる。配送された給食は3月期が終了するまで、今給食をつくっている調理室を通りランチルームへ運ぶために、着工が3学期の終了後となり、完成が4月にずれ込むことから繰り越しを予定しているとの説明でありました。委員より、保育所費、賃金の囑託保育士が当初56名の予定のところ52名との説明であったが、現場の先生方は困っているようだ、潜在的にいる保育士を掘り起こすためにも資格を持つ方に個別に当たるとか募集方法を考えるなど、積極的な確保に努めてほしいとの指摘がありました。

次に、学校教育課関係では、委員より、小学校費及び中学校費の学校管理費、使用料及び賃借料のパソコンのリース料によるパソコン入れかえは、教育委員会で見積もりをとるのか、市の管財課で行ったのかとの質疑があり、執行部より、小学校と中学校のパソコン教室のパソコンの入れかえは機械のみではなく、ソフトも必要で、仕様書等作成し管財課へ提出の上、管財課で入札を執行している。予算額は、前年度納入業者に見積もりを依頼して予算計上しているとの説明でした。委員より、今後は予算計上のための相見積もりをとり、適正な価格で予算を組み、執行してほしいとの要望がありました。委員より、小学校費、中学校費、同様にパソコンの入れかえに伴うリース料の減額について、入札時期がおくれたためとの説明であったが、その理由についての質疑があり、執行部より、平成26年4月にOSのXPサポートが切れるために本年度中に切りかえが必要であった。授業で使用するため、学校現場としては当初夏休み期間での入れかえを予定し、リース料も9月からの7カ月分を当初予定していたが、2学期に入って学校が始まって授業と並行して入れかえ作業ができると判断できたので、2学期の11月中に入れかえ作業を行い、リース料も12月から3月までの4カ月分の予算となり減額したものであるとの説明でありました。

他に質疑はなく、以上で議案第20号の質疑を終了し、次に議案第29号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」の審査に入り、補正内容についての説明を受けた後に質疑に入り、委員より、貸付金3名分の減額についての質疑があり、執行部より、本年度の奨学金の貸し付けは当初5名の新規貸し付けを予定していたが、募集を行ったところ3名の学生に貸し付けとなったことにより、2名分の貸付金が不用となった。また、継続で貸し付けを行っていた1名が一年間を通じて大学を休学したことにより貸し付けを休止した。このため1名の年間の貸付金が不用となり、合わせて3名分の貸付金が不用となったために108万円の減額となったとの説明でありました。

他に質疑はなく、次に議案第42号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」の審査に入り、説明を受けた後、質疑に入り、委員より、貸付金の内訳、新規貸付者及び継続貸付者の人数についての質疑があり、執行部より、平成26年度貸付金648万円の内訳は、新規貸付者が7名分252万円、継続の貸付者が11名分で396万円、合わせて18名分の貸し付けを予定しているとの説明でありました。

他に質疑はなく、議案第42号の質疑を終了し、以上で教育委員会所管分の審査を終了いたしました。

続きまして、保健福祉部関係の審査に入り、説明を受けた後、質疑に入りました。

議案第4号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」は、質疑はありませんでした。

議案第16号「美作市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」は、質疑はありませんでした。

議案第17号「美作市・西粟倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について」も、質疑はありませんでした。

議案第19号「美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について」、委員より、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までとあるが、その根拠についての質疑があり、執行部より、短い年限では医師の確保が難しいということで、双方協議により期間を5年としたとの説明でありました。

議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、各課より説明の後、委員より、繰越明許費で地域福祉計画策定費56万4,000円の繰り越しであるが、計画策定委員会の中で概要版をつくたという意見があった。内容についての質疑があり、執行部より、予算見積もりをとり、繰越予算において全世帯に配布可能な1万5,000部の概要版の印刷を行う予定であるとの説明でありました。委員より、敬老会の実績についての質疑があり、執行部より、市内6地区で75歳以上の敬老会参加対象者が7,034人、参加者人数は1,684人で、参加率は23.94%であったとの説明でありました。

議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、質疑はありませんでした。

議案第22号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員より、システム改修の委託料について65万4,000円の質疑があり、委員より、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に改定されるに伴い介護報酬の改定が行われるために介護報酬システムの改修が必要となったとの説明でありました。

議案第28号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」については質疑はありませんでした。

続いて、議案第35号「平成26年度美作市介護保険特別会計予算」について説明の後、委員より、配食について市が1,000円を業者に支払っている、利用者は400円を市へ支払っているが、弁当のボリューム等を考慮して800円とか600円の選択ができるようにしてはどうかの質疑があり、執行部より、配食サービスの弁当代1,000円については、おおむね食材費が400円、調理の経費が300円、そして配送の経費が300円を見込んでいます。合併後に統一し単価を決定したものである。内容については今後検討していきたいとの説明でありました。

次に、議案第41号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について説明の後、委員より、備品購入費でパソコン購入72万7,000円との説明であったが、何台分かの質疑があり、執行部より、職員4名分で4台分です、1台当たり約18万円であるとの説明でありました。

次に、議案第47号「平成26年度美作市病院事業会計予算」について説明の後、委員より、長期前払い消費税勘定の533万5,000円の内容についての質疑があり、執行部より、病院建設時において支払いをした約1億500万円の消費税額を20年間で均等に償却して費用化するものですとの説明でした。委員より、機械設備の整備について県に事業要望をしており、12月補正のときには県の補助が一部前倒しとなり実施するとの説明があったが、平成26年度当初予算に計上されていないが、整備計画はどうなっているのかの質疑があり、執

行部より、全体の整備計画は県に要望している、平成26年度分は6月の補正予算で対応させていただきたいとの説明でありました。委員より、医業外収益の他会計補助金のうち、不採算地区病院運営費等補助金とはどのようなものの質疑があり、執行部より、不採算地区病院運営費等補助金については、公立病院において病床数が150床未満であり、かつ位置関係については最寄りの医療機関までが15キロ以上という要件で、1床当たりの単価で特別交付税として市に交付されるものを繰出金として病院事業会計へ補助されているものであるとの説明でありました。委員より、特別損失の過年度損益修正損についての質疑があり、会計基準が変更になることにより、前会計と新会計で調整する上において、病院職員が退職時における掛金相当分との差額の特別負担金部分と賞与における旧年度に属する部分を計上しているが、会計の移行によるものなので、翌年度以降には発生しないとの説明でありました。

以上、保健福祉部の審査を終了し、続きまして、討論、採決を行いました。

議案第4号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」、議案第12号「美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「美作市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「美作市・西粟倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について」、議案第19号「美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について」、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、議案第22号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、議案第28号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、議案第29号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、議案第35号「平成26年度美作市介護保険特別会計予算」について、議案第41号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、議案第42号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、議案第47号「平成26年度美作市病院事業会計予算」について、以上、全ての議案において討論はなく、委員全員の賛成により可決をされました。

以上、委員長報告といたします。よろしく御審議のほどお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいまから10分間休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

4番（谷本 有造君）〔登壇〕

平成26年3月定例会美作市議会産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

去る3月12日午前9時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員全員出席のもと、執行部からは市長職務代理者岩崎副市長、福原政策審議監及び各担当部長以下関係職員が出席し、産業建設常任委員会に付託されました議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第13号、議案第20号、議案第23号、議案第27号、議案第31号、議案第32号、議案第36号、議案第40号、議案第43号、議案第45号、議案第46号、議

案第48号について慎重に審査をいたしましたので、御報告を申し上げます。

まず、議案第6号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、商工観光課より、消費税引き上げに伴い、大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例を初め12の条例の施設使用料等を8%課税にすると説明を受けました。委員より、今回の改正では使用料等の料金自体の見直しは考えていなかったのか、また緑地等利用施設の電気使用料の基準はあるのかとの質問があり、来年には消費税率が10%に上がる可能性もあり、今後検討をし、料金の見直しを行いたいとの説明を受けました。

議案第7号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、上水道課より、消費税引き上げに伴い簡易水道及び上水道の料金並びに加入者負担金を8%課税にすると説明を受けました。委員から、旧町村で料金単価が異なっている状況について、統一する必要があるのではないかと質問がありました。執行部より、料金統一は検討を行っているが、今回は消費税転嫁の部分だけを計上した。今後、委員会に諮りながら統一に向けて検討する予定であるとの答弁がありました。

議案第8号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」、下水道課より、消費税率の引き上げに伴う下水道使用料の条例改正についての説明を受けました。委員から、水道料金と同様に今後単価を統一する必要があるとの意見がありました。執行部より、水道料金と同じく、今後検討する予定であるとの答弁がありました。

続きまして、議案第13号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」、企業誘致課より、今回の改正は日本標準産業分類表の分類記号が改正されたことにより、整合性を図るため改正すると説明を受けました。委員からの質問は特にありませんでした。

議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」、まず農業振興課から補正内容の説明を受けました。委員から、獣肉処理施設への25年度の鹿とイノシシの2月末までの搬入頭数はどの質問があり、6月から2月末まで、イノシシ210頭、ニホンジカ987頭で、年間目標は達成したとの説明でした。委員から、農産物鳥獣害防止対策、防護柵設置の事業補助金の減額はなぜなのかとの質問があり、ほぼ整備が行き届いたのが要因と考えられ、当初予算での見込み違いとの説明を受けました。また委員から、防護柵の設置基準は3戸以上で申請なのかとの質問があり、谷間等で1戸しか受益者がいない場合でも特認事業で対応しているとの説明を受けました。

続いて、商工観光課から説明を受けました。委員より、観光施設費と現代玩具博物館管理費の財源を振りかえているが、その理由は何かとの質問があり、どちらも施設使用料の収入減に伴うものであり、施設の維持管理に必要な経費について一般財源からの財源更正であるとの説明を受けました。また、現代玩具博物館と東栗倉のおもちゃ村との関係はどうなっているのかとの質問があり、東栗倉のおもちゃ村は地元の有志で運営されており、うまく連携がとれていない状況である。今年一年で連携を図っていききたいとの説明を受けました。また、現代玩具博物館は東栗倉では赤字になるということから湯郷に移転したが、赤字に陥っている原因は何かとの質問があり、施設の規模から大型バス等の団体客の受け入れができず、お客さんを逃している状況である。なでしこジャパンの合宿をピークに入館者は徐々に減少している。PR不足や運営のマンネリ化もあることから、イベントや企画等の独自の営業活動を行い集客を図るとの説明を受けました。

続いて、企業誘致課から説明を受けました。委員から、企業誘致関係の補助金減額は5号地に進出を予定している企業と関係があるのか、また5号地への進出調印は3月中と聞いていたが、いまだに調印に至っていない、どのような状況になっているのかとの質問があり、減額は5号地進出予定の企業との関連はない、

また調印の日程は道上前市長の入院、急逝で延期になっている。早期の調印を協議しているが、企業側の事情もあって、8月ごろを目途に調整を進めていると説明を受けました。

次に、建設部所管分の説明を受けました。

建設管理課では、土木総務費及び道路橋梁維持費について、県事業負担金、防災安全交付金事業、除雪車購入の事業確定による増減と財源更正を行っている。繰越明許費は国庫補助の補正予算事業である橋梁点検45橋を予定している。

工務課では、道路橋梁新設改良の国庫補助事業6路線、起債事業8路線のほか、災害復旧費について事業確定による減額及び繰越明許としての国庫補助事業5路線、起債事業2路線、災害復旧事業を予定している。

農村整備課では、農地費については27地区、治山林道費については9路線の事業確定による減額及び災害復旧費の財源更正を行っている。繰越明許費は、ため池改修1件、国庫補助の補正予算事業である、ため池調査費、災害復旧事業5件を予定しているとの説明がありました。

委員から、下町圃場整備の換地について、必要費用と補助金の扱いはどうなっているのかとの質問があり、執行部からは、平成21年度に補助事業としては終了したため、市単独事業として対応しており、約540万円が見込まれるとの説明がありました。委員から、道路新設改良費の国庫補助事業の減額についての質問があり、執行部からは、国庫補助金の要望額に対して交付決定額が少なかったことに伴い事業費が減額となったとの説明がありました。委員から、危険なため池はあるが、耕作放棄地が多く受益者負担が困難であるような事例があるかとの質問があり、執行部からは、ため池の廃止についても補助事業が利用できるが、受益者負担金については5%が必要となる、事業化が困難で危険性が高い場合は貯水量を減らす等の協議を行っているとの説明がありました。

続いて、議案第23号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」、上水道課より補正予算の内容の説明を受けましたが、委員からは特に質問はございませんでした。

議案第27号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、商工観光課より補正予算の内容について説明を受けました。委員より、64万円減額の背景を把握しているのかとの質問があり、ラジコンコースの利用者が徐々に減ってきていることが要因であり、今後は利用者からアンケート調査等を行い、大会等の中身を変えていきたいとの説明を受けました。

議案第31号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、商工観光課より補正予算の内容について説明を受けました。委員より、今年度の対策で温泉を休止したが、それが売店等の売上減少に影響したのか、今回の補正の経緯について教えていただきたいとの質問があり、温泉休止は入浴者数のデータに基づき、集客には厳しく、入浴者数の減少する採算性の悪い期間において実施したものであり、それによって売店等の売上額の減少につながった側面もあったことから今回の補正をお願いしている。今後も赤字部分については荒治療をしていかななくてはならないとの説明を受けました。また、景観等の施設の魅力を発信していない、地域全体の宝物が連携するようなイベント等を実施していかないといけないのではないかとの意見があり、芝桜等の植栽など、魅力的な施設になるよう地元の協力を得ながら積極的に取り組むとの説明を受けました。

議案第32号「平成25年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」、下水道課より補正予算の内容についての説明を受けましたが、委員からは特に質問はありませんでした。

議案第36号「平成26年度美作市簡易水道特別会計予算」、上水道課より当初予算について説明を受けましたが、こちらも委員からは特に質問はありませんでした。

議案第40号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」についてですが、商工観光課より当初予算の内容について説明を受けました。委員より、土地借り上げ料の単価と契約期間及び単価の見直しをすべきではとの質問があり、覚書により単価については1平方メートル当たり135円で、契約期間については平成26年度末までの期間であり、単価については見直しをするとの説明を受けました。

議案第43号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計予算」について、商工観光課より当初予算の内容について説明を受けました。委員より、収入確保の対策は行っているのか、また施設が老朽化しているが、この予算では温水プールの修繕費が不足するのではないか、温水プールは夏でも加温が必要か、温水プールが集客につながっているのかとの質問があり、収入確保については地元の慶弔関係の利用強化活動と、合宿については体育系に加えて文化系団体の誘致に取り組んでいる。また、温水プールの修繕費については軽微な修繕で対応しており、すぐに修理しなければならないというところはなく、夏場でも水温が低いことから加温は必要である。また、温水プールがあることから合宿客を誘致できているとの説明を受けました。また、集客イベントができていないので、県立美術館等の関係施設や市外、県外の近隣の観光地と連携した営業をしてはどうかとの意見があり、今後検討し、取り組んでいきたいとの説明を受けました。また、五輪坊が裏口から入るようになっているなど、施設のロケーションが余りよくないが、その対策はできないのかとの質問があり、平成元年に建設した施設であり、老朽化も進んでいる、施設の表と裏、両方が玄関と考えている、施設のリフォームを含め、検討するとの説明を受けました。

議案第45号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計予算」について、商工観光課より当初予算の内容について説明を受けました。委員より、原材料費の緑化苗木はどこに誰が植えるのかとの質問があり、施設前の広場に春と秋に花を植える計画で、ボランティアの方々に植えていただく予定であるとの説明を受けました。また、人件費と賄い材料費を抑えないと赤字は解消できないと思うが、3,000万円の繰入金で経営していけるのか、発想を転換しないといけないのではないかと、また職員の意識改革が必要であると思われるが、今後の指導はどのようにされるのかとの質問があり、地元には最終的には指定管理者に移行することも伝えており、地元、施設、市が三者三様に責任を持ち、一致団結して経営改善に取り組まなければならないと考えている。愛の村の存続に向けて取り組み結果の検証や歳入の状況等を職員に周知するなどして、新たな経営方針のもと季節営業も検討するなど、大なたを振るう方向で危機感を持った経営改善を行うよう指導するとの説明を受けました。

議案第46号「平成26年度美作市水道事業会計予算」について、上水道課より当初予算について説明を受けました。委員から、給水収益に関して水の使用量の推移について質問があり、執行部からは、減少が続いてきたが、25年度は横ばいであるとの説明がありました。また、委員から、美作浄水場の異臭問題について質問があり、執行部から、現在発注している活性炭投入施設によりかなりの改善ができるであろうとの説明がありました。

議案第48号「平成26年度美作市下水道事業会計予算」について、下水道課より予算内容について説明を受けましたが、委員からは特に質問はありませんでした。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全ての案件について質疑を終了し、討論、採決に入り、議案第7号、議案第8号、議案第46号及び議案第48号について、消費税増税分を公共料金に転嫁することは反対であるとの討論がありましたが、採決を行ったところ、賛成多数で原案どおり可決され、また他の議案については全て全員一致で可決されました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

8番（山本 重行君）〔登壇〕

それでは、予算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る3月17日午前9時より、予算審査特別委員会を開催いたしましたので報告をいたします。

美作市民センター大研修室において、委員全員の出席のもと、執行部からは、副市長、教育長、政策審議監、各部長、関係職員が出席し、3月定例会において付託された議案第33号「平成26年度美作市一般会計予算」、議案第34号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算」の2件の予算審査について、各分科会の委員長より報告を受け、審査を行いました。

まず、総務委員会分科会審査分について、委員より、市内の告知放送加入率はどれくらいあるのか、また告知放送に加盟をしていない家庭については従来より防災無線が残っているが、非常時において防災無線への放送が流れていない現状があるが、防災無線のことについて協議をされたか、市民の安心・安全面についてどのような対応をしようとしているのかとの質問があり、総務委員長より、告知放送の加入率は98%である。また、防災無線については審査、協議はなされていないが、市民の安心・安全面から告知放送、防災無線については委員長が責任を持って回答できるようにしたいとの答弁がありました。また、体験物づくり工房開設事業補助金の活用について、市内には多数の陶芸作家もおられる中、1工房だけなのか、周知ができていないのではないかととの質問があり、総務委員長より、補助事業の対象要件としては、陶芸、ガラス細工、木工竹細工、その他市長が定める芸術や物づくりが対象になり、陶芸作家についても対象となり、体験物づくり工房開設事業希望者募集ということで広報等の中にチラシを入れ周知を図ったとの答弁がありました。

続きまして、文教厚生委員会分科会審査分について、普通旅費と特別旅費の違い、また職員の出張については普通旅費ではないのかとの質問があり、文教厚生委員長より、普通旅費については職員が視察研修等、事務等の連絡で出張するものであり、特別旅費については特定の方が出向く場合の旅費を特別旅費としており、この特別旅費の中には、B&Gのインストラクターの職員が沖縄のほうで研修を受けるものも含まれているとの答弁がありました。

続きまして、産業建設委員会分科会審査分についての質問等はございませんでした。

各分科会の質疑終了後、討論、採決に入り、まず、議案第33号「平成26年度美作市一般会計予算」について、討論に入り、委員より、今回の全ての公共料金に消費税分が上乘せされ、予算編成がされておる。基本的に消費税増税については反対しているから反対をしたいとの討論がございましたが、採決の結果、賛成多数により、議案第33号は可決されました。

続きまして、議案第34号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算」については、討論もなく、採決の結果、全員の賛成により議案第34号は可決されました。

以上、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

各常任委員長及び予算審査特別委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各常任委員長及び予算審査特別委員長の審査報告への質疑を行います。

まず、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

西元議員。

11番（西元 進一君）

総務委員会で検討されたようですが、基金についての質問です。

基金は通帳だけを調べたんですか、内容を議論されたんですか、ちょっと聞いておきたいと思ひまして。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

9番（尾高 誉久君）

通帳等は調べておりません。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

基金についてさっきちょっと言われたんじゃないかと思うんですが、私は基金について神経がとがとんです。よく言っときます。総務委員会でもし検討されるようであつたら、私は勝田の人です。若干ちょっとずれるかもしれませんが、岩崎職務代理者が100億円基金があると、いわゆるその一般財源で28億円下がるやつの中で、それを補填していくんだということを言われたんで、その点では私たちのいわゆるふるさと創生資金というのは目的基金だったわけですから、その点ではちゃんと議論をします。それで、100億円の中にそのふるさと創生資金がカウントされとるかどうかということで、一般財源化されるという簡単なものではないというふうに思うんで、その点だけははっきりさせておきたいと思うんで、よろしく。もし答弁があれば言うといってください。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、基金については平成25年度もしくは24年度については決算報告書に全部掲載をさせていただきますので、その決算書の中での金額をごらんいただいたらと思ひますが、尾高委員長、もし何か答弁ございましたら。

総務委員長。

9番（尾高 誉久君）

特にありません。特にないです。

議長（山本 雅彦君）

ありませんか。

[9番尾高誉久君「はい」と呼ぶ]

ということでございます。

ほかにございますか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

ささいなことですが、議案第2号の「美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について」ですが、本文の6条の改正によって回数制度が全部なくなるわけです。したがって、改正後は使用料は月額3,240円とするという表現になっておるわけですが、本文の中に別表というのがあるんですが、別表がこれでなくなるわけで、自然消滅するのはわかるんですが、別表そのものを削除するという項目があつたほうがえんじゃないかと思うんですが、この別表関係については表現する必要はなかったのでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

9 番（尾高 誉久君）

別表の表現については特に委員会で出ませんでした。要するに今回の回数制というものが過去に一度もないので、回数制をもうここで廃止するというのがこの趣旨でしたので、それについて総務委員としては了といたしました。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

本城議員。

12 番（本城 宏道君）

よう内容はわかっておりますし、回数制がなくなって、過去にも回数制を利用した者がいないということ、一本に絞られたのはわかるんですが、その別表が現在では残っておるわけです。したがって、その別表そのものを削除するという項目がこの改正の中でどこかへ加わっておったほうがえんじやないかなというように思ったわけですが、どう考えられますか。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

9 番（尾高 誉久君）

それは必要ならば、これは執行権になるのか、議会の議決権に当たるのかということを検討した上で、執行権なら執行権の側でやっていただきたい。議会で必要ならば再度上程していただいてやるべきだと思っております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

[12番本城宏道君「よろしい、理解はできます」と呼ぶ]

ほかにございますか。

岡崎議員。

10 番（岡崎 正裕君）

先ほどの報告の中で、もうもう工房の跡地についての報告がございましたけれども、これは今市長不在ということで、結構政策的な面が出てくるかと思うんですが、今までの示された計画、これが新しい市長になったときにどの程度変わってくるのか、その辺のところを議論をされましたか。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

9 番（尾高 誉久君）

全くしておりません。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

[10番岡崎正裕君「よろしい」と呼ぶ]

他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

これもささいなことなんですが、議案第4号の「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」ですが、この中には国民健康保険診療所の関係とかいろいろ含まれておるわけですが、その中で国民健康保険診療所条例の一部改正をする中で、別記4のところですが、診療時間の関係が表に出ております。受け付け時間が午前9時から午前10時30分までとなっておりますし、診療時間が午前9時から午前10時30分までということで、受け付け時間と診療が終了する時間が全く一緒になつとんですが、その辺で多少矛盾を感じるなということを思ったんですが、その辺どう考えられますか。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

7番（萬代 師一君）

本城議員が御質問の一部条例改正につきましてですけども、そこの今御指摘になりました件につきましての変更は一切ございません。別記4につきましては、英田の診療所の診察日が火曜日であったのが水曜日に変更になると、もう一点は金曜日は変更なしに金曜日にも診察を行うということでございます。この御指摘の受け付け時間、診療時間については変更もないものでございますし、当初条例化されたときに十分審査されたものということで、本委員会では一切協議しておりません。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

12番（本城 宏道君）

改正そのものは曜日の変更だけですが、今回の提案の中では診療時間に関するものには触れておりませんが、これは多少矛盾があるんで、次の改正のときには一つ考える必要があるんじゃないかなということを申し添えておきます。

議長（山本 雅彦君）

他に質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、文教厚生委員長に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、予算審査特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。これが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認め、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、議案第2号「美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

議案第2号について反対の討論をさせていただきたいと思います。

条例改正、6条の改正によって消費税が3%分増税を含むものですが、予算委員会のときにも申し上げましたが、市民の収入が落ち込んでいる中で、消費税分を上乗せするというのは好ましくないということで反対をしておきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第2号「美作市林野駐車場条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第3号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

全部この消費税関連が含まれるわけですが、国は消費税増税分は社会保障に回すと言いながら、国全体では8兆円もの増税になるわけですが、そのうち2兆円を法人税の減税に振り向けて、2兆円は大型公共事業に振り向ける、結局6兆円を景気対策に回そうとしておるわけです。消費税分は全て福祉のために使用するというを言っておきながら、このような状態になるということは非常に残念でなりませんし、そういうことです。

それから、消費税が8%に値上げをされたら、新たな増税につながるわけですがけれども、例えば年収500万円の標準的な4人世帯の新たな税負担というものは年間7万8,869円になるわけです。これはみずほ総研というところの試算ですけれども、そういう負担がふえてくると。総務省は自治体に対して増税分の公共料金への転嫁を要請しておるわけですがけれども、現在のように労働者の賃金が上がらず、とりわけこの美作市のように収入源の少ないところ、大企業についてはこの賃上げが次々できておるわけですけれども、この美作市においてはそのような恩恵を受けるのはごく一部であって、ほとんどの人が賃金が上がるという見込みはないわけですが、そういう中において消費税増税に加えてさらに公共料金を上げられますと、市民生活

と地域経済に大きな影響を与えると、このような関係でこの消費税については反対をせざるを得ないということでございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第3号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第3号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第4号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この議案第4号についても、介護老人保健施設、国民健康保険病院、国民健康保険診療所条例などの消費税に伴う増額になっておるものであり、第3号議案同様に反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号「美作市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第5号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この第5号議案についても、現在水洗化できていない世帯というのは、財政的に非常に厳しくて、加入金が払えないために水洗化できないという世帯がほとんどではないかと思うわけですが、そういう中であっ

て、改めてこの増税をするということは非常に普及が困難を来すというような意味において反対をいたしません。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第5号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第6号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

議案第6号についても、大芦高原国際交流の村、ふれあい交流館新旧館、テニスコート、バンガロー大芦、釣り場施設、人工溪流施設、ふれあい交流館あいだ、グラウンドゴルフ場、体育館、ガレージ、湯郷駐車場、山の学校、トム・ソーヤー冒険村、愛の村パーク、能登香の里、バレンタインホテル、ラジコン場、緑地等利用施設、武蔵の里研修センター、五輪坊等、全てのこの利用施設が値上げとなっております。

内容においては第3号議案で申し上げましたように、この公共料金の値上げについては反対をいたしません。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第6号は委員長の報告どおり可決をされました。

続きまして、議案第7号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この第7号議案についても、前号と同じように公共料金の値上げであり、反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号「美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例及び美作市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第8号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この議案第8号についても、公共下水道料金の値上げであります。先ほども申し上げましたように、特にこの下水道については自然環境を守る上からも全戸加入が最も大切であろうと思っております。現在未加入の世帯は財政面で厳しいということですし、できればこの条例改正とともに、加入金の減額というようなものも考える必要があるんじゃないかというように考えておりますが、いずれにせよ公共料金の値上げについては反対をしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号「美作市公共下水道条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第9号「美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号「美作市コミュニティハウス等設置条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第10号「美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号「美作市集会施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第11号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この議案第11号につきましては消防関係の手数料でございますが、この手数料については、地下タンクの関係ですけれども、非常に料金が高いわけです。地下タンクのこの施設というのは30年に一度取りかえるというようなことになっておるようですが、余りにもその投資が高くて、地方のガソリンスタンドというのがだんだんとなくなっていっております。そういうことで、新たにスタンドを設けるというようなところはなくなり、今までやっておったスタンドが廃止になり、非常に住民の方が不便を感じておりますが、その上にまたこの手数料を上げるということは非常に問題があるんじゃないかということで、私は反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第12号「美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号「美作市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第13号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第14号「美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号「美作市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第15号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第16号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び美作市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第17号「美作市・西栗倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号「美作市・西栗倉村障害程度区分認定審査会事務の委託に関する規約の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第18号「英田郡西栗倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号「英田郡西栗倉村と美作市との間における消防事務の事務委託に関する規約の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第19号「美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号「美作市国民健康保険診療所の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第20号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第22号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第23号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第24号「平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号「平成25年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第25号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」につ

いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第26号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第27号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第28号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第28号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第29号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第29号は委員長の報告どおり可決をされました。

続きまして、議案第30号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第30号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第31号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第32号「平成25年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号「平成25年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第33号「平成26年度美作市一般会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

条例の制定のところで反対討論をいたしました。それらについて一般会計全て含まれておりますので、反対いたします。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号「平成26年度美作市一般会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第34号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第34号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第35号「平成26年度美作市介護保険特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第35号「平成26年度美作市介護保険特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第35号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第36号「平成26年度美作市簡易水道特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

これも条例で反対いたしておりますので、同じ理由で反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号「平成26年度美作市簡易水道特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第36号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第37号「平成26年度美作市土地取得特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号「平成26年度美作市土地取得特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第37号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第38号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第38号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第39号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

これも条例の中で反対をいたしておりますので、反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第39号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第40号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

このものについても条例で反対をいたしておりますので、同じく予算についても反対をせざるを得ませ

ん。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第40号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第40号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第41号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第41号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第42号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第42号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第43号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

これも利用料の値上げが含まれており、条例で反対をいたしておりますので、反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第43号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第43号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第44号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第44号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第45号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

これについても利用料の値上げになっておりますので、条例で反対をしたように、この予算でも反対をせざるを得ません。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第45号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第46号「平成26年度美作市水道事業会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この水道関係の予算についても条例で反対をいたしておりますので、反対をせざるを得ません。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第46号「平成26年度美作市水道事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第46号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第47号「平成26年度美作市病院事業会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この病院会計についても公共料金の値上げが含まれており、条例で反対したように反対をせざるを得ません。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第47号「平成26年度美作市病院事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第47号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第48号「平成26年度美作市下水道事業会計予算」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

12番（本城 宏道君）

この案件についても条例で反対をいたしておりますので、公共料金の値上げが含まれており、反対をせざるを得ません。

議長（山本 雅彦君）

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第48号「平成26年度美作市下水道事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第48号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、請願第1号「美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」の改正に関する請願書について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。

請願第1号「美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」の改正に関する請願書について、委員長の報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、請願第1号は委員長の報告どおり趣旨採択をされました。

ただいまより1時10分まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時10分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど休憩中に議会控室において、議長、委員、市長職務代理者副市長、教育長、政策審議監、担当部長の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

休憩中に議員から議案を提出したいとの旨の申し出があり協議いたしましたので、その結果を報告いたし

ます。

新たな追加議案は、発議第2号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」の1件であります。この発議は産建委員会で発議いたします。

日程に追加し、追加日程第1として議案上程の後、質疑、討論、採決といたします。

以上をもちまして議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第2号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。発議第2号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1 発議第2号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」

議長（山本 雅彦君）

それでは、追加日程第1、発議第2号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」を議題とし、提案者の説明を求めます。

産業建設委員長。

4番（谷本 有造君）〔登壇〕

発議第2号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」についてでございます。

〔以下朗読〕

どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、発議第2号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」は委

員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第1、発議第2号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました株式会社雲海に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により議長の指名により選任することになっておりますので、選考につきましては議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

それでは、選考できるまで暫時休憩をいたします。

午後1時18分 休憩

午後1時22分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、株式会社雲海に関する調査特別委員会の委員を事務局より報告をさせます。

それでは、報告をお願いします。

議会議務局長（内藤 淳子君）

それでは、御報告させていただきます。

委員に、議席番号1番重平直樹議員、議席番号3番安本博則議員、議席番号6番則本陽介議員、議席番号10番岡崎正裕議員、議席番号12番本城宏道議員、議席番号15番万殿紘行議員。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

ただいまの報告のとおりであります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。それでは、株式会社雲海に関する調査特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

決定するまで暫時休憩といたします。

午後1時23分 休憩

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が決定いたしましたので、事務局より報告をさせます。

議会事務局長（内藤 淳子君）

それでは、御報告いたします。

委員長に議席番号10番岡崎正裕議員、副委員長に議席番号3番安本博則議員が互選されました。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

以上、報告のとおりです。よろしくお願いをいたします。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、美作市長職務代理者岩崎副市長より御挨拶をお願いいたします。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

平成26年第1回3月美作市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月3日の開会以来、本日に至るまで17日間にわたり開催されてまいりました。その間、御提案申上げました平成26年度一般会計予算を初め、数多くの案件につきまして慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございます。また、今議会は、市長空席という状況での開催となりましたが、格別の御配慮を賜りまして、重ねて厚くお礼を申し上げます。

今月30日には市長選挙が行われ、新市長就任となります。今後の市政運営方針、職員人事等につきましては、新市長のもと行われることとなりますので、議員の皆様には引き続き御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

窓から入る日差しも日に日に暖かさを増し、ようやく春の訪れを感じられるころとなりましたが、朝夕まだまだ冷え込んでおります。議員各位におかれましてはくれぐれも健康には御留意をいただき、本市発展のためますます御活躍いただきますよう心から御祈念を申し上げまして、定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

なお、故道上政男市長の市葬でございますが、4月13日、美作文化センターでの開催に向け、ただいま準備を進めております。何分御協力ともお願いをいたします。

本日はまことにありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

平成26年第1回3月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月3日開会以来、本日までの17日間にわたり、提案されました平成25年度補正予算並びに平成26年度予算及び4月1日より施行となります消費税増税に伴う重要議案等につきまして熱心かつ慎重なる御審議を賜り、本日ここにその全ての議案を議了することができました。この第1回3月議会定例会は、市長不在、内海議長辞任という中での議会となったわけでございますが、全ての議案を議了できましたことは、これもひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝をいたしますとともに厚く御礼を申し上げます。

なお、本定例会は閉会となりますが、今後、本日議決をいただきました特別委員会によります雲海問題の

調査が行われることとなりますので、よろしく願いをいたします。

また、執行部の皆様方には大変お世話になりましたこと、厚く御礼を申し上げますとともに、今定例会で提案され成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各議員からの意見や指摘を十二分に尊重をし、美作市発展、さらなる市民生活の福祉向上のため、より一層の熱意と努力を払われるよう強く希望いたしますのでございます。

3月30日執行の美作市長選挙により新市長が決定するわけでございますので、新体制のもと、美作市発展のためにさらなる御尽力をいただきますようよろしく願いをいたします。

終わりにりましたが、議長としてまことに微力ではございますが、美作市議会発展のため精いっぱい務めさせていただきたいと存じておりますので、議員皆様方の御協力をよろしく願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

お諮りをいたします。

今期定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

以上をもって平成26年第1回3月美作市議会定例会を閉会をいたします。

午後1時38分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成26年3月19日

美作市議会旧議長 内 海 健 次

美作市議会新議長 山 本 雅 彦

美作市議会副議長 鈴 木 悦 子

会議録署名議員 万 殿 紘 行

会議録署名議員 日 笠 一 成

そ の 他 資 料

一般質問【平成26年第1回（3月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	13番 岩江正行	1. 田園観光都市の進捗状況と将来の展望について	①希望のもてる農業 農家所得の安定、事業計画について ②環太平洋連携協定（TPP）減反政策の見直しについて 田園観光都市を進める中で大きな障害にはならないか ③担い手不足 若者定住について	市 長 田園観光部長 建設部長
		2. 耕作放棄地対策について	①耕作放棄地の現状・面積 ②耕作放棄地、荒廃した農地の再生に向けての事業の計画はあるのか ③公共事業の受益者負担の軽減について	市 長 田園観光部長 建設部長
		3. 下町ほ場整備事業、耕作放棄地について	①産業廃棄物搬入 竣工検査について ②早期解決に向けての具体策を提示せよ	市 長 田園観光部長 建設部長
2	5番 山本雅彦 〔取下げ〕	1. 粟井小学校閉校による跡地利用について	①閉校後の跡地利用における、支援学級分級誘致の経過について	教 育 長 担当部長
		2. 校庭芝生化について	①その後の推進状況について	教 育 長 担当部長
3	11番 西元進一	1. 後期振興計画について	①評価と詳しい内訳等、現在どのように推移しているのか。 ②具体的裏付と言うか何か検討していますか。交付税についての検討等。	企画振興部長
		2. 人権問題、訴訟問題等	①訴訟問題の在り方、行政側の取り組み	企画振興部長 総務部長
		3. 葬儀について	①70人からの方の目が光っている出来事	市民部長
		4. 新クリーンセンターについて	①河内地内での契約書が出来ているのか。 ②河内地区の説明会と全地区の説明会について ③変更に対する回答について	環境部長
4	12番 本城宏道	1. 市政の動きについて	①国政タイムズという新聞が全市に配られ、市民から市政に対する不信感が広がっている、真実を明らかにすべきではないか。 ②東粟倉工房について、その後の経過が報告されていない。 経過について報告されたい。	副 市 長
		2. 農業問題について	①政府は、農政改革を進めようとしているが、農地中間管理機構、関連予算を計上したが、これら農政改革はどの様にかえられようとしているのか説明を求める。 ②その中で「耕作者集積協力金」というのがあがるがどの様なものか。 また農地の借り手が支払うと言うが、見つからなければどうなるのか。 ③「攻めの農業実践緊急対策」というのは、どの様な事業か。 ④飼料用米等の販売先は誰が責任を持つのか。また飼料米は反収基準があるのか、そして反収基準に不足したらどうなるのか。 ⑤「経営所得安定対策」支払い制度が26年度より半減され4年後には全廃される様だが現在市内でどれ位支払われてそれがどの程度影響するのか。また担当部として対応は考えているのか。	担当部長

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		3. 教育問題について	①いじめ、不登校などの程度あるのか現状は。 ②「いじめ防止対策推進法」に基づき「地方いじめ防止基本方針」を策定し、各学校でも同じように基本方針を策定する事になっている。どの様にすすめられているのか。 ③市の「学校問題第3者委員会」や教育研修センター美作塾等との関連はどうなるのか。 ④津山市が取り組んでいる「学びの共同体」と言うのがあるそうですが、研究されていますか。	教 育 長
5	3番 安本博則	1. 行政の役割と責務	①特別職と職員の責務について	副 市 長 総務部長
6	10番 岡崎正裕	1. 東栗倉工房について	①調査はどうなっているのか ②被害届の経過は	副 市 長
		2. 雲海について	①美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条第2項について	副 市 長
		3. 新クリーンセンターについて	①工事の進捗状況について	副 市 長 環境部長
		4. 地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に 関する請願について	①請願が採択されたのち、具体的にどのように 方策を講じたのか。	副 市 長 総務部長